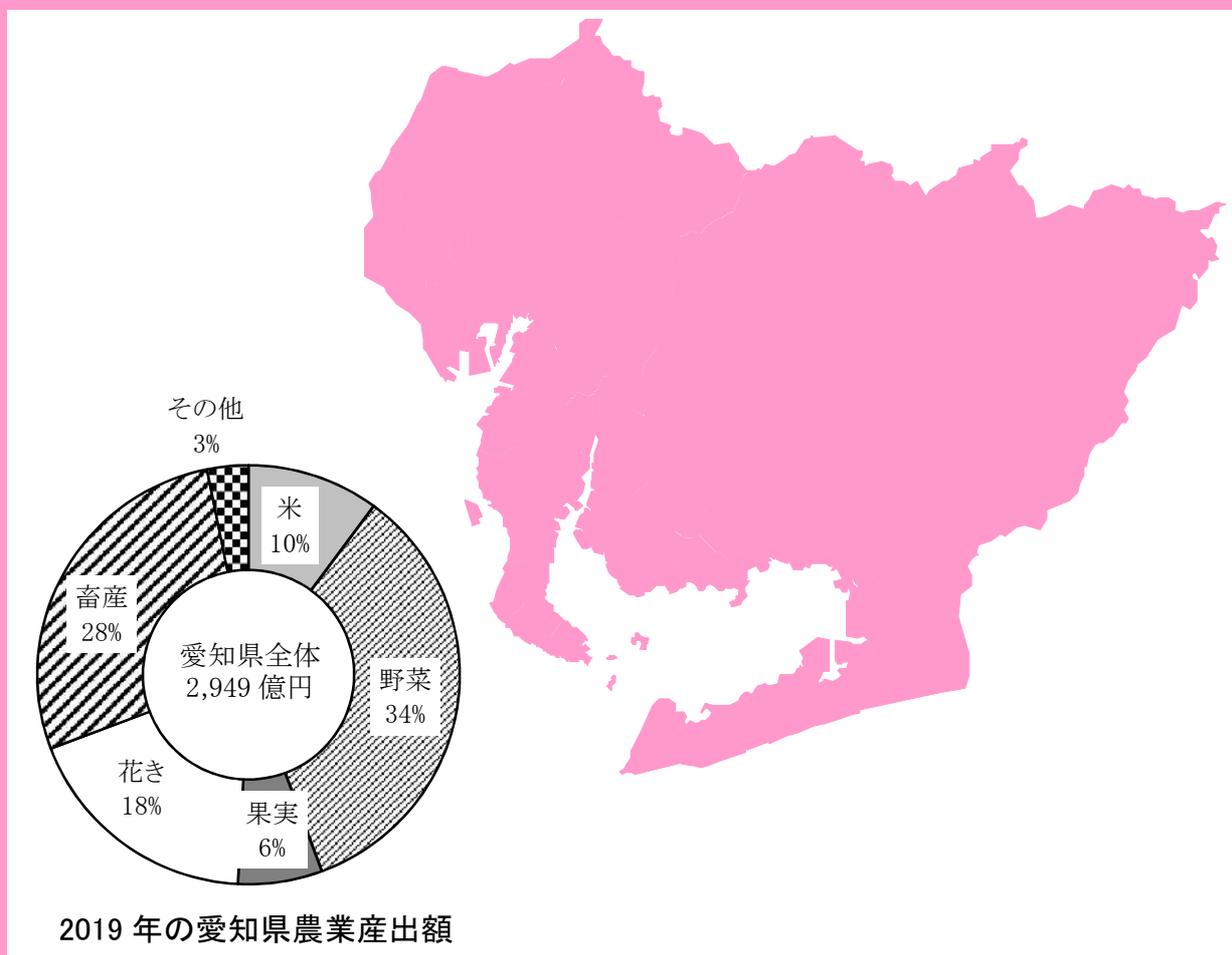


農業の動き

2021



食と緑の基本計画2025の施策体系

食と緑が支える
県民の豊かな暮らし

《柱1：生産の柱》持続的に発展する農林水産業の実現

(1) 意欲ある人材の確保・育成

- ア 農業を支える多様な人材の確保・育成
- イ 林業を支える担い手の確保・育成
- ウ 水産業を支える担い手の確保・育成

(2) 生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実

- ア 新技術・新品種の開発と普及
- イ 農林水産業を支える生産基盤の整備と環境づくり
- ウ 産地の体制や生産設備の強化
- エ 食の安全・安心の確保

(3) 新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現

- ア マーケット・インの視点に立った生産・流通の改善
- イ 農林水産物等に関する国内外での需要の開拓
- ウ 環境との調和に配慮した持続可能な農林水産業

《柱2：暮らしの柱》農林水産の恵みを共有する社会の実現

(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

- ア 県産農林水産物への理解を深める取組の推進
- イ あいちの農林漁業を応援・体験し参加する機会の提供
- ウ 幅広い世代に対する食育の推進

(2) 災害に強く安全で快適な環境の確保

- ア 農山漁村の強靱化に向けた防災・減災対策
- イ 快適な生活環境の確保
- ウ 暮らしを支える森林・農地・漁場の整備・保全

(3) 地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現

- ア 地域の特性に応じた農山漁村の活性化
- イ 多面的機能の持続的な発揮につながる活動の推進

はじめに

農業は、私たちに安全・安心な食料等を供給するとともに、その営みが適切に行われることによって、洪水の防止や水資源のかん養等の多面的機能を発揮するなど、私たちの暮らしを支えています。

また、本県農業は、木曾川・矢作川・豊川の豊かな水に恵まれ、先人たちの努力や名古屋市を始めとする大消費地を抱える環境の下、全国第8位の農業産出額を誇っており、産業としても大変重要な地位を占めています。

しかしながら、農業・農村は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少、高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の一層の進展、頻発する自然災害や家畜伝染病の発生、さらには、新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しています。

こうした中、国は、新たな「食料・農業・農村基本計画」（2020年3月）の中で、生産基盤の強化、国内需要の変化への対応、更なる輸出拡大、活力ある農村の実現などを打ち出したところです。

県としては国の施策を踏まえつつ、2020年12月に新たに策定した「食と緑の基本計画2025」に基づき、関係団体とも連携して、愛知の強みや特色を生かした、持続的に発展する農林水産業と、農林水産の恵みを共有する社会の実現を目指してまいります。

「農業の動き」は、本県農業・農村に関する基礎的資料として、1961年度以降、毎年作成しているものであり、できるだけ最新のデータを使用しながら、本県農業の特徴や新たな動向等について、分かりやすく解説するように努めています。さらに、今年度は、新たな基本計画に関する取組や、5年に一度公表される農林業センサスの最新データをできるだけわかりやすく盛り込みました。

本資料により、本県の農業の現状に対する理解を深めていただくとともに、本資料が県民の皆様にとって、農業の未来を考えていただくための一助となれば幸いです。

2021年5月

愛知県農業水産局長

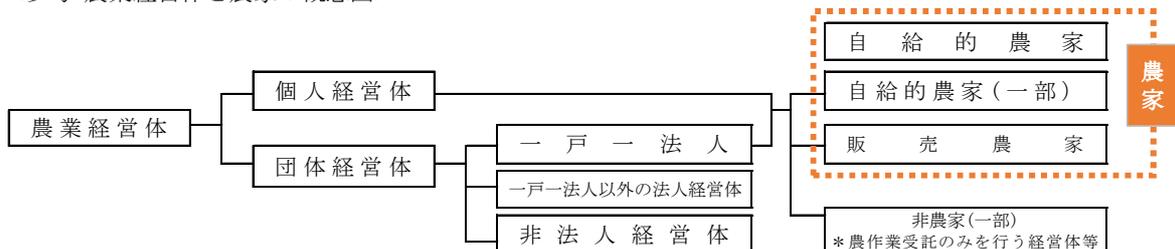
愛知県農林基盤局長

主な用語の説明

- 1 農業経営体 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係わる面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者
- ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
 - イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の農業

① 露地野菜作付面積	15 a
② 施設野菜栽培面積	350 m ²
③ 果樹栽培面積	10 a
④ 露地花き栽培面積	10 a
⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧ 豚飼養頭数	15 頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模	
 - ウ 農作業の受託の事業
- なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる
- 2 個人経営体 個人（世帯）で事業を行う経営体
- なお、法人化して事業を行う経営体は含まない
- 3 団体経営体 個人経営体以外の経営体
- 4 農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
- 5 基幹的農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
- 6 世帯員 原則として住居と生計を共にしている者
- 出稼ぎ等に出ているその家になくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため外出し、生活している子弟及び住み込みの雇人は除く
- 7 農家 調査期日現在で経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯（「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。）
- 8 販売農家 経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
- 9 自給的農家 経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
- 10 専業農家 世帯員のうちに兼業従業者が1人もいない農家
- 11 兼業農家 世帯員のうちに兼業従業者が1人以上いる農家
- 12 第1種兼業農家 農業所得を主とする兼業農家
- 13 第2種兼業農家 農業所得を従とする兼業農家
- 14 農業産出額 年内に生産された各農産物の生産量（自家消費を含む）から、種子・飼料などの中間生産物を控除した各農産物数量に、農家の庭先価格を乗じ、都道府県を単位として推計したもの（平成18年までは市町村を単位として推計）
- 15 生産農業所得 農業産出額に別の農林水産省統計調査から算出した所得率を乗じて求めたもの

<参考:農業経営体と農家の概念図>



[農業動向編]

目 次

1	愛知の農業	
	愛知県農業の主要指標	1
	県内産業の中の農業	2
	主要な問題の解説<本県農業の全国位置について>	3
2	農業経営	
	農業経営体	4
	主要な問題の解説<「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」について>	5
	農業労働力	6
	主要な問題の解説<農業分野における外国人材の受入について>	7
	農薬・肥料・農業機械	8
	主要な問題の解説<作業機を装着・けん引した農耕車の公道走行について>	9
	環境保全型農業	10
	主要な問題の解説<環境保全型農業直接支払交付金制度について>	11
	農業資金	12
	主要な問題の解説<農業次世代人材投資資金の実績と今後について>	13
	農業団体	14
	主要な問題の解説<土地改良区の統合整備について>	15
3	生産基盤	
	農 地	16
	主要な問題の解説<相続未登記農地等の利用の促進について>	17
	農業農村整備の実施目標	18
	主要な問題の解説<農業用ため池に関する法律の制定について>	19
	農業農村整備の実施状況	20
	主要な問題の解説<浸水被害が生じた農業用排水機場の「仮復旧マニュアル」について>	21
4	農業生産	
	土地（耕地）利用	22
	主要な問題の解説<農地中間管理事業の進捗状況について>	23
	農業生産	24
	主要な問題の解説<あいちの園芸生産力の強化に向けた「一体的支援プログラム」について>	25
	水稻・麦・大豆生産	26
	主要な問題の解説<稲・麦・大豆の生産振興について>	27
	野菜生産	28
	主要な問題の解説<新しい「愛知県野菜生産振興方針」について>	29
	花き生産	30
	主要な問題の解説<「愛知県花き振興計画」について>	31
	果樹・工芸作物生産	32
	主要な問題の解説<「第12次愛知県果樹農業振興計画」及び 「第8次愛知県茶業振興計画」について>	33
	施設園芸	34
	主要な問題の解説<セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可基準について>	35
	乳用牛・肉用牛の飼養動向	36

愛知県農業の主要指標

区 分	単 位	愛 知 県			全 国		資 料	備 考	
		2014年	2019年	2019年/2014年	2019年	2019年/2014年			
農業経営体	経営体	36,074	26,893	74.5	1,075,580	78.1	※出典資料の作成年次の関係で、データの詳細は以下のとおり。 2019年値 ⇒2020農林業センサス 2020年2月 2014年値 ⇒2015農林業センサス 2015年2月		
個人経営体	経営体	35,410	26,228	74.1	1,037,231	77.4			
基幹的農業従事者	人	55,448	40,159	72.4	1,362,914	77.7			
女性の割合	%	47.0	44.6	—	39.6	—			
うち65歳以上	人	35,389	26,413	74.6	948,511	83.8			
65歳以上の割合	%	63.8	65.8	—	69.6	—			
基幹的農業従事者平均年齢	歳	—	67.2	—	67.8	—			
団体経営体	経営体	664	665	100.2	38,349	103.6			
法人経営体	経営体	611	618	101.1	30,700	113.7			
農家戸数	戸	73,833	61,055	82.7	1,746,990	81.1			<u>農家戸数</u> <u>総世帯数</u>
農家率	%	2.4	2.0	—	3.3	—			
販売農家	戸	35,068	25,906	73.9	1,027,782	77.3			
自給的農家	戸	38,765	35,149	90.7	719,208	87.1			
耕地面積	ha	77,400	74,200	95.9	4,397,000	97.3	耕地面積調査 2019年7月	<u>耕地面積</u> <u>総面積</u>	
耕地面積率	%	15.0	14.5	—	11.8	—			
1戸当たり平均耕地面積	ha	1.05	1.22	115.7	2.52	120.1	<u>水田面積</u> <u>耕地面積</u>		
水田面積	ha	43,800	42,100	96.1	2,393,000	97.4			
畑面積	ha	33,500	32,100	95.8	2,004,000	97.3			
水田率	%	56.6	56.7	—	54.4	—			
農業振興地域面積	ha	183,964	182,977	99.5	—	—	農業振興課資料 2019年		
農振地域内農用地区域面積	ha	68,753	67,107	97.6	4,680,000	98.7			
農業産出額	億円	3,010	2,949	98.0	88,938	106.3	生産農業所得統計 2019年	野菜、果実、花き	
構成比 米	%	8.3	10.1	—	19.6	—			
構成比 園芸	%	57.9	59.2	—	37.3	—			
構成比 畜産	%	30.1	27.6	—	36.1	—	作付面積調査 2019年	<u>作付延べ面積</u> <u>耕地面積</u>	
農作物作付延べ面積	ha	70,800	67,700	95.6	4,019,000	96.9			
稲	ha	29,300	27,500	93.9	1,469,000	93.3			
野菜	ha	17,400	—	—	—	—			
果樹	ha	5,000	—	—	—	—			
花き等	ha	4,630	—	—	—	—			
耕地利用率	%	91.5	91.2	—	91.4	—			
施設園芸栽培延面積	ha	3,849	3,867	100.5	—	—			2019年値 ⇒2018園芸用施設の設置等の状況
乳用牛飼養頭数	頭	27,200	22,600	83.1	1,352,000	98.6	畜産統計調査 2020年2月 畜産統計調査 2020年2月 畜産統計調査 2019年2月 畜産統計調査 2019年2月	豚及び採卵鶏飼養羽数については、2020年は農林業センサスのため調査結果なし。 採卵用成鶏めす	
肉用牛飼養頭数	頭	44,100	41,200	93.4	2,555,000	102.7			
豚 飼養頭数	頭	349,900	352,700	100.8	9,156,000	96.0			
採卵鶏飼養羽数	千羽	6,964	7,019	100.8	141,792	106.2			

○数値の出典及び年次は資料欄に記載した。

県内産業の中の農業

●農業の総生産※は1,529億円で8.8%減少

「あいちの県民経済計算」によると、2018年度の県内全産業の総生産は40.9兆円で前年より1.6%増加しました。産業別では、第1次産業は8.4%減少、第2次産業は2.4%、第3次産業は1.0%それぞれ増加しました。

第1次産業のうち、2018年度の農業の総生産は1,529億円で、前年度に比べ8.8%（149億円）減少し、全産業に占めるシェアは0.4%となっています（A、B図）。

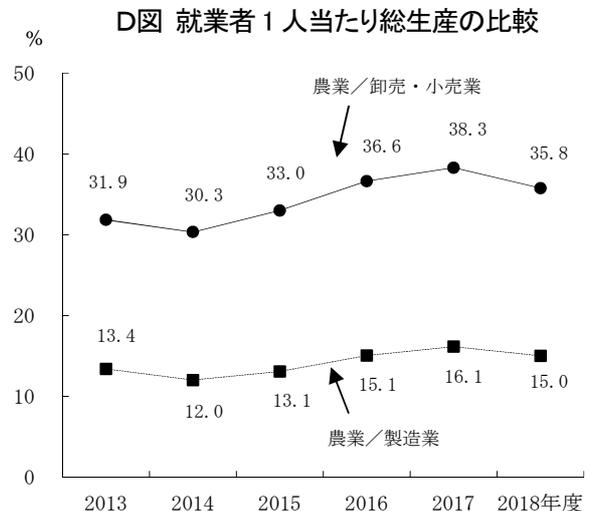
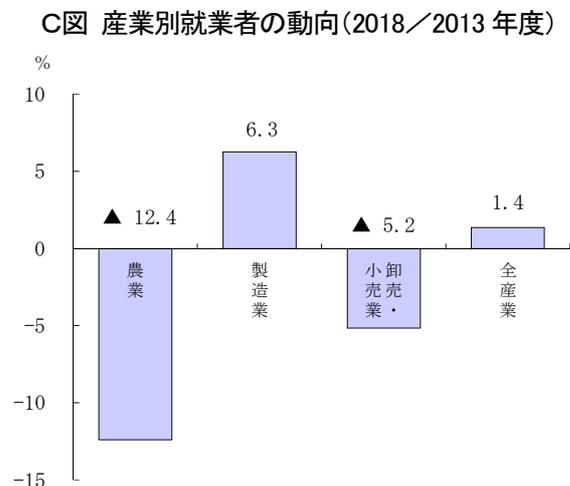
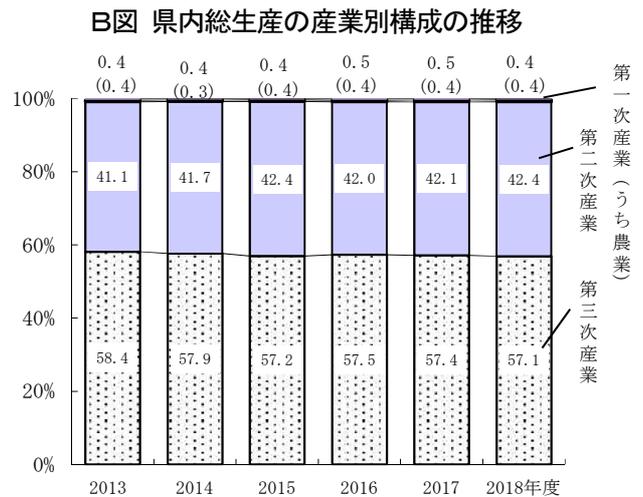
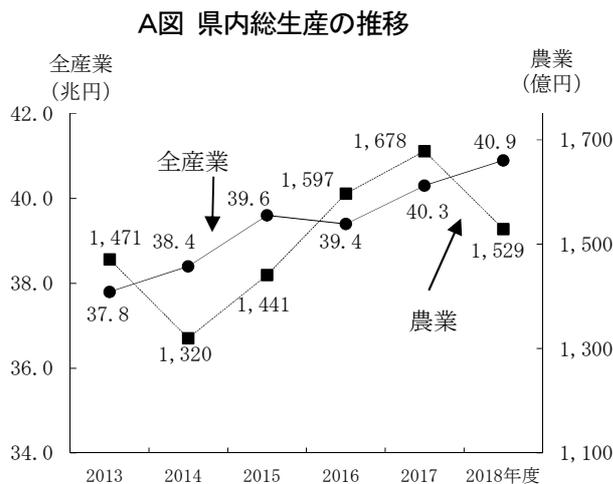
●農業就業者は、6万3千人で3.3%減少

本県の農業就業者は年々減少し、2018年度には6万3千人となり、前年度に比べて3.3%、5年前に比べて12.4%の減少となりました（C図）。全産業就業者に占めるシェアは1.5%で、前年度と比べ0.1ポイント減少しました。

●農業就業者1人当たり総生産は241万円で14万円減少

2018年度の就業者1人当たり総生産は、全産業平均では968万円、農業では241万円で前年度に比べて14万円減少しました。また、他産業と比較すると、農業／製造業は15.0%（製造業の約1/7）で前年度に比べて1.1ポイント減少、農業／卸売・小売業は35.8%（卸売・小売業の約1/3）で前年度に比べて2.5ポイント減少しました（D図）。

※総生産値は、全て名目値



(資料 あいちの県民経済計算 (A~D図))

注) 「あいちの県民経済計算」の係数は改訂される場合があります。

主要な問題の解説

本県農業の全国位置について

A表 農業産出額の全国順位

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	(億円)
第1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	(12,558)
2	茨城	茨城	茨城	鹿児島	鹿児島	鹿児島	(4,890)
3	鹿児島	鹿児島	鹿児島	茨城	茨城	茨城	(4,302)
4	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	(3,859)
5	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	(3,396)
6	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	(3,364)
7	愛知	青森	青森	愛知	青森	青森	(3,138)
8	青森	愛知	愛知	青森	愛知	愛知	(2,949)
9	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	(2,859)
10	新潟	群馬	群馬	岩手	岩手	岩手	(2,676)

(資料 生産農業所得統計)

本県の農業産出額の順位は、全国で常に10位以内にあり、約3千億円の産出額を有する中部地区最大の農業県です。2019年の産出額は、2,949億円で前年に比べ166億円(5.3%)減少し、全国第8位でした(A表)。

作目別にみると、キャベツ等の野菜の価格下落などで115億円(10.2%)減少し、畜産では、卵価の下落や豚熱の発生による豚の出荷頭数の減少等が影響し、53億円(6.1%)減少しました。

B表 農業産出額(2019年)の作目別順位

区分	米	麦	類	野	菜	果	実	花	き	工	芸	肉	用	牛	乳	用	牛	豚	鶏	卵	
第1位	新	潟	北	北	青	森	愛	知	知	北	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
2	北	海	海	海	長	野	千	葉	北	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
3	秋	田	福	岡	和	山	福	岡	沖	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
4	山	形	佐	賀	歌	山	静	岡	静	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
5	宮	城	玉	馬	知	山	玉	熊	熊	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
6	福	島	群	野	長	愛	野	城	宮	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
7	茨	城	愛	知	長	野	城	宮	宮	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
愛	2019	22位	7位	5位	13位	1位	17位	19位	7位	9位	13位	7位	9位	11位	6位						
知	2018	21位	8位	5位	13位	1位	17位	19位	7位	9位	11位	6位									

(資料 生産農業所得統計)

作目別順位をみると、花きが全国第1位(前年度第1位)、野菜が第5位(同第5位)、麦類が第7位(同第8位)、乳用牛が第7位(同第7位)、鶏卵第7位(同第6位)と園芸、畜産部門は全国でも上位を占めています(B表)。また、耕種全体では第8位、畜産全体では第11位となっています。

C表 農業の主要指標

指標	愛知県	全国シェア(全国平均)	順位	調査年(月)
総農家数	61,055戸	3.5%	6	2020(2)
販売農家数	25,906戸	2.5%	19	2020(2)
主業経営体数(個人経営体)	6,882経営体	3.0%	14	2020(2)
基幹的農業従事者数(個人経営体)	40,159人	2.9%	11	2020(2)
耕地面積	74,200ha	1.7%	17	2019(7)
農産物販売金額1,000万円以上経営体数	5,147経営体	4.0%	4	2020(2)
農産物販売金額3,000万円以上経営体数	1,631経営体	4.0%	4	2020(2)
農業産出額	2,949億円	3.3%	8	2019
生産農業所得	1,004億円	3.0%	10	2019
1経営体当たり生産農業所得	3,733千円	(3,106千円)	9	2019
1経営体当たり平均耕地面積	275.9a	(408.8a)	26	2019
耕地10a当たり生産農業所得	135千円	(76千円)	4	2019

(資料 農林業センサス、耕地面積調査、生産農業所得統計)

本県農業の主要指標に関する全国シェアをみると、総農家数、販売農家数、基幹的農業従事者数、農業産出額、生産農業所得は、いずれの指標も3%前後を占めています(C表)。

一方、農産物販売金額が1,000万円以上の農業経営体は5,147経営体で、全国シェアは4.0%を占め、全国第4位となっています。

その結果、1経営体当たりの平均耕地面積は275.9aと、全国平均の408.8aを大きく下回るものの、耕地10a当たりの生産農業所得は全国第4位の135千円と、全国平均の約1.8倍となっています。

本県では、農業産出額に占める野菜、花き、果実等の園芸部門の割合が高く、施設を活用した生産性・収益性の高い農業が行われています。

2 農業経営

農業経営体

●農業経営体数は2万7千経営体で25.5%減少

2020年2月の本県の農業経営体数は26,893経営体となり、2015年に比べ25.5%減少しました。

また、農産物販売金額規模別経営体数は、販売金額500万円以下の経営体数が19,690経営体で2015年に比べ28.7%と大きく減少しているのに対して、3,000万円以上の経営体数は1,631経営体で6.5%と小幅な減少となっています（A図）。

●農家数は6万1千戸で17.3%減少

総農家数は61,055戸となり、2015年に比べ17.3%（12,778戸）減少し、販売農家数も25,906戸と、26.1%（9,162戸）減少しました（B図）。農家率（総世帯数に占める総農家数のシェア）は2.0%となり、2015年と比べて0.4ポイント低下しました。

●農業法人は762法人で17法人増加

本県の農業法人数（農事組合法人1号^注は除く）は、2020年8月で762法人と2019年より17法人増加しています。部門別では野菜が227法人で全体の29.8%を占め、次いで、畜産の順となっています（C図）。

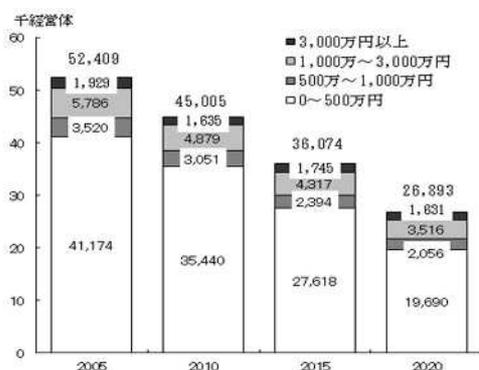
（注）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業のみを行う農事組合法人。

●認定農業者は4,367経営体

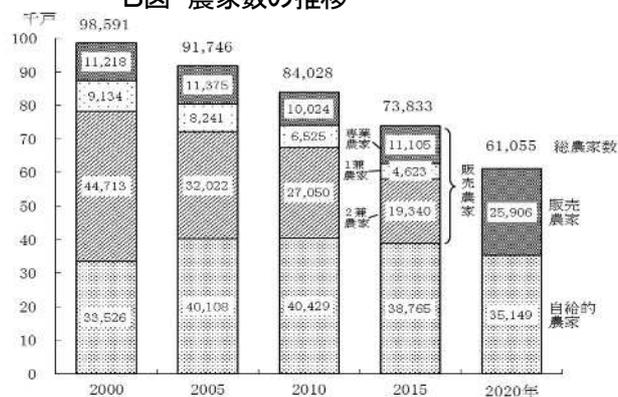
2020年3月末の本県の認定農業者は4,367経営体です（D図）。

経営類型別では、単一経営が3,222経営体で全体の73.8%を占め、そのうち施設野菜925経営体（28.7%）、次いで花き683経営体（21.2%）の順となっています。

A図 農産物販売金額規模別経営体数の推移

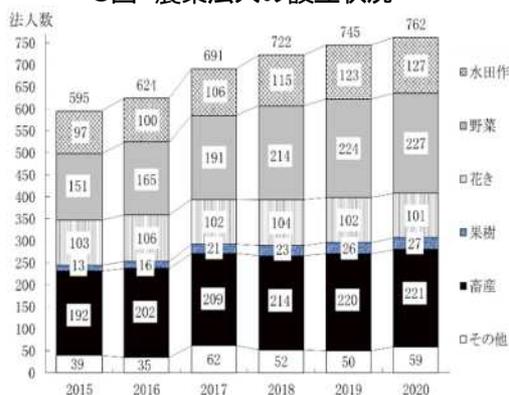


B図 農家数の推移



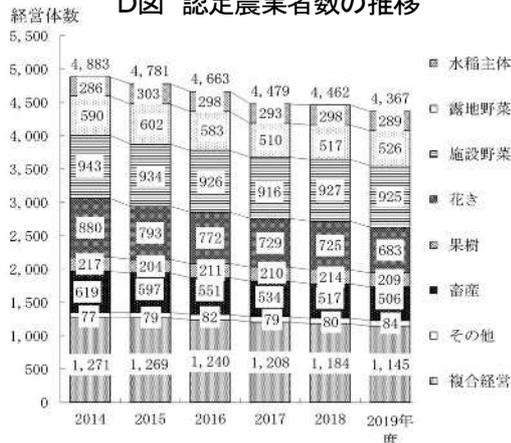
（A図・B図 資料 農林業センサス）

C図 農業法人の設立状況



（資料 農業経営課調べ）

D図 認定農業者数の推移



（資料 農業振興課調べ）

「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2025」について

1 プラン策定の趣旨

1999年6月の「男女共同参画社会基本法」公布以降、あらゆる分野で多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会を実現するための取組が進められています。

農林水産業は、家族を基本とした経営が主体であり、仕事と生活が密接に関係しています。また、農林水産業では、自然条件や地理的条件に応じて古くから産地が形成されており、地域との関りが深い産業です。そのため、経営の発展や地域社会の活性化のためには、家族個々での取組だけではなく、地域が一体となって男女共同参画の取組を進め、女性の活躍を促進することが必要です。

本県では、1994年3月に「あいち農山漁村女性プラン」を策定し、それ以降3回にわたり「あいち農山漁村男女共同参画プラン」として情勢の変化に対応しながら改定を重ねてきました。2016年3月に策定した「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」では、「男女共同参画による活力ある地域社会の形成」を基本理念に掲げ、「パートナーシップ経営で輝く農林水産業の実践や女性が活躍する地域社会の実現」を関係機関と推進してきました。

その結果、経営参画している女性農業者数は増加し、地域農政への提言も定着してきました。引き続き、男女共同参画社会の実現のため、誇りをもって農林水産業に取り組む女性の経営参画を促進するとともに、自らのキャリアを活かした社会参画も促進していく必要があります。また、女性を取り巻く環境は時代とともに変化しています。このため、「あいち農山漁村男女共同参画プラン2025」を策定しました。

2 プランの内容

今回のプランでも引き続き「男女共同参画による活力ある地域社会の形成」を基本理念に掲げ、「経営参画」と「社会参画」を重点目標とし、4つの施策を推進します。

○重点目標Ⅰ 経営参画

- ① ワーク・ライフ・バランスのとれた役割分担
- ② 経営発展につながる女性の活躍促進

○重点目標Ⅱ 社会参画

- ③ 主体的な地域活動の実践
- ④ 政策や方針決定の場での女性の活躍促進

3 進行管理

上記の取組を進めるにあたり、進行管理に必要な指標項目を定めました（A表）。

年度ごとに指標の達成状況を確認し、取組を推進していきます。

A表 到達確認の指標項目

指標項目一覧			
指標項目	現況値※1	評価指標	担当機関
1 ワーク・ライフ・バランスのとれた役割分担			
家族経営協定締結数	1,668戸(3月末)	1,883戸	農林水産事務所
2 経営発展につながる女性の活躍促進			
女性が役員となっている農業法人の割合	49.7%(8月末)	50%	農林水産事務所
女性の認定農業者数	137人	162人	農林水産事務所
3 主体的な地域活動の実践			
農業体験企画など食と農の活動に取り組んだ組織数	全19組織	全19組織	J A あいち女性協議会
食文化等の伝承に取り組んだグループの割合	78%	78%	農村輝きネット・あいち
海や川の水環境保全活動に女性が参加した組織数	全15組織	全15組織	水産課
4 政策や方針決定の場での女性の活躍促進			
農業委員・農地利用最適化推進委員の女性割合	10.5%(11月末)	15%	農業会議
県内J A 女性役員割合	15.2%	15%	農業協同組合中央会
地域における方針決定の場への参画人数	89人	80人/年	農村生活アドバイザー
農村生活アドバイザー認定者数	897人	1,017人	農業経営課
漁協正組合員の女性割合	5.4%	5.4%	漁業協同組合連合会
女性指導林家数	4人	5人	林務課

※1 現況値は2020年12月末現在。

農業労働力

●基幹的農業従事者は約4万人で2015年より27.6%減少

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者（ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は40,159人で2015年より27.6%（15,289人）減少しました（A図）。

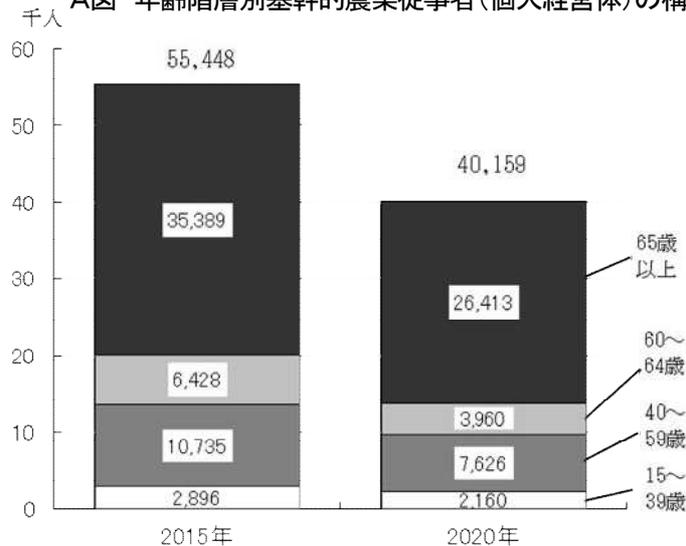
年齢階層割合は、65歳以上では全体の65.8%と2015年より2ポイント増加し、60歳以上では全体の75.6%で2015年より0.2ポイント増加しました。60歳未満は全体の24.4%で2015年より0.2ポイント減少しました。

また、年齢階層別に基幹的農業従事者の推移をみると2015年と比べ、全ての階層が減少しました。2015年は全ての年齢階層の中で65歳～69歳の年齢階層が従事者数のピークとなっていますが、2020年は70歳～74歳の階層がピークとなり、基幹的農業従事者の高齢化が進んでいます。（B図）

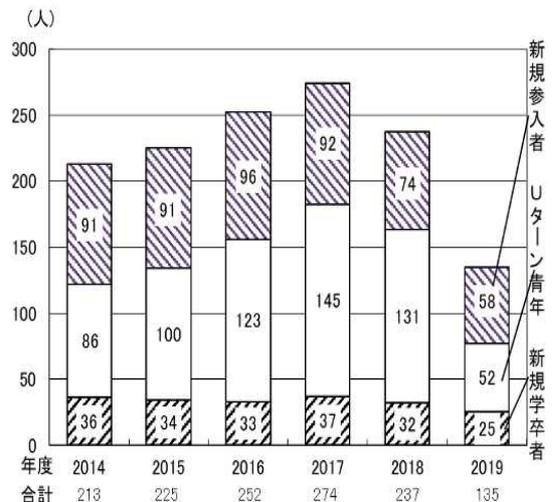
●新規就農者は135人で前年度より102人減少

2019年度（ただし、2019年5月2日から2020年5月1日まで）の新規就農者数（44歳以下）は135人で前年より102人減少しました。新規学卒就農者は25人と前年より7人減少、Uターン青年は52人と前年より79人減少、新規参入者は58人と前年より16人減少し、Uターン青年の減少幅が大きくなりました（C図）。

A図 年齢階層別基幹的農業従事者(個人経営体)の構成

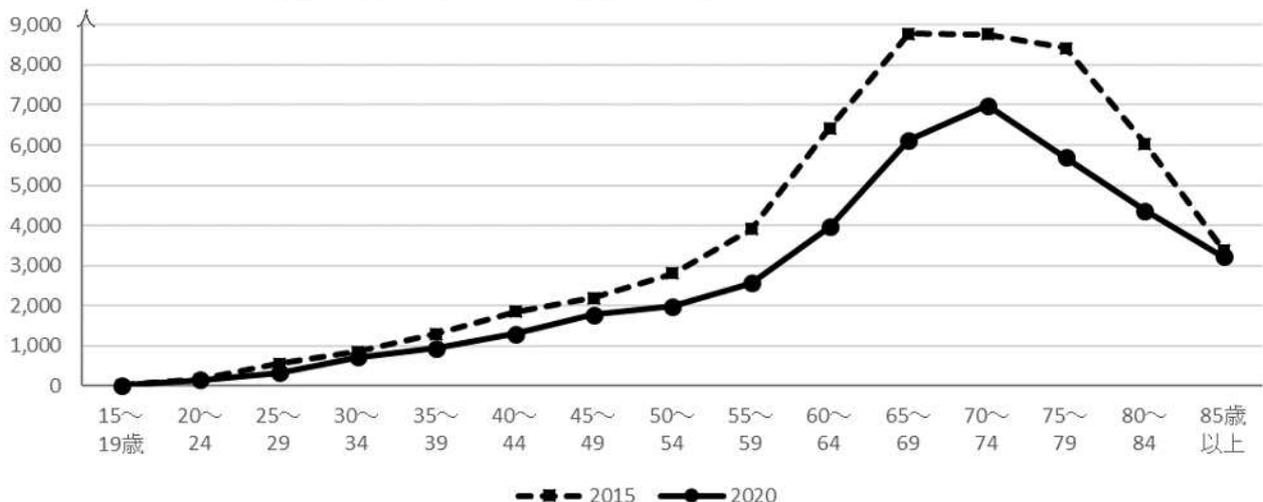


C図 新規就農者(44歳以下)



注1) グラフ中の値は実数
注2) 年度は当年5月2日から翌年5月1日まで (資料 農業経営課調べ)

B図 年齢階層別基幹的農業従事者(個人経営体)の推移



(資料 農林業センサス (A・B図))

農業分野における外国人材の受入について

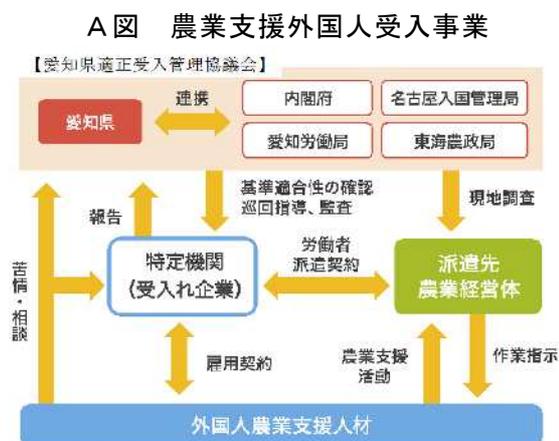
農業分野における農業従事者の高齢化や人手不足は深刻な問題となっています。愛知県農業の主要部門である施設園芸や畜産も例外ではなく、外国人労働力の導入が多くなっています。

このため、県では国家戦略特区制度のもとで「農業に従事した経験があり、一定の知識・技能を持つ外国人材の受入れを可能」とする規制改革を提案し（2016年11月）、新たに創設された「農業支援外国人受入事業」を本県の区域計画に位置付け（2018年3月）、全国に先駆けて取組を進めました。

1 国家戦略特別区域「農業支援外国人受入事業」

この事業は、外国人材の適正かつ確実な就労のため、国と連携して適正受入管理協議会を設置し、外国人材の苦情・相談窓口を適正受入管理協議会事務局（農業経営課）に開設（2019年4月にあいち多文化共生センターへ移行）するとともに、外国人材を雇用して受け入れる「特定機関（受入れ企業）」の基準適合の確認や監査、農業経営体の現地調査などを実施するものです。2018年8月6日から2019年9月12日までに6社の基準適合を確認し、86名（国籍：ベトナム85名、ミャンマー1名）を受入れました。

2018年12月の在留資格「特定技能」の創設により、国家戦略特区制度に基づく特定機関の新規指定は2019年6月28日に停止、この制度による新規の外国人材の受入れは2020年3月31日で終了しました。



B表 特定機関による受入実績

	特定機関	受入実績
1	株式会社アルプス技研	63名
2	株式会社ワークマネジメント	2名
3	有限会社愛知国際教育センター	2名
4	株式会社アグリ&ケア	※23名
5	株式会社エー・アンド・エイチ・コーポレーション	7名
6	スタッフ・パートナーズ株式会社	11名

※うち22名は（株）アルプス技研からの転籍者

2 在留資格「特定技能」

2018年12月8日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、12月に公布されました。外国人材を受け入れるための新たな在留資格「特定技能1号」が創設され、農業分野でも2019年4月から外国人材の受入れが開始されました。

2020年12月末時点の全国の農業分野における特定技能在留外国人数は2,387名、うち愛知県は105名となっています（公表：出入国在留管理庁）。

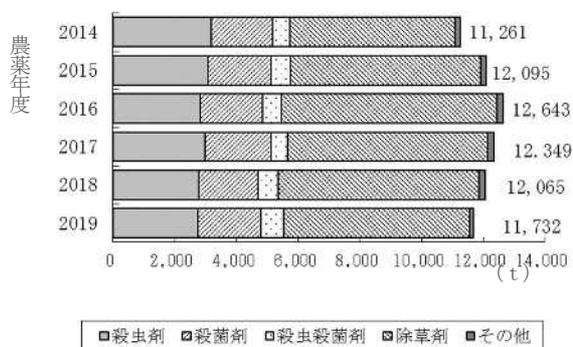
農薬・肥料・農業機械

●2019 農薬年度（2018年10月～2019年9月）の農薬出荷数量は微減

2019 農薬年度の本県向けの農薬出荷数量は、11,732 t（対前年度比97%）とやや減少しました。

薬剤ごとでは、前年度より殺菌剤が7%、殺虫殺菌剤が9%増加した一方で、除草剤は7%、殺虫剤が1%それぞれ減少しました（A図）。

A図 農薬の出荷数量



（資料 農薬要覧）

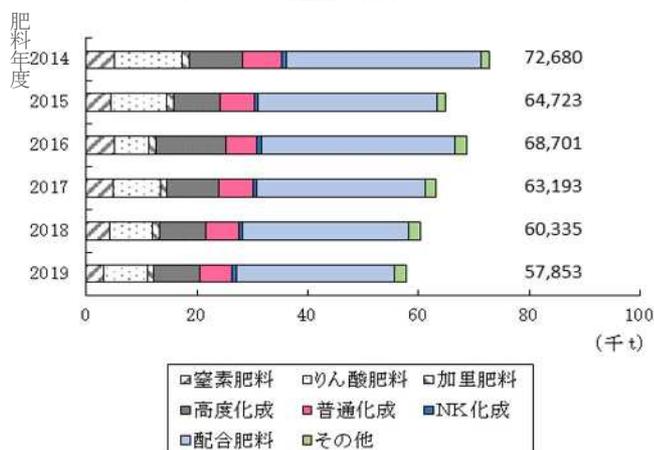
●2019 肥料年度（2019年6月～2020年5月）の三要素肥料流通量は減少傾向

2019 肥料年度の三要素肥料流通実績は57,853 tで対前年度比96%でした。

複合肥料の内訳をみると、高度化成肥料が8,306 t（前年度比100%）、普通化成肥料が5,713 t（前年度比95%）、NK化成肥料が898 t（前年度比134%）、配合肥料が28,420 t（前年度比95%）でした（B図）。

単肥の内訳を見ると、窒素肥料が3,271 t（前年度比79%）、りん酸肥料が7,866 t（前年度比100%）、加里肥料が1,130 t（前年度比96%）でした。

B図 三要素肥料流通量の推移



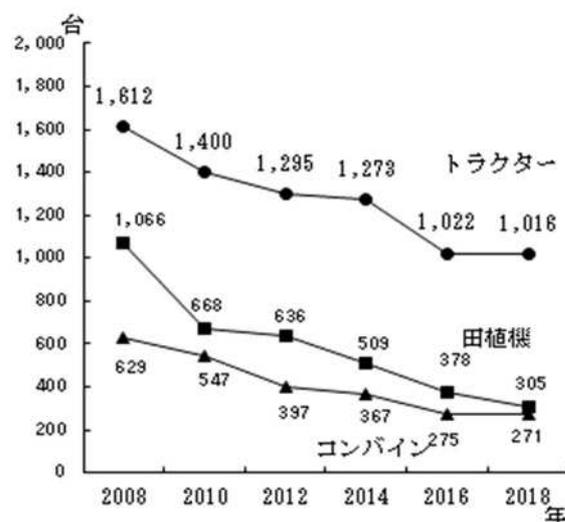
（資料 農業経営課調べ）

●農業機械の年間出荷台数は減少しているが大型化が進む

2018年の本県向けの農業機械出荷台数は、2008年に比べると、トラクターが596台減少して1,016台（2008年比63%）、田植機は761台減少して305台（同29%）となり、主要農業機械の出荷台数は減少しています（C図）。

一方で、トラクターでは50ps以上が21%（2008年値は13%）、田植機は6条以上30%（同18%）、コンバインは自脱5条以上が28%（同11%）となっており、農業機械の大型化が進んでいます。

C図 トラクター、田植機及びコンバインの出荷台数の推移



（資料 主要農業機械の出荷状況について）

作業機を装着・けん引した農耕車の公道走行について

1 作業機を装着・けん引したままで公道走行が可能になった背景

トラクターなどの農耕車をほ場内で使用する場合は道路運送車両法の保安基準は適用されませんが、公道を走行する場合には保安基準に適合する必要があります。しかし、作業機を装着したトラクターは、その状態が保安基準に適合しているか分からない（＝公道走行が可能か分からない）状態でした。

2018年11月の国の規制改革推進会議第4次答申を受け、国土交通省において保安基準が整理され、農業機械の効率的な利用に向けて保安基準の緩和が実施されました。

その結果、2019年3月28日からは作業機を装着した状態、同年12月25日からは作業機をけん引した状態でも公道走行が可能となりました。

これにより、これまで作業機をトラックでは場まで運び、装着し、作業が終わったら外してまたトラックで他のほ場まで運ぶ、という作業が不要となり、作業時間の短縮に寄与することになりました。

2 公道走行に必要な資格等

(1) 必要な免許

農耕用トラクター単体又は農作業機を装着した状態で道路交通法に基づく「※小型特殊自動車」の要件を満たせば、小型特殊自動車免許・普通免許での運転が可能ですが、農作業機を装着することで、小型特殊自動車の要件を満たさなくなる場合には、大型特殊自動車免許（農耕車限定でも可）が必要となりました。

※ 小型特殊自動車の要件：次の要件を全て満たすこと

○全長4.7m以下 ○全幅1.7m以下 ○全高2.0m以下 ○最高速度 時速15km以下

(2) 全幅が2.5mを超えるトラクター等の公道走行に必要な申請・許可

作業機を装着して全幅が2.5mを超える場合は、道路法に基づき、道路管理者へ「特殊車両通行許可」の申請を行い、許可を得ることが必要となります。

(3) その他、保安基準の緩和に伴い必要な対応

灯火器類の視認性が確保できない場合や全幅が2.5mを超える場合等には、灯火器類の移設・増設が必要です。また、作業機を装着した状態で保安基準の安定性が確認されていない場合は、時速15km以下での走行と、作業機の後面及び運転者席に制限速度の表示が必要です。

3 農耕車の公道走行に向けた本県の取組

(1) 大型特殊自動車免許（農耕車限定含む）の取得支援

普通免許で運転することができる幅1.7m以下の農耕用小型特殊自動車でも、幅1.7mを超える作業機等を装着した場合には大型特殊自動車免許が必要であることから、農業大学校では、一人でも多くの農業者が免許を取得できるよう、通常の大形特殊自動車（農耕車限定）研修の回数を2020年度には7回から8回に増やしました。また、運転免許試験場（平針）と東三河運転免許センターに協力を仰ぎ、2020年3月から2021年3月にかけて8回の特別研修会を開催し、123名が受講しました。

(2) 特殊車両通行許可申請

全幅2.5mを超えるトラクター等が公道走行する場合は、道路法に基づく「特殊車両通行許可」を道路管理者から受ける必要がありますが、農耕用トラクターの通行許可申請は全国的にもほとんど事例がないため、県建設局道路維持課や東海農政局等から情報収集を行っています。

また、農耕用トラクターは車両と作業機の組合せが多様で、通行経路も複雑であるため、申請手続きが煩雑なことから、手続きの簡素化を国へ要望しています。

(3) 保安基準の緩和に伴い必要な対応の周知

農業改良普及課や農業者団体等の関係機関と連携し、技術講習会等の機会に灯火器類の設置や制限速度の表示等、公道走行に伴い個々の農業者が実施する必要がある対応を説明・周知しています。

環境保全型農業

●化学肥料及び化学合成農薬の削減状況

2019年度における作付面積当たりの化学肥料の使用量（流通量の成分量から算出）は、2006年度比で窒素77%、リン酸57%、カリウム77%となっています。化学合成農薬の使用量（出荷数量から算出）については、2006年度比で151%となっています（A図）。

●化学合成農薬低減技術の普及

チリカブリダニ剤やスワルスキーカブリダニ剤などの天敵農薬は、受粉用にミツバチ等の訪花昆虫を利用する作物（いちご、なす等）や、登録農薬の少ないつまもの野菜（しそ、食用ぎく）等において普及し、3.1t使用されています。BT剤やトリコデルマアトロビリデ剤などの微生物農薬は、病害虫に効果があり、人を含めた哺乳類への安全性が高いことから、総合防除体系に組み込まれ、出荷量は16.7tとなっています（B図）。

●エコファーマーの認定状況

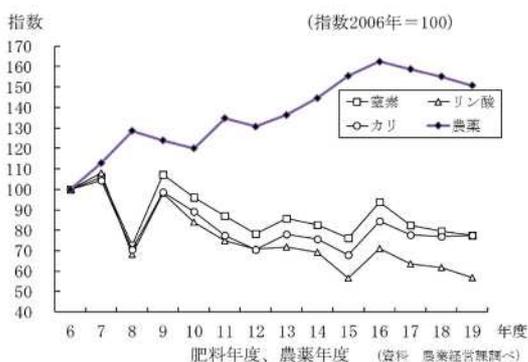
「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の低減に取り組む農業者をエコファーマーとして認定しており、累積認定者数は、5,703人（2020年3月末現在）となっています（C図）。

●GAPの取組

2018年6月には愛知県GAP推進会議を設置し、県、関係団体が連携してGAPの取組拡大を推進しています。また、2020年12月改訂された「国際水準GAPガイドライン」に基づき取組支援をするため、GAP指導者を養成し、GAP指導体制を整備しています。

2018年度から東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて運営している愛知県GAP認証では、2021年3月末現在、31件（109農場）を認証しています。その他のGAP認証では、JGAP23農場、ASIAGAP5農場、GLOBAL G.A.P. 11農場が認証されています（D表）。

A図 作付面積当たりの化学肥料及び農薬使用量の推移

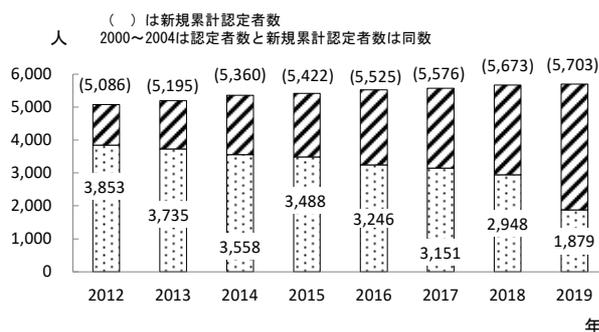


B図 化学合成農薬低減技術の普及状況



(資料 農薬要覧)

C図 エコファーマー認定者数の推移



D表 GAP認証取得農場数

	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
愛知県GAP	—	74	114	109
JGAP	8	15	20	23
ASIAGAP	1	3	4	5
GLOBAL G.A.P.	2	5	9	11

(農業経営課調べ)

主要な問題の解説

環境保全型農業直接支払交付金制度について

1 環境保全型農業直接支払交付金制度の概要と変遷

本制度は農業者団体等が、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、その営農活動に係るコストを補う趣旨で、取組面積に応じて定額を助成するものです。

2011 年度から「環境保全型農業直接支援対策」が「農地・水・環境保全向上対策」から独立し、2015 年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて、「環境保全型農業直接支払交付金制度」が始まりました。

2020 年度からは、第 1 期（2015～2019 年度）の効果を検証した上で、要件や支援内容が見直され、新たに第 2 期（2020～2024 年度）が始まっています。

2 第 1 期から第 2 期への主な見直しの内容

第 1 期から第 2 期への主な見直しは、取組内容の追加と、たい肥施用の取組、有機農業（そば等雑穀・飼料作物を除く）の交付単価の変更です。また、有機農業については、これまでは有機農業推進法に定義された取組としていたものから、国際水準の取組へと要件が厳格化されました。

表 支援対象となる取組と単価の変更

取組内容	単価（10a あたり）	変更点
カバークロープ（緑肥）の作付け	6,000 円	—
たい肥施用の取組	4,400 円	単価減
有機農業（そば等雑穀・飼料作物を除く）	最大 14,000 円	単価増
有機農業（そば等雑穀・飼料作物に限る）	3,000 円	—
リビングマルチ ^{*1} （小麦・大麦等を除く）	5,400 円	新規
リビングマルチ（小麦・大麦等に限る）	3,200 円	
草生栽培 ^{*2}	5,000 円	新規
不耕起播種（麦、大豆に限る）	3,000 円	新規
長期中干し ^{*3}	800 円	新規
秋耕 ^{*4}	800 円	新規

*1 作物の畝間に緑肥を作付けする取組 *2 果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組

*3 通常よりも長期間の中干し（田の表面にひびが入るまで乾燥させること）を実施する取組

*4 田を秋季に耕うんし、翌春に湛水する取組

<有機農業の要件>

第 1 期 （有機農業推進法に定義された有機農業）	第 2 期 （国際水準の有機農業）
① 主作物の生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと ② 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」等に定められた土づくり技術を導入していること ③ 組換え DNA 技術を利用しないこと	左記に加え、下記の要件が追加 ④ 放射線照射を行わないこと ⑤ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること ⑥ 播種又は植付け前に一定期間以上、化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと

3 本県の取組状況

実施年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
支援対象面積 (ha)	402	394	401	359	402	414	
取組内訳	カバークロープ作付け	101	103	93	88	87	83
	たい肥施用	200	170	180	171	212	225
	有機農業	100	119	125	100	103	103
	地域特認取組	1	2	3	0	0	—
	秋耕	—	—	—	—	—	3
対象市町村数	21	20	21	21	22	19	

農業資金

●農業制度資金の貸付（承認）額について

2019年度における農業制度資金の貸付（承認）額は、118億9千万円で、前年度に比べ25億8千万円（17.8%）の減少となりました。

資金別の増減を見ますと、公庫資金の農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付額が65億9千万円で前年度に比べ24億6千万円（27.2%）の減少となっており、公庫資金全体では18億2千万円（18.1%）減少の82億4千万円の貸付額となりました。

農業近代化資金は、12億3千万円で前年度に比べ7億1千万円（36.7%）減少しました。

また、2014年10月に融資を開始した、新規就農者が施設等を導入するための青年等就農資金は4億1千万円で前年度に比べ1億3千万円（24.7%）減少しました。

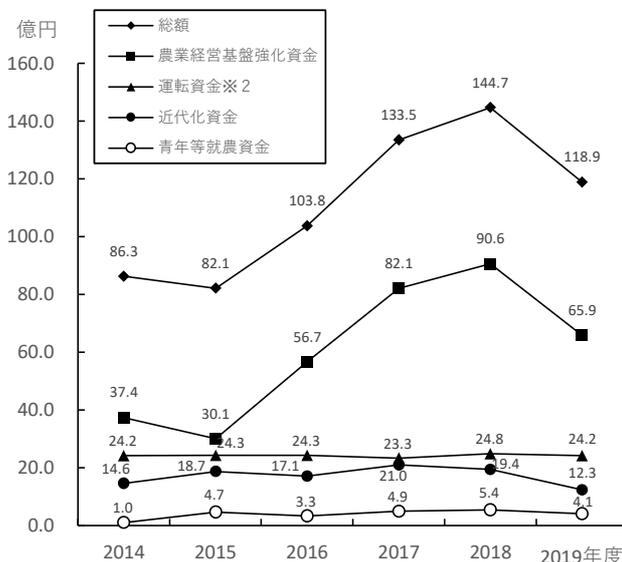
運転資金では、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の年度末における極度額^{※1}の累計が、24億2千万円となりました（A図）。

※1 極度貸付方式であらかじめ融資機関と借入者との間で約定した貸付金の上限額のことをいい、その範囲内で、貸付・返済を繰り返し行うもの。

●農業近代化資金の需要動向について

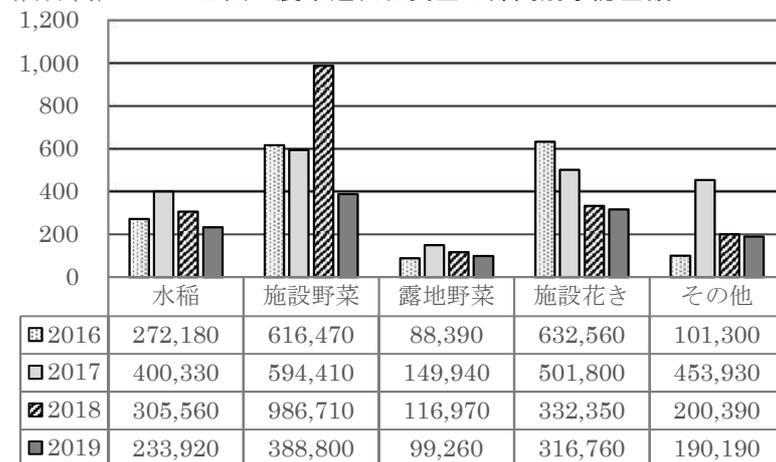
農業近代化資金の部門別承認実績を見ると、施設野菜が2018年から約6億円減少しました。施設花きはこの2年はほぼ横ばいですが、2016年と比べると3億円以上減少しています。その他は畜産やお茶などです（B図）。国の補助事業（産地パワーアップ事業など）の残額に農業近代化資金を利用する場合があります、資金需要は補助事業の利用状況にも影響を受けています。

A図 農業制度資金の貸付（承認）状況



※2 運転資金＝スーパーS資金＋農業経営安定資金
（資料 農業経営課調べ）

B図 農業近代化資金の部門別承認金額



※表の単位は千円

（資料 農業経営課調べ）

農業次世代人材投資資金の実績と今後について

農業次世代人材投資資金は、円滑な新規就農を推進するため、2012年に青年就農給付金として始まった制度（2017年から名称変更）で、「準備型」と「経営開始型」の2つの資金があります。「準備型」は県が認めた研修機関で研修を受けて就農を目指す者に対して最長2年間、「経営開始型」は独立・自営等の農業経営を開始する新規就農者に対して最長5年間、いずれも一人当たり年間最大150万円を交付します。

1 農業次世代人材投資資金の実績

農業次世代人材投資資金は、より多くの新規就農者を確保するという観点から、農林水産事務所や市町村を通じて、年に4～5回の需要調査を行い、すべての希望者に資金が行き渡るようにしています。この5年間では、毎年300人前後の研修者及び新規就農者に、3億円以上の資金を交付しています（表）。

表 農業次世代人材投資資金の交付実績

年 度	準 備 型		経 営 開 始 型		合 計	
	交 付 額	件 数	交 付 額	件 数	交 付 額	件 数
2016	64,875 千円	54 名	353,149 千円	271 名	418,024 千円	325 名
2017	58,500 千円	44 名	326,317 千円	261 名	384,817 千円	305 名
2018	55,000 千円	47 名	303,282 千円	243 名	358,282 千円	290 名
2019	48,000 千円	38 名	319,269 千円	238 名	367,269 千円	276 名
2020*	44,250 千円	32 名	286,524 千円	214 名	330,774 千円	246 名

*2020年度は、見込み

2 2021年度からの変更点

今まで以上に早期の経営安定と定着率を向上させるため、2021年度から新規に交付を受ける者については、交付額等が一部変更になります。

○ 交付額

これまで「経営開始型」の交付額は、年間150万円を最大として、3年目以降は所得に応じて減額していました。今後は、前年の世帯所得が600万円以下であれば、3年目以降も定額交付されます（3年目は年間150万円、4年目以降は年間120万円）。一方で、中間評価の基準が明確になり、3年目の所得あるいは収入が、5年目の目標の5割に達していない者に対しては、市町村の判断で交付が打ち切られる場合があります。

○ サポートチームの充実

一人一人の新規就農者に対して、「経営・技術」・「営農資金」・「農地」の分野ごとの相談先を明確にするため、県、市町村、JA、金融機関等でサポートチームを構成しています。このサポートチームに先輩農家を加えることとし、地域ぐるみで新規就農者を支援する体制を強化します。



サポートチームによる巡回指導

農 業 団 体

●総合農協は20組合

農業協同組合法に基づいて設立された本県の総合農協は、1975年度末には県内で119組合ありました。その後、適正かつ能率的な事業運営を行うことを目的として、農業協同組合整備特別措置法、農業協同組合合併助成法が施行され、数度の合併を経て、2019年度末で20組合となっています(A図)。

農家の減少や都市化、混住化の進行に伴い准組合員比率(組合員総数に占める准組合員の割合)が年々高まっており、2019年度末には74.9%となっています(B図)。このため、農業振興はもとより、組合員の生活の向上やコミュニティーづくりなど農協に求められる役割も多様化してきています。

●専門農協は13組合

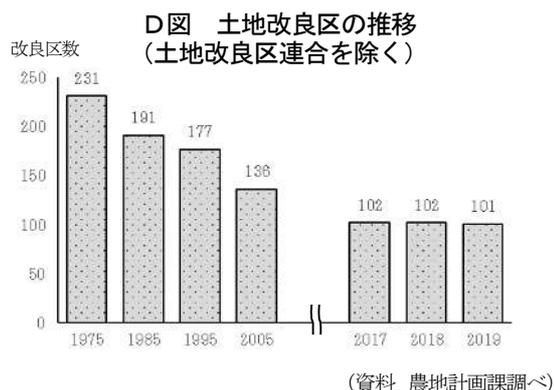
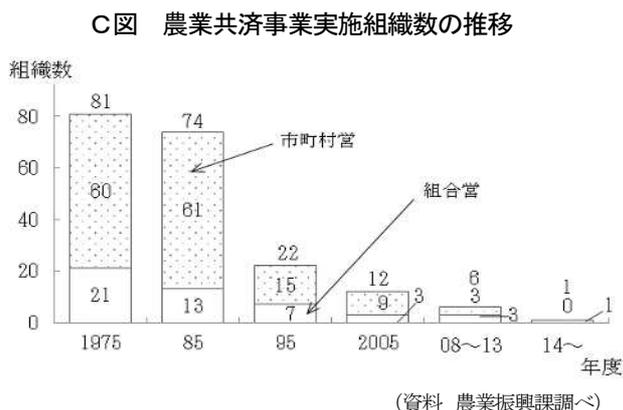
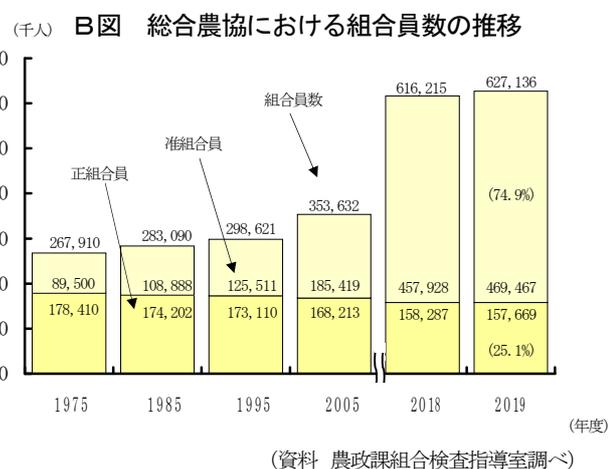
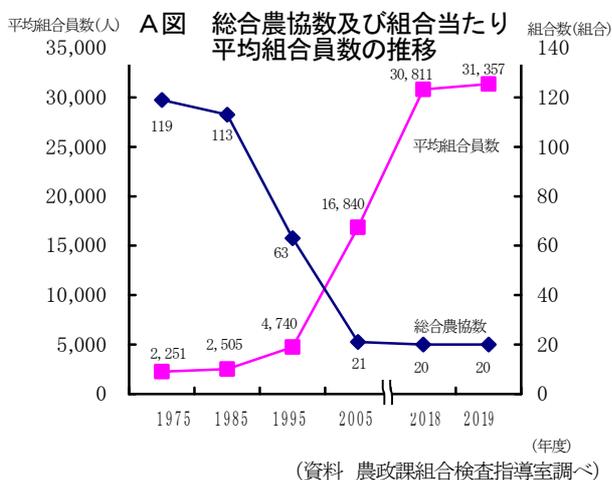
県内の専門農協は、1975年度末には90組合ありましたが、合併や解散により年々減少し、2019年度末で13組合となっています。業種別の内訳は、畜産1組合、酪農1組合、養鶏3組合、園芸特産4組合、開拓3組合、その他1組合です。

●農業共済組合は県域1組合

農業保険法に基づき農業共済事業を実施している本県の組合等は、1950年度末には228ありました。その後、安定的かつ効率的に事業を実施し得る事業基盤及び事業実施体制の確立を図ることを目的とした数度の広域化指導により、2008年度末で6組合等(組合営3、市町村営3(うち一部事務組合2))に集約されてきました。さらに、2012年11月から6組合等を一つの農業共済組合に統合するため協議を進めた結果、2014年4月から1県1組合(愛知県農業共済組合)となりました(C図)。

●土地改良区は101改良区

土地改良区は、土地改良法に基づき農業用の用排水施設及び道路等の新設、改修、維持管理並びに農用地の区画整理、造成等を行う法人で、2019年度末で101改良区となっています(D図)。近年、農村の都市化、混住化の進行が土地改良区の運営基盤を圧迫しつつあるため、組織の強化が急務です。



土地改良区の統合整備について

1 土地改良区とは

土地改良区は、一定の地域内の農業用排水施設、農業用道路等の新設、管理、区画整理等の土地改良事業を行うために設立された農家の方々を主とした団体です。土地改良区を設立するためには、土地改良法に定められた手続を必要とし、最終的には県知事の認可により設立されます。土地改良区の設立手続の流れ（概略）については、愛知県の Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nochi-keikaku/0000007672.html>) に掲載しています。

2 統合の必要性

土地改良区は、1949年の土地改良法制定以来、本県の農業用排水施設等の管理を始めとした土地改良事業の中心的な担い手として、大きな役割を果たしてきています。しかし、農家の高齢化、農地集積の進展による土地持ち非農家の増加などにより、土地改良区の運営環境は厳しさを増しつつあります。

このため、土地改良区の統合整備を計画的に進め、組織運営基盤の強化を図ることで、将来にわたって、地域に貢献することが可能となります。

3 統合の利点

土地改良区統合の利点としては、主に以下の3点が挙げられます。

- ① 組織運営面では、経費の削減による効率的な運営が期待されます。
- ② 管理体制面では、施設管理の一元化による効率的な維持管理が期待されます。
- ③ 行政、関係農業機関との連携強化が図られることが期待されます。

4 統合推進状況

本県は、1990年3月に土地改良区の統合整備基本計画を策定し、これまでに合計5回の見直しを行いました。現在の第五次計画では、2025年度末までに策定時101の土地改良区を90に統合整備する計画としています。

表 統合整備に関する計画及び実績

(単位：土地改良区数)

	統合整備基本計画					実績
	土地改良区数 (策定時点)	統 合		解 散	土地改良区数 (統合整備後)	
		関係地区	統合後			
計画策定 1990年3月	189	32	12	23	146	161 (2000年3月末時点)
第一次改訂 2000年3月	161	11	3	6	147	157 (2004年12月末時点)
第二次改訂 2005年3月	157	26	5	8	128	120 (2010年3月末時点)
第三次改訂 2010年3月	120	8	3	16	99	107 (2015年3月末時点)
第四次改訂 2015年3月	107	8	2	8	93	101 (2020年3月末時点)
第五次改訂 2020年3月	101	10	2	3	90	—

3 生産基盤

農 地

●耕地面積は5年間で4.1%減少

2019年7月現在の耕地面積は74,200haで5年間に3,200ha(4.1%)減少しました。田畑別では、田42,100ha、畑32,100haで5年間に田は1,700ha(3.9%)、畑は1,400ha(4.2%)減少しました(A図)。

●農業経営基盤強化促進法による利用権設定等面積は増加

2019年の利用権設定等面積は3,895ha(対前年比100.5%)となり、前年より20ha増加しました(B図)。利用権設定の存続面積は2019年度末現在で、18,088ha(同102.9%)と前年より511ha増加しました。

●農地法による権利移動は増加

2019年の農地法による耕作目的での権利移動は211haで前年に比べ9ha(4.5%)増加しました。

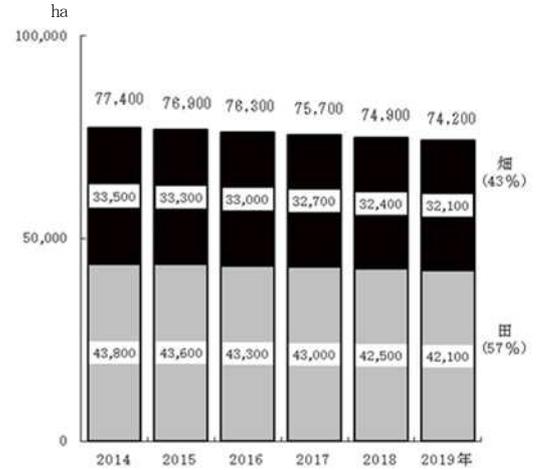
権利の種類別では所有権移転が2ha(対前年比1.0%増)、賃借権設定・移転は1ha(同5.0%増)、使用賃借権の設定・移転等は7ha(同30.0%増)となっています(B図)。

●農地転用面積は増加

2019年の農地転用面積は725haで前年より23ha(3.3%)増加しました。

転用目的別にみると、住宅が258haで全体の35.6%、その他の建物施設等が387haで全体の53.3%あり、これらの目的で全体の88.9%を占めています(C図)。

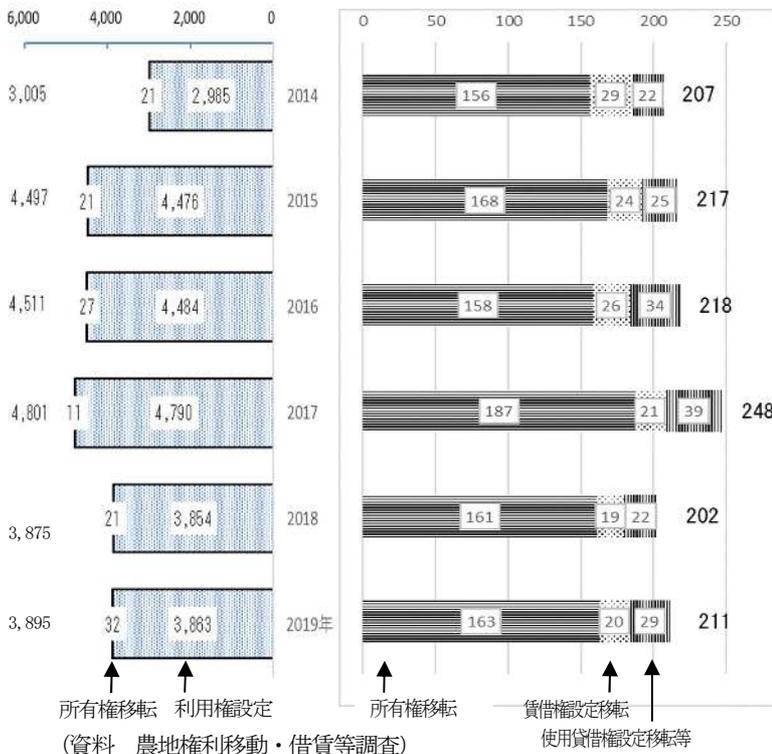
A図 耕地面積の推移



注) 四捨五入による端数処理のため計が一致しない場合がある。以下同じ。
(資料 耕地面積調査)

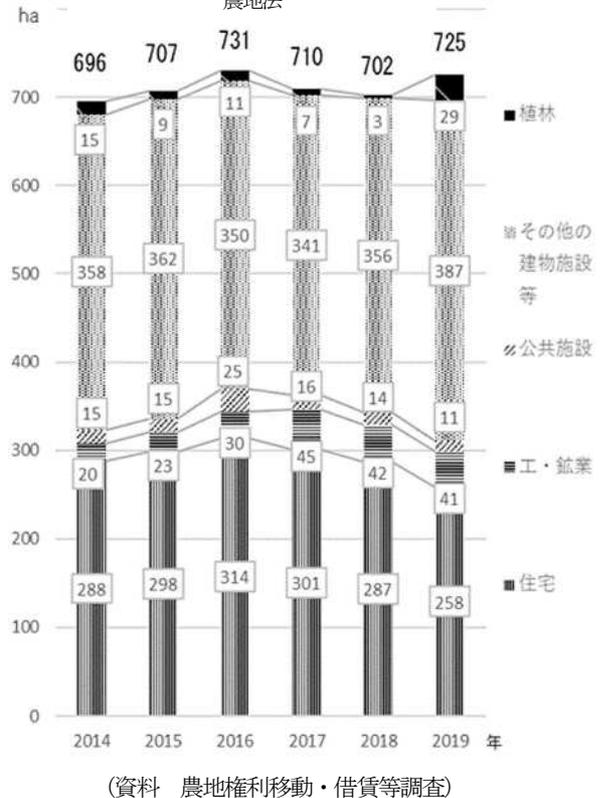
B図 農地権利移動面積の推移

農業経営基盤強化促進法



C図 農地転用面積の推移

農地法



主要な問題の解説

相続未登記農地等の利用の促進について

1 相続未登記農地等について

相続未登記農地等には、登記名義人が死亡していることが確認された農地（相続未登記農地）及び、住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地（相続未登記のおそれのある農地）があります。

相続未登記農地等は本県の農地の約2割を占めており、地域における農地の集積・集約化のため、農地中間管理機構による利用権設定を行い、その利活用を図っています。

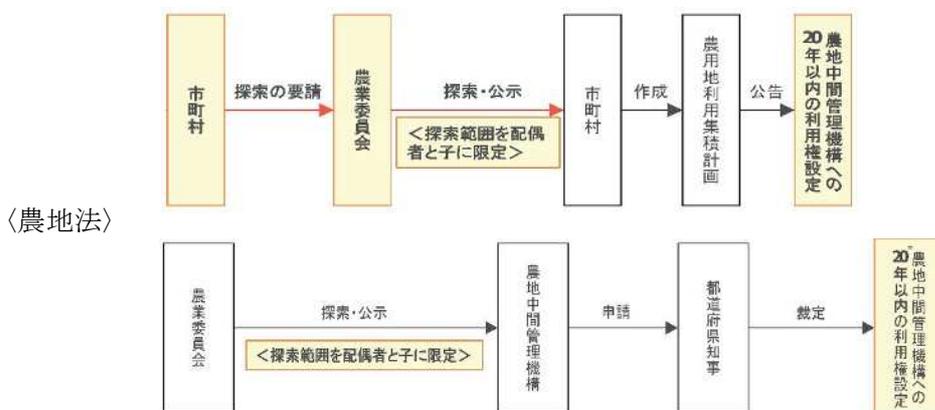
2 法改正について

2018年11月に、相続未登記農地等がより活用されやすくなるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地法の一部を改正する法律が施行されました。

（主な改正の内容）

- (1) 相続人の1人（固定資産税等を負担している者等）が農地中間管理機構に貸付けできるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度の創設。
- (2) 農業委員会による不明な所有者の探索を一定の範囲に限定。（登記名義人の配偶者と子まで等）
- (3) 農地に設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長。

〈農業経営基盤強化促進法〉



（資料 農林水産省パンフレット「所有者不明農地の利活用について」）

3 本県における活用実績

2018年の法改正を機に、2020年度に本県では豊川市、碧南市、愛西市の3市で農地法に基づく制度の活用を行い、農地中間管理機構の利用権設定まで至っています。（面積：24,812㎡）

〈2020年度に制度を活用した市町村〉

市町村	地目	筆数	面積	根拠法
豊川市	田	4筆	7,152㎡	農地法
碧南市	田	1筆	993㎡	農地法
愛西市	田	21筆	16,667㎡	農地法

農業農村整備の実施目標

●農業農村整備の目標を設定

2020年12月に策定された「食と緑の基本計画2025」では、次のような姿の実現を目指しています。

- ・めざす姿1 持続的に発展する農林水産業の実現
- ・めざす姿2 農林水産の恵みを共有する社会の実現

これらを実現する取組のひとつとして、農業農村整備関係施策を位置付け、2021年度から2025年度の数値目標を次のとおり掲げています（A表）。

A表 本県における農業農村整備関係施策の実施目標

めざす姿	施策体系(大項目)	中項目	主な取組	数値目標
持続的に発展する農林水産業の実現	生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実	農林水産業を支える生産基盤の整備と環境づくり	農地の大区画化・汎用化などの推進 農業水利施設や農道などの長寿命化	●農地や農業水利施設などの整備・更新面積 5年間で9,000ha
農林水産の恵みを共有する社会の実現	農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進	県産農林水産物への理解を深める取組の推進	各種講座や出前授業などにより県民の農林水産業への理解を促進	●県等が実施するイベント等の参加者数 毎年18万5千人 内農業農村整備分3万5千人
	災害に強く安全で快適な環境の確保	農山漁村の強靱化に向けた防災・減災対策	農業用排水機場の耐震対策等を推進 ため池の耐震対策や豪雨対策を加速化 農林道の整備・保全を推進	●農業用ため池や排水機場の耐震対策等による防災・減災対策面積 5年間で4,500ha ●農林道の整備・保全延長 5年間で40km 内農道分20km
		暮らしを支える森林・農地・漁場の整備・保全	多面的機能支払制度の活用により農業水利施設等の補修や更新を行う地域の共同活動を支援	
地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現	多面的機能の持続的な発揮につながる活動の推進	多面的機能支払制度の活用により農地周辺の草刈りや水路の泥上げなどを行う地域の共同活動を支援	●森林・農地・漁場の保全活動面積 農地 毎年31,800ha 内多面的30,000ha	

●農地や農業水利施設などの整備・更新面積【5年間で9,000ha】

農地中間管理機構と連携した農地の大区画化、高収益作物への転換を図るための汎用化やICTによる水管理等スマート農業の技術を活用できる生産基盤の整備を推進するとともに、施設の劣化状況に応じた農業水利施設等の長寿命化を推進します。



農地の大区画化

●農業用のため池や排水機場の耐震対策等による防災・減災対策面積【5年間で4,500ha】

南海トラフ地震等の巨大地震や頻発化・激甚化する豪雨などの自然災害から県土や県民の暮らしを守るため、農業用のため池や排水機場などの耐震化や更新整備を推進します。



事業実施に伴う大型機械の導入

●農林道の整備・保全延長【5年間で農道20km】

農山村地域の快適な生活環境を確保・向上させるため、農道の整備・保全を推進し、地域の交通環境の改善・維持を図ります。



ため池の耐震対策

●森林・農地・漁場の保全・整備面積【毎年 農地 19,000ha】

農業農村多面的機能支払事業（多面的機能支払制度）を活用して、農業水利施設や農道などの補修等を行う地域の共同活動を支援します。



農地周辺の草刈り、水路の泥上げ

●森林・農地・漁場の保全活動面積【毎年 農地(多面的)30,000ha】

農業農村多面的機能支払事業（多面的機能支払制度）を活用して、農地周辺の草刈りや水路の泥上げなどを行う地域の共同活動を支援します。

農業用ため池に関する法律の制定について

1 背景

「平成 30 年 7 月豪雨」では、西日本を中心に 32 箇所 of 農業用ため池が決壊し、うち 4 箇所 with 住宅等が被災したことから、全国約 8 万箇所 of 農業用ため池について緊急点検を実施したところ、権利関係の不明確さ、高齢化による管理組織の脆弱化等の課題が浮き彫りとなりました。そのため、これらの課題に対し必要な措置を講じることを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が 2019 年 7 月に施行されました。

また、防災重点農業用ため池が決壊による被害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が 2020 年 10 月に施行されました。

2 農業用ため池の管理及び保全に関する法律

【法律の概要】

- ①所有者等による農業用ため池の届出を義務づけ（第 4 条第 1 項、附則第 2 条）
 - ・農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く）の所有者等へ、都道府県への届出を義務付け。
- ②都道府県による農業用ため池に関するデータベースの整備及び公表（第 4 条）
- ③所有者等による適正な管理の努力義務（第 5 条）
- ④適正な管理が行われていない場合の都道府県による所有者等への勧告（第 6 条）
- ⑤都道府県による特定農業用ため池の指定（第 7 条）
 - ・決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く）について、特定農業用ため池として指定する。

【対応状況】

- ①愛知県では、届出対象に該当する全ての農業用ため池 799 箇所からの届出が完了。
- ②2020 年 6 月 29 日に、該当する農業用ため池 390 箇所を特定農業用ため池に指定。
 - ・特定農業用ため池の名称、所在地及び指定年月日を愛知県公報にて公示。
- ③2020 年 6 月 30 日に、整備したデータベースを県の Web ページにて公表。
- ④2021 年 3 月 25 日に、46 箇所の特定農業用ため池の指定を解除。（現時点：344 箇所）
- ⑤2021 年度から管理に必要な技術習得のための研修会や現地パトロールを実施予定。

3 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

【法律の概要】

- ①農林水産大臣による防災工事等基本指針の策定（第 3 条）
- ②基本指針に基づき、都道府県知事による防災重点農業用ため池の指定（第 4 条）
- ③都道府県知事による防災工事等推進計画の策定（第 5 条）
 - ・基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るための防災工事等推進計画を策定する。

【防災重点農業用ため池の指定】

- ①2020 年 11 月 30 日に「愛知県防災重点農業用ため池連絡調整会議」を設置。
- ②2020 年 12 月及び 2021 年 2 月の連絡調整会議を経て、防災工事等推進計画の内容について関係市町と 2021 年 3 月上旬に本協議。
- ③2021 年 3 月 25 日に 1,035 箇所の「防災重点農業用ため池」を指定するとともに「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定・公表。
- ④推進計画に基づき、法の有効期間（10 年間）の中で、防災工事等の必要な対策を集中的かつ計画的に推進していく。

農業農村整備の実施状況

●大規模農業水利事業の促進

老朽化に伴う機能障害や大規模地震に対し耐震性を有していない基幹的な用排水施設について、国営、水資源機構営による更新整備や耐震対策を行う大規模農業水利事業を積極的に促進しています（A表）。

A表 大規模農業水利事業の概要

(単位：百万円)

事業名	事業主体	受益面積(ha)	工期(年度)	総事業費
豊川用水二期	水資源機構	17,501	1999～2030	248,390
新濃尾(二期)総合農地防災	農林水産省	10,139	2007～2027	37,581
矢作川総合第二期総合農地防災	農林水産省	5,441	2014～2029	69,600
尾張西部施設機能保全	農林水産省	11,608	2015～2026	8,000
愛知用水三好支線水路緊急対策	水資源機構	763	2018～2022	4,700
計	5地区	—		368,271

注) 受益面積は、他県分を含む。

(資料 農地計画課調べ)

●食と緑の基本計画 2020 における農業農村整備事業の実施状況

食と緑の基本計画 2020 では、農地や農業水利施設等の整備・更新面積はじめ5つの数値目標を掲げており、目標を達成するために各種農業農村整備事業を実施しました（B表）。

B表 各種農業農村整備事業の実施状況 (2020 年度末)

項目	目標	実績	主な取組内容	主な事業
農地や農業水利施設等の整備・更新面積	5年間で 9,500ha	5年間で 10,570ha	生産性向上のための水田の大区画化や生産性維持のための農業水利施設等の更新など	<ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業 ・経営体育成基盤整備事業 ・農地環境整備事業 ・農業水利施設保全対策事業
農山村地域の防災・減災対策面積	5年間で 4,500ha	5年間で 4,898ha	排水機場やため池などの農業水利施設の耐震対策・豪雨対策	<ul style="list-style-type: none"> ・たん水防除事業 ・地盤沈下対策事業 ・防災ダム事業 ・緊急農地防災事業
農林道の整備・保全延長	5年間で 20km	5年間で 41km	農山村の交通環境の基盤となる農道の整備・保全、生活排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広域営農団地農道整備事業 ・経営体育成基盤整備事業(通作条件) ・農業集落排水事業
森林・農地・漁場の保全・整備面積	毎年 19,000ha	23,250ha	地域住民等による農業水利施設等の補修や更新等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村多面的機能支払事業
森林・農地・漁場の保全活動面積	毎年 30,000ha	33,958ha	多様な主体による農地等の保全活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村多面的機能支払事業

注) 目標、実績は農地分

浸水被害が生じた農業用排水機場の「仮復旧マニュアル」について

農業用排水機場は、農地の排水だけでなく市街地も含めた地域一帯の排水を担っており、住民の生命と財産を守る極めて重要な役割を果たしています。本県には230か所の基幹的な農業用排水機場が稼働していますが、近年、各地で発生している想定を超える豪雨時に、排水機場そのものが浸水被害を受け、その役割を果たせなくなってしまうことが懸念されています。

浸水被害を受けた際には、いち早く排水機能を復旧させる必要がありますが、そのためには、あらかじめ各排水機場に、必要な対応等を整理したマニュアルを備えておくことが重要となります。



【東海豪雨で浸水した農業用排水機場】

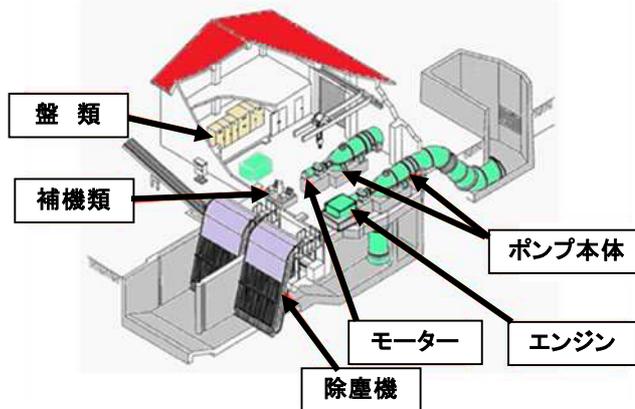
1 仮復旧マニュアルの作成等

(1) モデル機場の「仮復旧マニュアル」の作成

東海豪雨（2000年9月）で浸水し、復旧させた際の事例をもとに必要な復旧作業（部品交換、清掃等）や課題等について、当時の資料の調査やメーカー、管理者への聞き取りを行い、仮復旧に必要な対応を検証しました。検証の結果を踏まえ、モデル排水機場の主ポンプ復旧に必要な対応を浸水深ごと（ポンプ基礎上部、ポンプ軸心、全水没）にシミュレーションを行い、浸水により受ける損傷の確認方法、必要となる復旧作業、復旧を依頼するメーカー等への連絡体制を整理したマニュアルを作成しました。

(2) 「仮復旧マニュアル作成指針」の策定

他の機場において、同様のマニュアルを作成するための雛形として、モデル機場の「仮復旧マニュアル」をもとに機場の形式、ポンプの仕様等に応じた作成手順及び様式等をまとめた手引書を策定しました。



【農業用排水機場 模式図】

2 今後の取り組み

「仮復旧マニュアル作成指針」は、2021年度に説明会を開催し施設管理者へ周知するとともに、各排水機場に即したマニュアルを作成できるよう支援していきます。

なお、2017年度には、地震により電気、水道のインフラが被災し、供給が停止した場合においても一定の排水機能を維持できるように「電気・水道の被災を想定した農業用排水機場の対策マニュアル」を作成し、施設管理者が実践すべき具体的な対策を助言してきました。

地震や豪雨に対して、事前にできる限りの準備や対策をしておくことで、浸水被害を最小限におさえ、地域住民の安全・安心を確保していきます。

4 農業生産

土地（耕地）利用

●農作物作付延べ面積は、67,700ha で0.1%の減少

2019年の農作物作付延べ面積は67,700haで、前年に比べ100ha（0.1%）減少しました（A図）。作物別にみると、稲は100ha減の27,500ha、麦類は250ha増の5,750ha、豆類は50ha増の4,490haとなりました。

その他（野菜、果樹、花き等）は、29,940haで前年から302haの減少となりました。

●耕地利用率は91.2%で0.7ポイント増加

2019年の耕地面積は74,200haでした（P16参照）。耕地利用率は91.2%で、前年に比べ0.7ポイント増加しました。また、全国平均に対して0.2ポイント下回りました（B図）。

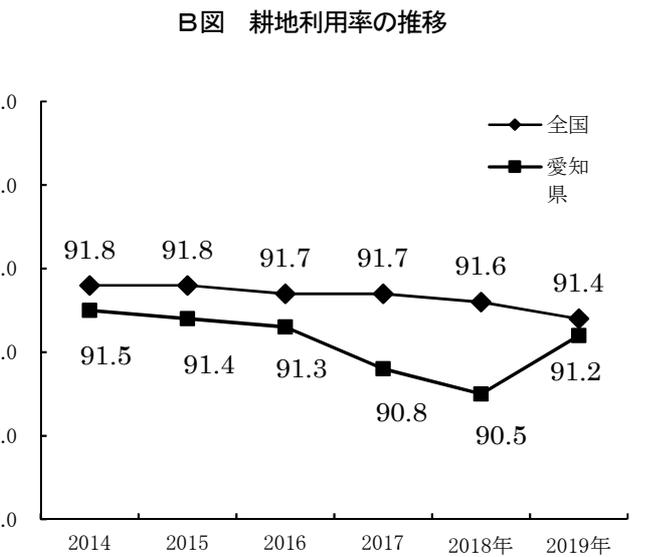
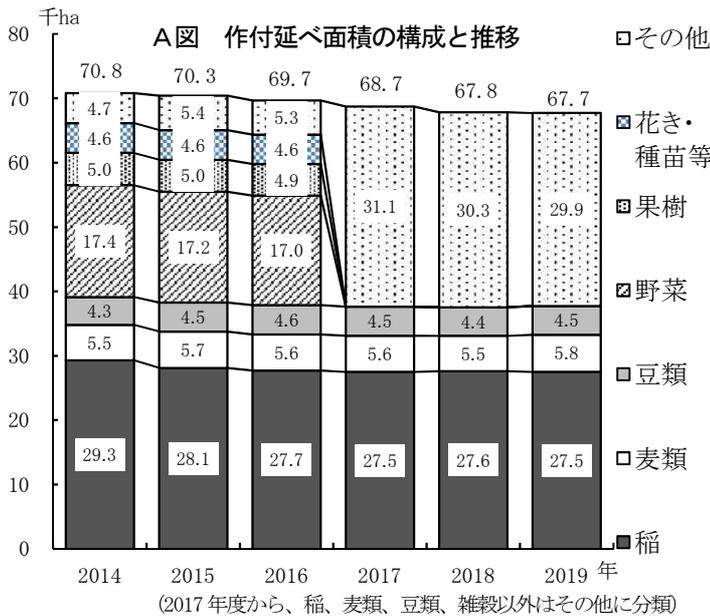
●農業振興地域面積のうち、農用地区域面積は67,107haで397haの減少

2019年の農業振興地域面積は182,977haで、228ha（0.1%）減少しました。また、土地利用目的を農業に限定した農用地区域の面積は67,107haで、397ha（0.6%）減少しました。

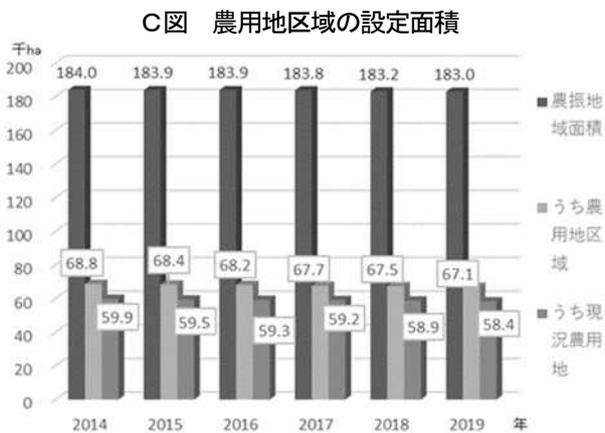
農用地区域内の現況農用地面積（農地と採草放牧地）は58,421haで、前年に比べ490ha（0.8%）減少しました（C図）。

●荒廃農地は5,461haで148ha減少

荒廃農地調査によると、2019年の荒廃農地面積は5,461haで、前年に比べ148ha減少しました。この面積は、耕地面積74,200haの7.4%に相当し、前年より0.1ポイント減少しています（D図）。



(資料 耕地面積調査、作付面積調査 (A、B図))



(資料 農業振興課調べ)



(資料 農業振興課調べ)

農地中間管理事業の進捗状況について

1 事業の概要

農地中間管理事業は、農地中間管理機構を通じた農地の貸借により担い手への集積・集約化を進め、農業構造の改革と生産コストの削減等を推進する事業です。

本県においては、2014年3月に公益財団法人愛知県農業振興基金を農地中間管理機構に指定し、事業を開始しました。

事業開始5年後の2019年には、事業の在り方全般について見直しを行い、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正されました。

(主な改正の内容)

- 農業者等による協議の場での地図の活用や、後継者の状況等の情報提供を努力義務化
- 農用地利用集積計画のみで貸借手続が完了する仕組みの創設
- 農地利用集積円滑化事業を廃止し、農地中間管理事業へ統合一体化

2 事業実績

2014年度から2019年度までの6年間の累計貸付実績は、45市町村で2,586haとなっています。農地の出し手である個人・地域に支払われる機構集積協力金の活用や、農地の大区画化を図る基盤整備事業との連携等の取組により、着実に集積・集約化を進めています。

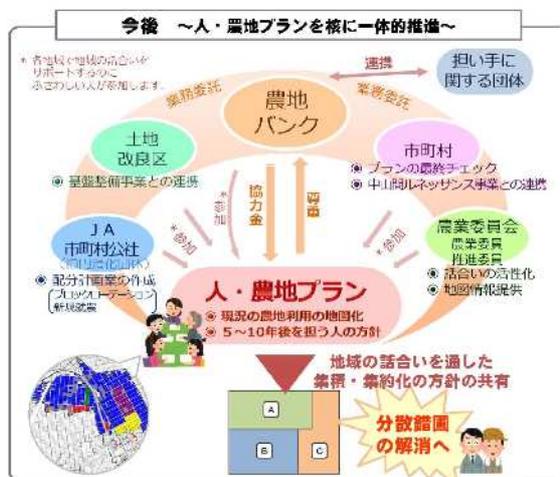
年 度	累 計	2019	2018	2017	2016	2015 まで
貸付面積	2,586ha	461ha	438ha	700ha	454ha	533ha

3 今後の取組

農地の集積・集約化を進め、農地中間管理事業をより実効性のあるものにしていくには、地域における合意形成が大切です。

このため市町村では、各集落での話し合いに基づき、将来地域の中心となる経営体に関する方針等を定めた人・農地プランを作成しています。

今後はそれぞれの人・農地プランを核として、JA・市町村・農業委員会等の関係機関と連携し、一体となって事業を推進していきます。



(資料 農林水産省パンフレット「農地バンクが変わります」)

農業生産

●農業産出額は2,949億円で5.3%減少

2019年の農業産出額は2,949億円で、前年に比べ、耕種部門、畜産部門のいずれも減少し、全体として166億円(5.3%)減少しました(A図)。

部門別にみると、耕種部門では、野菜は全国的な生産量の増加によるキャベツ等の価格下落により115億円(10.2%)減少しました。米は収穫量がほぼ前年並みであったのに対し、全国的な生産量の減少等から価格がやや上昇し2億円(0.7%)増加、花きもきくの出荷量が増加したことにより2億円(0.4%)増加しましたが、野菜の減少が大きく、全体で113億円(5.0%)減少しました。

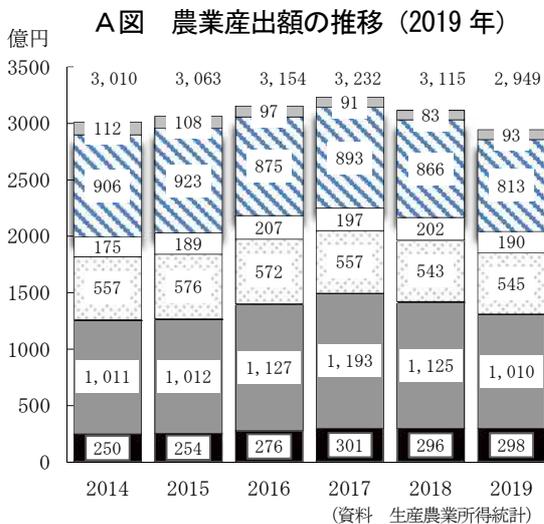
畜産部門では、豚が豚熱により出荷頭数が減少したことにより30億円(11.9%)減少するなど、部門全体で53億円(6.1%)減少しました(B表)。

なお、農業産出額に占める品目別の順位については、米、きく、豚、生乳、鶏卵、キャベツの順となり、豚肉が前年第2位から第3位へ、キャベツが前年第3位から第6位へと順位を落とす一方で、前年第4位だったきくは第2位となり、前年第6位だった生乳は第4位となりました(C表)。

●本県の市町村別農業産出額(推計)の状況

2018年の農業産出額の市町村順位を見ますと、田原市、豊橋市が県内で第1位(全国第1位)と第2位(同第10位)となっています。

また、田原市、豊橋市、豊川市、愛西市、稲沢市は野菜、果実に花きを加えた園芸部門が産出額の6割以上を占めるのに対して、新城市、半田市は畜産部門が産出額の半分以上を占めています。その他、豊田市、岡崎市は米の占める割合が県計と比較して高くなっています(D表)。



B表 部門別農業産出額(2019年)

単位: 億円、%

区分	農業産出額	前年対比	構成比
耕種	2,131	△ 5.0	72.3
米	298	0.7	10.1
野菜	1,010	△ 10.2	34.2
果実	190	△ 5.9	6.4
花き	545	0.4	18.5
その他	88	12.8	3.0
畜産	813	△ 6.1	27.6
肉用牛	108	△ 4.4	3.7
乳用牛	223	0.0	7.6
豚	223	△ 11.9	7.6
鶏	227	△ 7.3	7.7
その他	33	3.1	1.1
加工農産物	5	0.0	0.2

(資料 生産農業所得統計)

C表 農業産出額の上位10品目(2019年)

単位: 億円、%

順位	農産物名	農業産出額	構成比
2019年	2018年		
1	1	米	298 10.1
2	4	きく	223 7.6
3	2	豚	223 7.6
4	6	生乳	187 6.3
5	5	鶏卵	185 6.3
6	3	キャベツ	185 6.3
7	7	トマト	151 5.1
8	8	しそ	133 4.5
9	9	肉用牛	108 3.7
10	11	いちご	85 2.9

注) 構成比は全体に対する割合 (資料 生産農業所得統計)

D表 本県の市町村別農業産出額(推計)の状況(2018年)

単位: 億円、%

県内順位	全国順位	市町村	産出額	米	園芸部門				畜産	その他
					小計	野菜	果実	花き		
第1位	第1位	田原市	848.7	8.9	615.7	316.1	4.1	295.5	220.3	3.7
			100.0	1.0	72.5	37.2	0.5	34.8	26.0	0.4
2	10	豊橋市	434.2	18.5	293.0	244.4	26.3	22.3	114.5	8.2
			100.0	4.3	67.5	56.3	6.1	5.1	26.4	1.9
3	113	豊川市	167.2	10.0	117.0	75.2	10.2	31.6	38.5	1.8
			100.0	6.0	70.0	45.0	6.1	18.9	23.0	1.1
4	122	西尾市	161.2	20.8	73.5	33.0	6.1	34.4	52.8	14.1
			100.0	12.9	45.6	20.5	3.8	21.3	32.8	8.7
5	128	愛西市	155.9	16.0	131.0	110.4	0.4	20.2	7.5	1.3
			100.0	10.3	84.0	70.8	0.3	13.0	4.8	0.8
6	299	豊田市	90.2	25.6	36.3	15.4	10.2	10.7	23.4	5.0
			100.0	28.4	40.2	17.1	11.3	11.9	25.9	5.5
7	352	稲沢市	82.6	12.7	50.3	22.1	4.3	23.9	0.3	19.2
			100.0	15.4	60.9	26.8	5.2	28.9	0.4	23.2
8	365	新城市	79.5	10.5	19.2	12.3	4.2	2.7	44.9	4.9
			100.0	13.2	24.2	15.5	5.3	3.4	56.5	6.0
9	386	岡崎市	75.6	14.9	24.3	15.3	4.1	4.9	33.8	2.4
			100.0	19.7	32.1	20.2	5.4	6.5	44.7	3.2
			74.7	4.0	x	4.3	0.3	x	64.7	x
			100.0	5.4	x	5.8	0.4	x	86.6	x
		県計	3,115	296	1,870	1,125	202	543	866	82
			100.0	9.5	60.0	36.1	6.5	17.4	27.8	2.6

注: 計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したため。「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。(資料 2018年 市町村別農業産出額(推計))

主要な問題の解説

あいちの園芸生産力の強化に向けた「一体的支援プログラム」について

1 趣旨

本県農業において、園芸は重要な部門ですが、担い手の高齢化や減少、施設の老朽化等で生産力の低下が懸念されており、生産量の拡大に向けた対応が必要となっています。

一方、需要の拡大が期待でき、生産力強化の効果が見込まれる品目もあります。

このため、県、農業団体、生産者等の関係者が協働・連携し、担い手の確保・育成から生産、集荷・流通、販売までを一体的に捉え、課題や取組を取りまとめた「一体的支援プログラム」を策定し、生産力の強化に向けた取組を集中的に実施していきます。

2 対象品目：いちご、なす、ブロッコリー、いちじく、きく類

(県と農業団体(経済連、中央会)等が連携して、本県主要品目の中から5品目を選定)

3 実施期間：2019年度から2025年度まで

4 プログラム対象品目の取組概要

品目	県産出額 上段 目標 下段 現状 (2018年度)	過去10年間の 推移 上段 JA販売単価 下段 JA取扱量	対象品目選定理由	主な取組項目	主な目標
いちご	106億円 96億円 (全国 6位)	販売単価 約30%上昇 取扱量 約20%減少	<ul style="list-style-type: none"> 単価は上昇傾向で、需要を引き続き見込むことができるが、生産者の減少で取扱量は減少傾向 環境制御の導入による収量増加が期待できる 他の主産県では自県育成品種を活用して、ブランド化・有利販売に取り組んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 産地での研修施設の整備による新規就農者の確保・育成 環境制御・生育制御技術の導入、施設の高度化による生産向上 県オリジナル品種の普及とブランド化の推進 パッキングセンター利用による労力軽減 	新規就農者： 8人/年 栽培面積： 119ha→ 125ha 単収： 5t/10a→ 5.5t/10a
なす	33億円 31億円 (全国 7位)	販売単価 約20%上昇 取扱量 約20%減少	<ul style="list-style-type: none"> 単価は上昇傾向で、需要を引き続き見込むことができるが、生産者の減少で取扱量は減少傾向 環境制御の導入による収量増加が期待できる 省力的で作業性に優れた県育成品種(とげなし輝楽)が普及している 	<ul style="list-style-type: none"> 産地での新規就農者を確保・育成する組織の設置 環境制御・生育制御技術の導入、施設の高度化による生産向上 県育成品種の作型組合せによる周年安定生産 収量予測技術を活用した需給バランスの適正化 	新規就農者： 4人/年 出荷量： 9,350t→ 9,700t
ブロッコリー	40億円 38億円 (全国 5位)	販売単価 約7%低下 取扱量 約5%減少	<ul style="list-style-type: none"> キャベツの過剰作付けを防ぐ重要な補完品目 他の産地が品質保持の取組によりシェアを拡大したが、コストの負担が増加 大消費地に近い本県の地の利を生かし、有利販売を進めるため、生産拡大が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 品種の選定、栽培技術の改善による収穫作業の効率化(一斉収穫)及び栽培面積の拡大 出荷調整作業の軽減(バラ受け出荷施設の検討等) 	栽培面積： 500ha→ 520ha 出荷量： 8,200t→ 8,550t
いちじく	21億円 19億円 (全国 1位)	販売単価 約30%上昇 取扱量 約40%減少 (ハウスいちじく)	<ul style="list-style-type: none"> 単価は上昇傾向であり、健康志向に合致して需要の拡大が期待できる 生産者の減少により、取扱量は減少傾向 施設栽培の推進により、出荷期間の拡大が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 産地での新規就農者を確保・育成する組織の設置 施設栽培の推進、施肥改善技術の確立による安定的な長期出荷 県オリジナル品種の開発と普及推進 	新規就農者： 6人/年 栽培面積： 83ha→85ha 施設割合： 17%→25%
きく類	190億円 216億円 (全国 1位)	販売単価 約14%低下 取扱量 約5%減少 (輪ギク)	<ul style="list-style-type: none"> 本県花き産出額の4割を占める重要な品目 輪ギクの需要の減少や価格の低下により、このままでは5年後の産出額が180億円程度に減少する見込み 既存施設の活用で、ディスプレイバッドマムや洋花等への品目転換や一部導入が可能 物日の需給バランス(量、品質)の改善が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 輪ギクの趨勢分析等を活用した需給バランスの適正化(供給過剰の時期別対策、物日対応の強化、新品目導入) ディスプレイバッドマム等の国内外の需要開拓 生産施設の高度化や集出荷施設の整備による生産性の向上 	需給バランスの適正化 <ul style="list-style-type: none"> 予約相対率の向上 新品目導入 販路開拓等

水稻・麦・大豆生産

● 2020年産水稻（子実用）の作況

作付面積は、27,400ha（対前年比0.4%減）でした。収穫量は134,300t（同2.1%減）、単位面積あたり収量は490kg/10aとなり作況指数は96でした（A、B図）。

コシヒカリ等の極早生・早生品種では、穂が出てから米が実る期間にあたる8月の高温により白未熟粒が増加し、1等比率は低い値でした。また、品種を問わず、斑点米カメムシ類、トビイロウンカ等害虫の多発により、単位面積あたり収量が低下しました。

● 2020年産麦の作況

作付面積は、5,720ha（同0.5%減）でした。このうち約8割で、小麦の主力品種「きぬあかり」が栽培されました。収穫量は30,300t（同6%減）で全国6位、特に小麦では単位面積あたり収量が533kg/10aとなり3年連続で全国1位でした。作況は123でした（C図）。

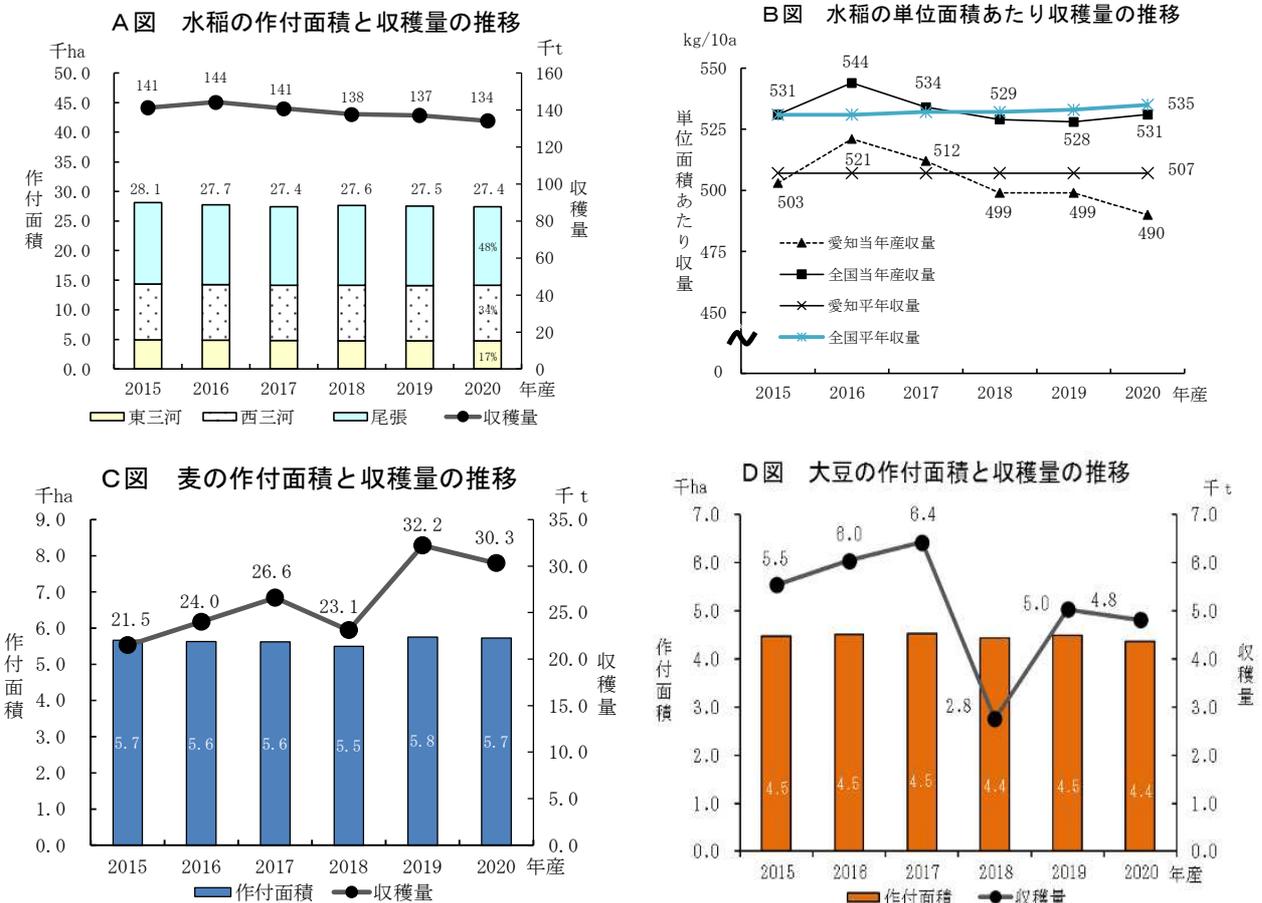
11月中下旬の降雨が少なく、平年より早く播種が終了しました。生育期間中に定期的な降雨はあったものの、収穫時は好天に恵まれ、収量・1等比率とも良好でした。

● 2020年産大豆の作況

作付面積は、4,370ha（同2.7%減）でした。収穫量は4,810t（同4.4%減）、単位面積あたり収量は110kg/10aとなり作況は85でした（D図）。

7月の降雨が多く、平年より播種作業が大幅に遅れ、8月上旬の高温少雨により、出芽の不揃いが認められました。加えて、11月の高温により、一部で根粒の活性が維持され、青立ちが発生しました。

注）麦と大豆の作況は、過去7か年のうち最高と最低を除いた5か年の単位面積あたり収量の平均値を平年収量として算出。



主要な問題の解説

稲・麦・大豆の生産振興について

「食と緑の基本計画 2025」の個別計画として、2021年3月に「愛知県稲・麦・大豆生産振興計画 2025」を策定しました。また、2020年4月1日には、「主要農産物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」が施行されました。これらに基づく取組を推進することで、稲・麦・大豆の生産振興を図っていきます。

1 愛知県稲・麦・大豆生産振興計画 2025

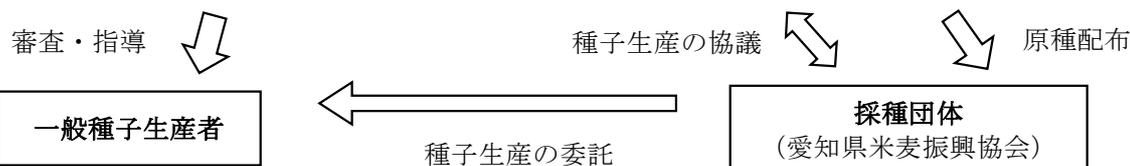
2025年を目標とし、水稻は、需要に応じた主食用米の生産を支援しながら、10aあたり収量、1等比率及び食味ランキングの向上に努めます。また、需要の高まっている麦、大豆は、生産を増加させます。

	現 状	課 題	推 進 事 項	目 標 年 次 の 姿
主 食 用 米	■需要 県内推定需要量>生産量 ■生産 (2020年) 傾向等 作付面積 : 26,400ha (3,600ha減/10年) 収穫量 : 129,400t (23,600t減/10年) 収量 : 490kg/10a (全国 531kg/10a) 1等比率 : 53% (全国 80%) 食味ランキング : 特A (特A初取得)	●耕地面積減少の中、県内需要に応じた生産量の確保 ●収量・1等比率の向上 ●食味ランキングの向上 ●収量・食味等に優れた品種の導入	◆経営所得安定対策の推進 ⇒生産数量目標の目安の策定 ◆主要農作物種子対策 ⇒収量品質の安定性が高い品種構成への転換 ⇒良食味等、優良品種の開発 ◆愛ひとつぶブランド化推進 ⇒面積拡大・良食味生産支援	○方向性 収量・1等比率・食味の向上 ○目標年次の姿 増減等 作付面積 : 24,500~25,000ha (1,400ha減) 収穫量 : 125,000~127,500t (1,900t減) 収量 : 510kg/10a (20kg/10a増) 1等比率 : 60~70% (7ポイント向上) 食味ランキング : 特A (維持)
	■需要 購入希望数量>生産量 ■生産 (直近10中8) 傾向等 作付面積 : 5,450ha (320ha増/10年) 収穫量 : 23,550t (11,800t増/10年) 収量 : 432kg/10a (全国409kg/10a)	●需要に応じた収穫量の増加 ・作付面積の拡大 ・収量高位安定化 ・品種間のバランス	◆経営所得安定対策の推進 ⇒産地交付金の活用による面積の拡大、及び収量高位安定化技術の取組支援 ◆主要農作物種子対策 ⇒優良な品種の開発	○方向性 収穫量の増加 ○目標年次の姿 増減等 作付面積 : 5,850~6,300ha (400ha増) 収穫量 : 27,500~29,500t (3,950t増) 収量 : 470kg/10a (38kg/10a増)
	■需要 県産価格>全国平均 ■生産 (直近9中7) 傾向等 作付面積 : 4,394ha (210ha増/9年) 収穫量 : 5,689t (1,760t減/9年) 収量 : 129kg/10a (全国163kg/10a)	●需要に応じた収穫量の増加 ・作付面積の拡大 ・収量の向上	◆経営所得安定対策の推進 ⇒産地交付金の活用による面積の拡大、及び収量向上技術の取組支援	○方向性 収穫量の増加 ○目標年次の姿 増減等 作付面積 : 4,700~5,000ha (306ha増) 収穫量 : 7,000~7,500t (1,311t増) 収量 : 150kg/10a (21kg/10a増)

2 「主要農産物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」に基づく取組

2018年に、稲、麦、大豆の種子供給を支えてきた主要農作物種子法が廃止されました。以降、本県は、「愛知県主要農作物種子対策実施要綱」により種子の生産・供給体制を維持してきましたが、いっそうの充実を図るため、2020年に「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」を制定しました。下図の体制により、ニーズを踏まえた戦略的な品種開発と、普及すべき優良な品種（以下「奨励品種」という。）の安定的な種子供給に努め、主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与していきます。

愛 知 県 農 業 水 産 局			
農林水産事務所	農政部農業経営課	農政部園芸農産課	農業総合試験場
⑩ほ場・生産物審査	⑦奨励品種の決定	⑧種子計画の策定	⑥優良な品種の開発
⑪勸告・助言・指導	⑫知的財産権の取得	⑫育成 ⑬理解増進	⑨原種等の生産



※番号は条例の条数を示す

※ゴシックは条例化により追加された業務

野菜生産

●出荷量は増加

本県の主要な野菜の出荷量は、農業従事者の減少や高齢化等に伴い減少傾向にありましたが、2019年産は、気象条件に恵まれて豊作となったことから、493千t（前年比106%）と前年より増加しました（A図）。作付面積については、キャベツが前年より増加しましたが（前年比102%）、多くの品目では横ばい又は減少傾向にあります。特に、はくさい、にんじんの作付面積は、2019年/2015年比で両品目とも85%となっています（B図）。

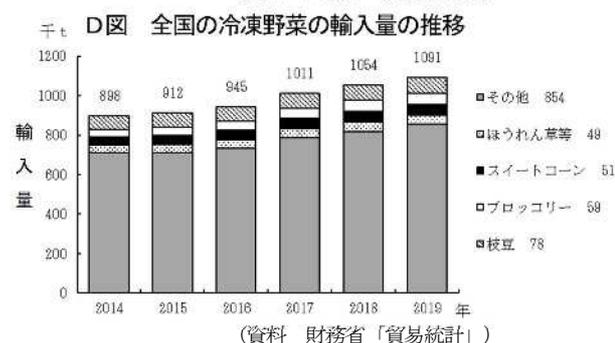
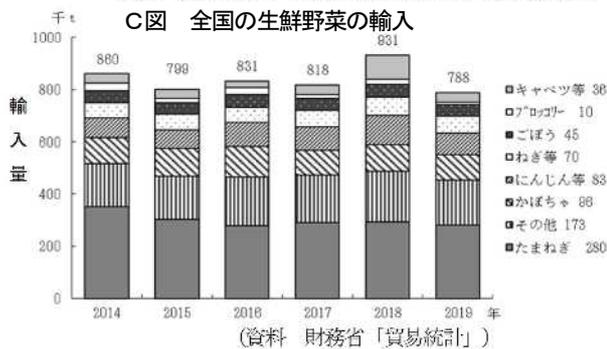
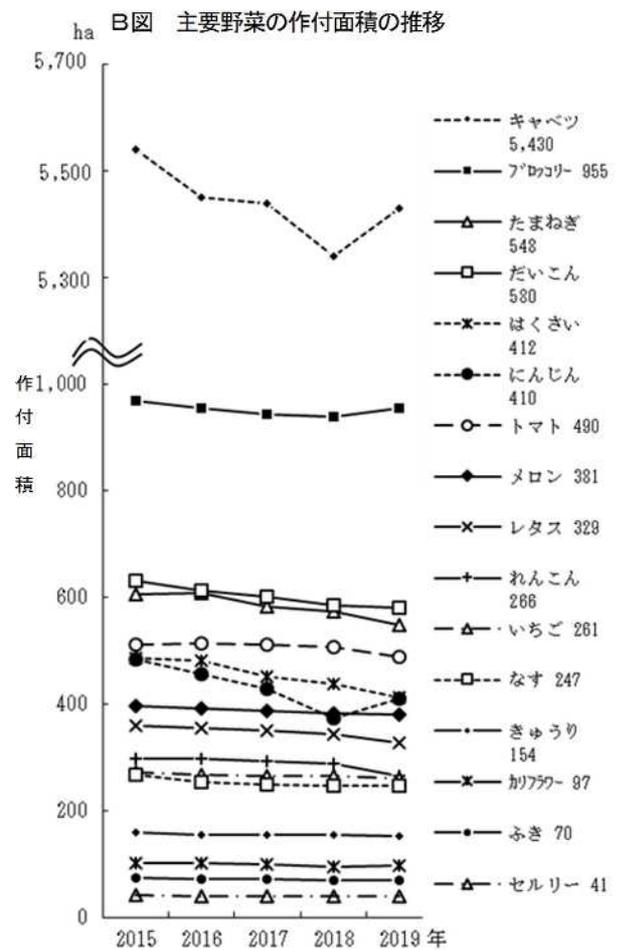
●1年を通して市場価格は低迷

2019年度の4～6月は、平均気温は平年並～かなり高く、降水量・日照時間ともに多い～かなり多くなりました。野菜全体の入荷量は平年よりやや多く、単価は安値傾向でした。7～10月は台風の襲来はあったものの大きな影響はなく、入荷量は平年並み～多く、単価は平年並み～低くなりました。11月～翌3月まで、気温は平年より高く、暖冬であったため、順調な入荷となり、単価は平年より安値傾向でした。

●生鮮野菜の輸入量はほぼ横ばい

全国の生鮮野菜の輸入量は、2018年に増加しましたが、2019年は減少しました。特にキャベツ等は前年と比べ39%（2018年93千t → 2019年36千t）となりました（C図）。

近年の輸入動向については、加工・業務用野菜の国内ニーズが高まっていることから、生鮮野菜は横ばいですが、スイートコーンやブロッコリーなどの冷凍野菜は増加傾向にあります（D図）。



新しい「愛知県野菜生産振興方針」について

1 振興方針の位置づけ

本県の野菜生産の振興を図るため、野菜生産の姿の実現を目指す基本的な方針として、「愛知県野菜生産振興方針」を策定しました。この方針は、「食と緑の基本計画 2025」の野菜に関する個別計画に位置づけています。

2 振興方針の期間

2021年度から2025年度までの5年間

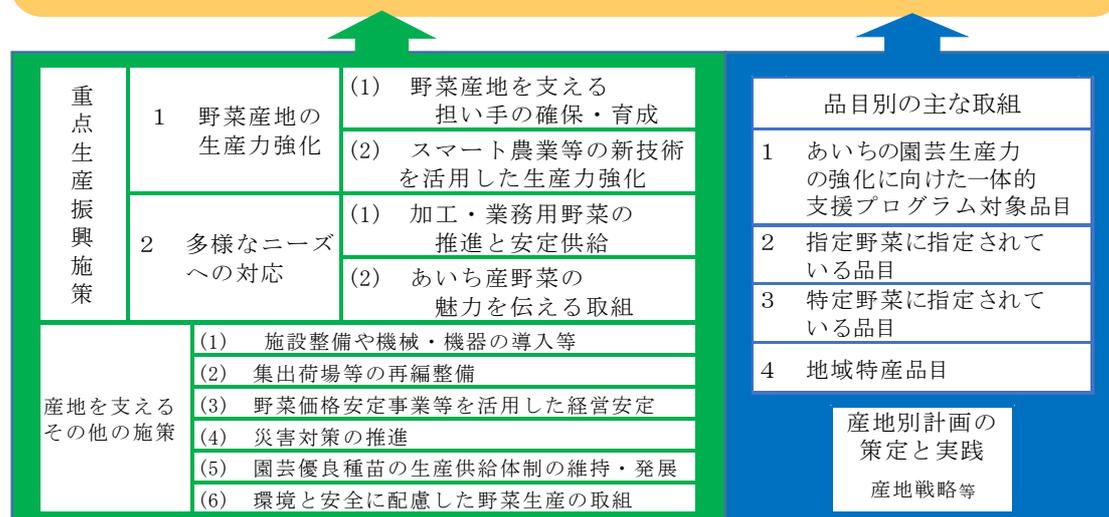
3 振興方針の概要

- 「重点生産振興施策」として「野菜産地の生産力強化」と「多様なニーズへの対応」を位置付けました。
- 「野菜産地の生産力強化」では、「野菜産地を支える担い手の確保・育成」として、新規就農者の就農支援や、意欲と能力のある基幹経営体の育成等を図ります。さらに、「スマート農業等の新技術を活用した生産力強化」として、「あいち型植物工場」の一層の普及やスマート農業等の新技術の活用を推進します。
- 「多様なニーズへの対応」では、「加工・業務用野菜の推進と安定供給」として、機械化技術体系の確立や品種の選定等を推進し実需者のニーズへの対応を図ります。さらに、「あいち産野菜の魅力伝える取組」として、あいち産野菜のイメージアップや、愛知県が経済連と共同で育成したいちご新品種のブランド化等を推進します。
- また、施設整備や機械・機器の導入支援等による生産基盤の充実強化や価格安定事業等を活用した経営安定等の取組を組み合わせ、産地の育成を図ります。
- さらには、行政と農業団体等が連携して産地の生産振興を図っていくための取組として、「いちご」、「なす」、「ブロッコリー」の3品目について「あいちの園芸生産力の強化に向けた一体的支援プログラム」の実践を図ります。
- 加えて、産地別に品目毎の「産地戦略」等を策定し、行政と農業団体等が連携して産地の生産振興を推進します。
- 以上の取組を総合的に推進することにより、野菜産地のパワーアップを進め、担い手の育成を高い生産性の実現を目指します。

野菜産地のパワーアップを進め担い手の育成と高い生産性の実現を目指します。

【産出額目標】 1,130億円（目標年度2025年）

キャベツ260億円、トマト149億円、しそ135億円、いちご106億円、ブロッコリー40億円、なす33億円



花き生産

●花き作付面積は1,961haで増加傾向

2019年の花き作付面積は1,961ha(対前年比2.2%増)で前年と比較して増加しています。このうち、切り花類は、1,553ha(同3.3%増)で全体の79.2%を占め、次いで鉢ものの類は306ha(同2.5%減)で15.6%、花壇用苗ものの類が102ha(同2.0%増)で5.2%となっています。(A図)

この中でも、きくは花き全体の66.3%を占めています(B図)。

花き作付面積の種類別推移を見ると、きく以外は2014年に比べ減少しています(C図)。

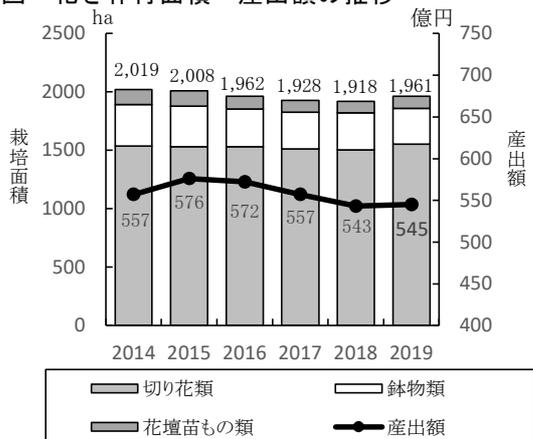
●栽培面積における施設栽培面積の割合は95.9%

2018年のビニールハウスやガラス室などの施設での栽培面積は、1,490haとなっており、栽培面積に占める割合は95.9%と非常に高く、また、加温設備を使用して栽培している割合が60.3%と高いことが、本県花き生産の大きな特徴となっています。

●花き産出額は545億円で58年連続全国第1位

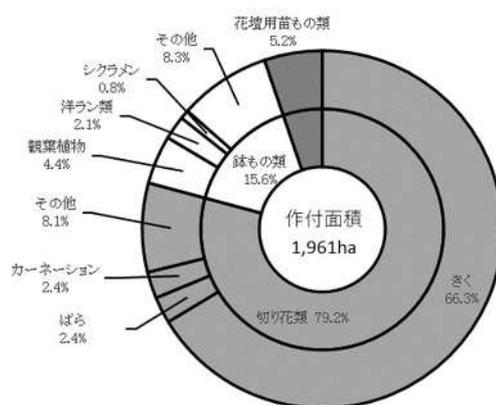
2019年の花き産出額は545億円(対前年比0.4%増)で、主にキクの出荷量が増加したことにより、2億円増加しました。本県の産出額は全国の16.7%を占め、1962年以来全国一の産出額を誇っています。種類別にみると、きくが最も多く、223億円と全体の40.9%を占めています(D図)。

A図 花き作付面積・産出額の推移



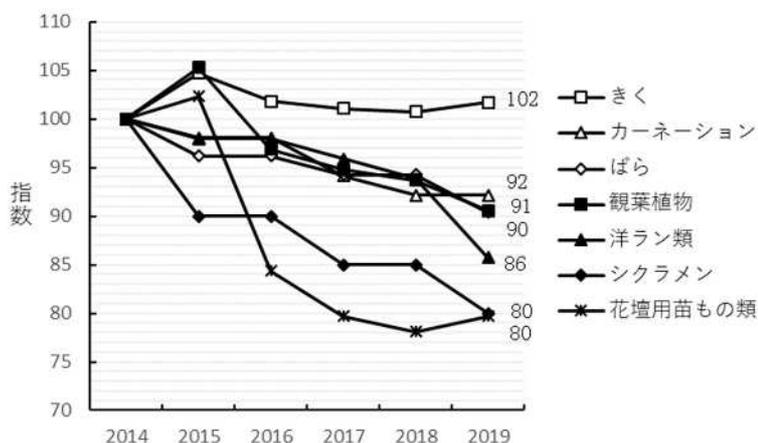
(資料 農林水産省統計部「生産農業所得統計」)

B図 花き作付面積の種類別割合(2019年)



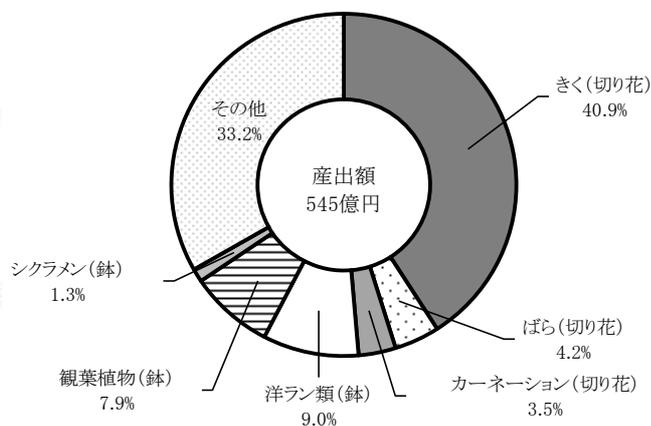
(資料 農林水産省統計部「花き生産出荷統計」)

C図 花き栽培面積の種類別推移(指数:2014年=100)



(資料 農林水産省統計部「花き生産出荷統計」)

D図 花き産出額の種類別割合(2019年)



(資料 農林水産省統計部「生産農業所得統計」)

「愛知県花き振興計画 2025」について

1 計画の主旨

「愛知県花き振興計画2025」（以下「振興計画」という。）は、花き産業と花きの文化の振興を目的とした「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号。以下「花き振興法」という。）第4条に基づき、愛知県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画として愛知県が定めるものです。

また、「食と緑の基本計画2025」の花きに係わる個別計画です。

「花き」とは、花き振興法で定める観賞の用に供される植物であり、具体的には、切り花類、鉢もの類、花壇用苗もの類、球根類、花木類、芝類、地被植物類としています。

2 計画の内容

振興計画では、1962年以降連続して花き（切り花等）産出額日本一を誇る「花の王国あいち」をさらにパワーアップさせていくために、今後5年間で、県、生産者、農業団体や流通、小売、消費団体、県民が連携して取り組む施策の基本的な方針として、「花き産業の振興」、「花きの文化の振興」、「花きの需要拡大」の三つの柱立てを行い、各施策を位置づけました。

花き産業の振興 ～花の王国あいちを支える～

- ＜生産者の経営の安定＞
 - 経営安定に向けた他品目への転換支援
 - スマート農業技術の導入等の生産基盤整備
 - 多様な担い手の営農継続支援
 - 災害への備え、復旧に向けた各種助成制度の活用支援
- ＜生産性及び品質の向上の促進＞
 - 高品質な新品種の開発・導入とブランド化の推進
 - 高生産・低コストの生産技術等の開発及び導入推進
 - 流通施設の整備や流通体制の改善支援
 - 育苗・苗供給体制の強化支援
- ＜輸出の促進＞
 - 国際園芸博覧会への出展・コンテストへの参加支援
 - 輸出に適した品目生産など産地の対応強化支援
- ＜気候変動及び環境に配慮した適応策＞
 - 栽培環境改善技術の確立と導入推進

花きの文化の振興 ～花の王国あいちを定着させる～

- ＜公共施設及びまちづくり等における花きの活用＞
 - 花の王国あいちシンボルマーク活用定着
 - 県内の主要施設における花き装飾展示
- ＜花きを活用した教育、地域の花き活用の推進＞
 - あらゆる世代への花育の推進
 - 世代間交流を伴う地域活動支援
- ＜日常生活における花きの活用促進＞
 - 花いっぱい県民運動の展開
 - 家庭や職場に日常的に花がある生活の定着推進

花きの需要拡大 ～花の王国あいちを拓げる～

- ＜花きの需要を増進する取組支援＞
 - オンラインや定期契約取引等による新たな販売体制の構築支援
 - ホームユース市場に対応した生産・流通の連携強化
 - 住宅やインテリア業界との連携推進
- ＜イベントにおける花きの活用促進＞
 - 県民参加型の花と緑のイベントの継続的開催
 - アジア競技大会等での花きのおもてなしと PR
 - 各種行事や式典における会場の生花装飾等花きの活用

「花の王国あいち」の目標 （目標年度 2025 年度）

- 花き産出額 581 億円（うち 切り花等 545 億円、花木等 36 億円）
- 花き輸出金額 2 億円
- 花の王国あいちの認知度 50 %

果樹・工芸作物生産

●果樹の産出額は190億円で12億円減少

2019年の果樹産出額は190億円（前年比94%）で、出荷量の減少により前年より12億円減少しました（A図）。

品目別の栽培面積は、みかんが1,330haと最も多く、次いでかき1,110ha、ぶどう457haとなっており、全ての品目で減少しました。産出額は、みかんが最も多く79億円でした。

●茶栽培面積は517haで4ha減少、荒茶生産量は832tで31t減少

2019年の茶栽培面積は517haで前年より4ha減少しました。

荒茶生産量は832tで、前年より31t減少しました（C図）。

産出額は18億円で、前年より2億円減少しました。

●葉たばこ栽培面積は54haで8ha減少、生産量は112tで31t減少

2020年の葉たばこ栽培面積は54haで前年より8ha減少しました。生産量は112tで前年より31t減少しました（D図）。

栽培農家戸数は35戸（前年比5戸減）、1戸当たりの栽培面積は154a（前年比2a減）で、全国平均140aを上回っています。

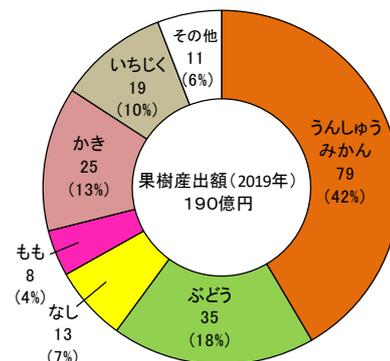
また、販売額は約2.2億円（前年比0.7億円減）、販売単価は乾燥葉1kg当たり1,987円（前年比62円減）でした。

A図 果樹栽培面積・産出額の推移

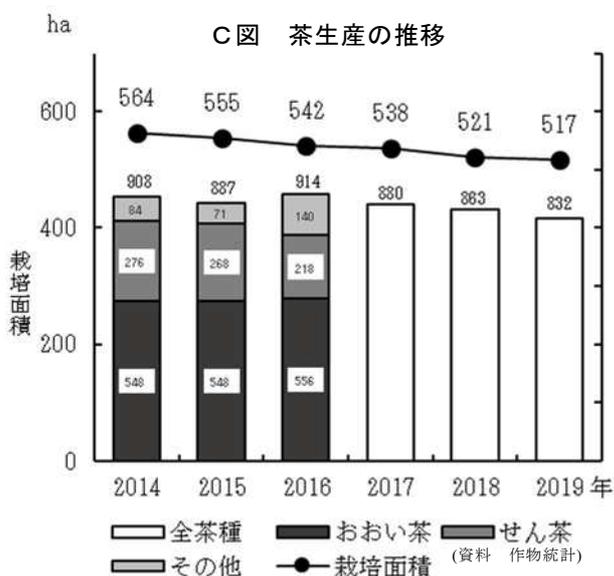


(資料 作付面積調査、生産農業所得統計)

B図 果樹品目別産出額と構成割合（2019年）

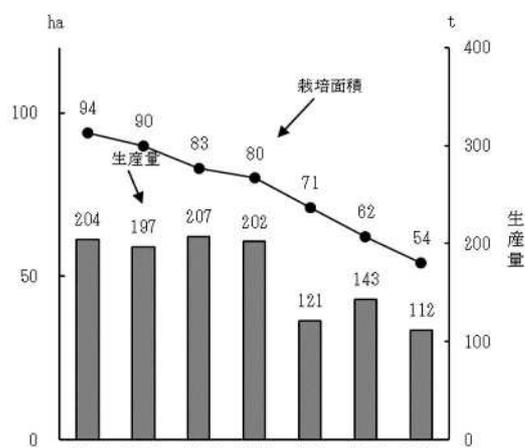


(資料 生産農業所得統計)



(資料 作物統計)

D図 葉たばこ生産の推移



(資料 全国たばこ耕作組合中央会業務資料)

主要な問題の解説

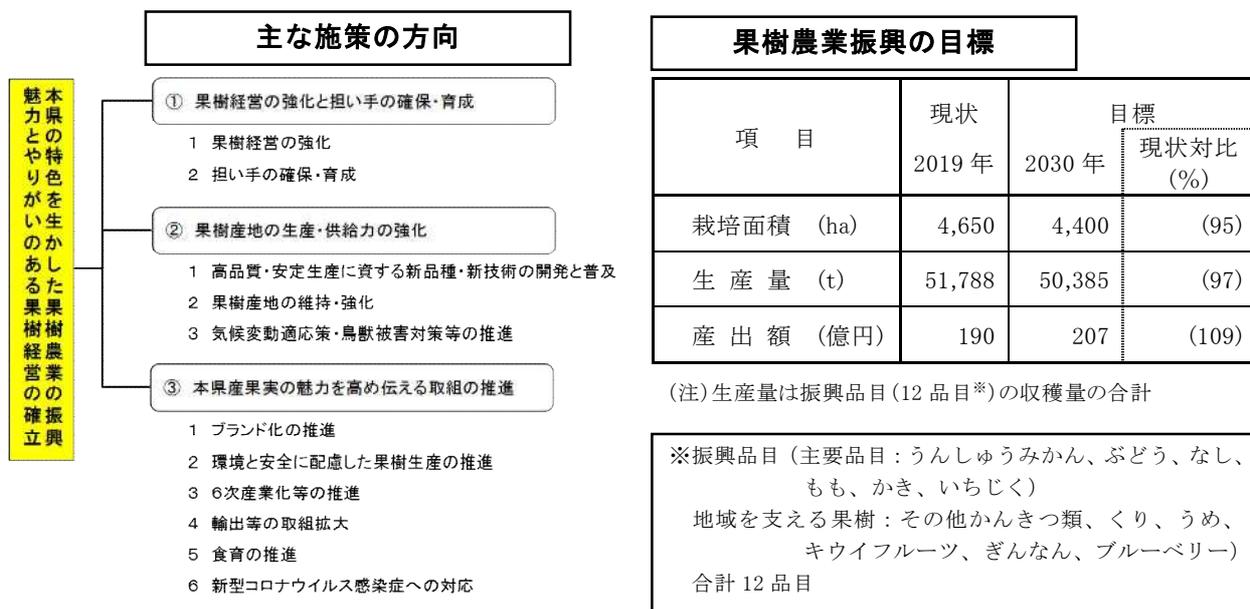
「第12次愛知県果樹農業振興計画」及び「第8次愛知県茶業振興計画」について

1 計画の主旨

「第12次愛知県果樹農業振興計画」は「果樹農業振興特別措置法」（昭和36年法律第15号）に基づき、また、「第8次愛知県茶業振興計画」は「お茶の振興に関する法律」（平成23年法律第21号）に基づき、それぞれ愛知県における生産振興等の計画として策定したもので、両計画とも「食と緑の基本計画2025」の個別計画に位置づけています。

2 第12次愛知県果樹農業振興計画の内容

本県果樹農業の現状分析を踏まえ、計画がめざすべき姿として、目標年次の2030年度までに「魅力とやりがいのある果樹経営の確立」と「本県の特徴を生かした果樹農業の振興」を目指し、以下の3つを施策の柱として推進します。



3 第8次愛知県茶業振興計画の内容

あいちの茶の生産振興、あいちの茶の需要拡大、あいちの茶の知名度向上の3つのめざす姿を描き、その実現に向け、関係機関と連携し、さまざまな施策を展開していきます。

数値目標【2025年度】

- 茶産出額 20億円
- 「あいちの茶」を使った新商品の開発 12商品/年
- 「あいちの茶」の魅力伝える体験イベント等の参加者数 5,000人/年

めざす姿

あいちの茶の生産振興	あいちの茶の需要拡大	あいちの茶の知名度向上
<ul style="list-style-type: none"> ○担い手への茶園集積・生産体制整備による産地規模・生産力の維持 ○付加価値の高い茶生産による経営の安定 ○輸出拡大に向けた栽培体系の確立と普及 ○環境に配慮した安全・安心な産地づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「あいちの茶」の特長や消費者の求める多様なニーズに対応した新たな需要の創出 ○新しい生活様式や多様化するニーズに対応した販売体系の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○県域の産地が一丸となった取組による「あいちの茶」の知名度向上 ○お茶を身近に感じられる環境づくり

施設園芸

●施設設置面積は2,666haで、2016年から93ha減少

本県の施設園芸は、温暖な気候と立地条件に恵まれ、古くから産地が形成されてきました。近年では養液栽培の普及やICTを活用した環境モニタリング装置や炭酸ガス、細霧ミスト活用等の先進的技術を導入した施設の設置が進むなど、質的な変化を遂げながら、東三河地域を中心とする施設園芸地帯を形成しています。

2018年の調査結果では、県内の施設設置実面積は2016年から93ha減少し2,666ha（2016年比96.6%）、うちガラス室は589ha（同97.5%）、ハウス類は2,077ha（同96.4%）となっています（A図）。

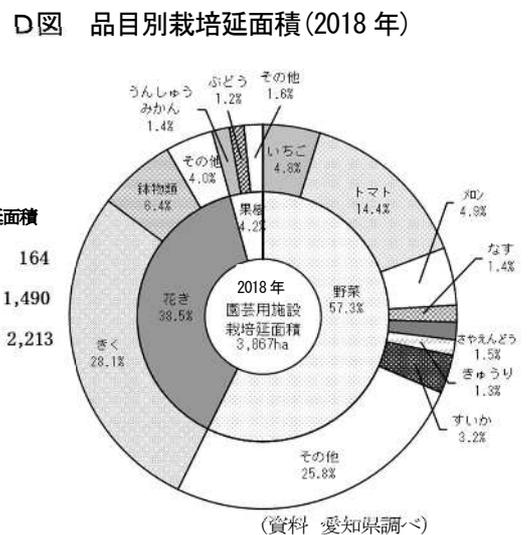
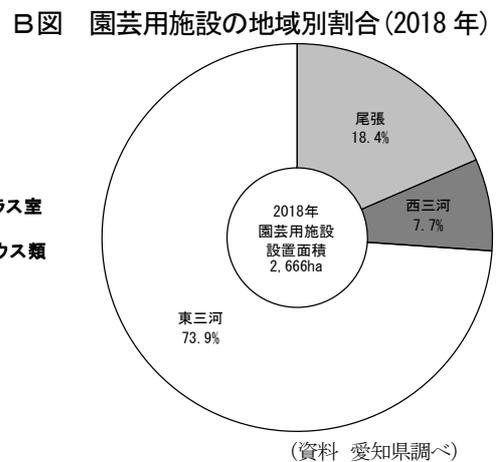
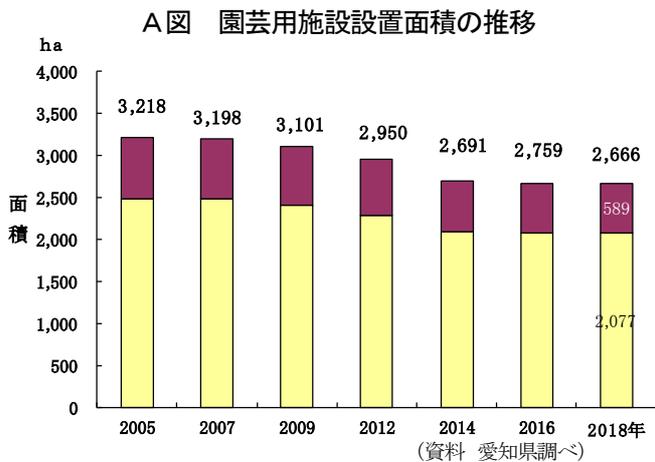
なお、施設面積を地域別にみると、東三河地域が最も多く73.9%を占め、次いで尾張地域が18.4%、西三河地域が7.7%となっています（B図）。

●栽培延面積は3,867haで、2016年から208ha増加

栽培延面積は、2001年をピークに減少傾向にありましたが、2018年は2016年から208ha増加し3,867ha（2016年比105.7%）となりました（C図）。

品目別栽培状況をみると、野菜では、トマト、いちごが主体で、花きでは、きく、鉢物類が多く、果樹では、うんしゅうみかん、ぶどうが主に施設で栽培されています（D図）。

なお、部門別にみると、野菜が2,213haと最も多く、全体の57.3%を占めています。



主要な問題の解説

セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可基準について

1 背景

セイヨウオオマルハナバチは、ヨーロッパ原産のマルハナバチであり、日本国内においては、1990年代前半から施設トマト等の受粉に利用されてきました。しかし、生態系への悪影響が懸念されたことから、2006年9月1日に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」に基づく特定外来生物に指定され、飼養や購入に環境大臣の許可が必要となりました。

2 許可基準の内容

環境省及び農林水産省は、2017年4月に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を策定し、在来種マルハナバチ（クロマルハナバチ等）の適切な利用の促進を図り、セイヨウオオマルハナバチの総出荷量（北海道を除く）を2020年までに半減させることとしました。

このような状況下で、2019年9月から、本州・四国・九州（奄美以南と島嶼部を除く）を対象に、セイヨウオオマルハナバチの飼養等に係る許可基準が以下のとおり変更されました。

(1) 許可対象の限定

以下の①、②のみ許可の対象となり、新たに利用を始めることはできなくなりました。

- ① これまで許可を得て利用していた者が、継続して利用する場合（許可の更新）
- ② これまで許可を得て利用していた者の親族等が、土地や施設とともに利用を引き継ぐ場合

(2) 規模拡大に伴う理由書等の添付

これまでよりも飼養数（巣箱の数）を増やすことを希望する場合（規模拡大）、飼養等許可更新時に、以下の内容を記した理由書と、クロマルハナバチへの転換に向けた計画書の添付が必要となりました。

- ① 飼養数を増やさなければならない理由
- ② すぐにクロマルハナバチに転換できない理由

3 在来種マルハナバチへの計画的な転換等に向けて

セイヨウオオマルハナバチについては、2022年4月から、既存の許可の更新や、親族等から引き継ぐ場合であっても、飼養数の増加（規模拡大）が認められなくなります。また、将来的には、許可の範囲がさらに限定される可能性もあります。

そこで、愛知県では、トマトやナスの単為結果性品種の開発に取り組むとともに、生産現場では、セイヨウオオマルハナバチとクロマルハナバチを用いた着果数・着果率の比較調査や、クロマルハナバチ活用促進のためのリーフレットの配布などに取り組んでいます。

こうした取組により、クロマルハナバチへの計画的な転換を推進していくことが必要となっています。なお、セイヨウオオマルハナバチからクロマルハナバチへの転換実証には、農林水産省の補助事業を活用することができます。

愛知県の施設野菜におけるマルハナバチの利用状況（延面積）

種類	トマト	その他	計
セイヨウオオマルハナバチ	123.9ha	10.3ha	134.2ha
クロマルハナバチ	76.0ha	8.1ha	84.1ha
不明	254.9ha	1.2ha	256.1ha
マルハナバチ合計	454.8ha	19.6ha	474.4ha



訪花するクロマルハナバチ

「園芸用施設の設置等の状況（H30）」より

乳用牛・肉用牛の飼養動向

●乳用牛の1戸当たりの飼養頭数は83.4頭で全国第7位

2020年2月1日時点の乳用牛の飼養頭数は、前年に比べ1.7%減の22,600頭、飼養戸数は、前年に比べ7.8%減の271戸となっており、いずれも減少傾向にあります。1戸当たりの飼養頭数は83.4頭（全国平均93.9頭）で、三重県、北海道、大分県、島根県、熊本県、京都府に次いで全国第7位となっています（A、B図）。

●県内生乳出荷量に占めるメガファームの出荷割合の増加

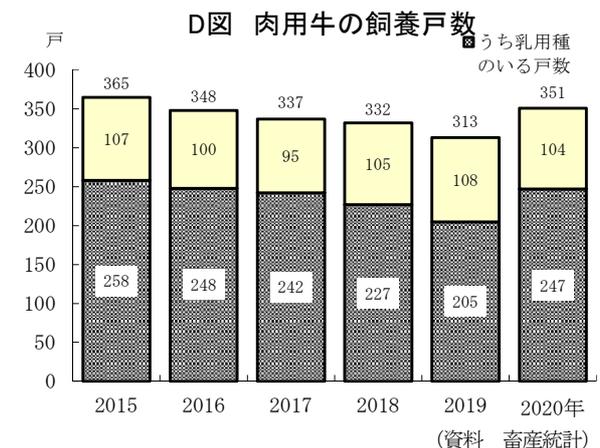
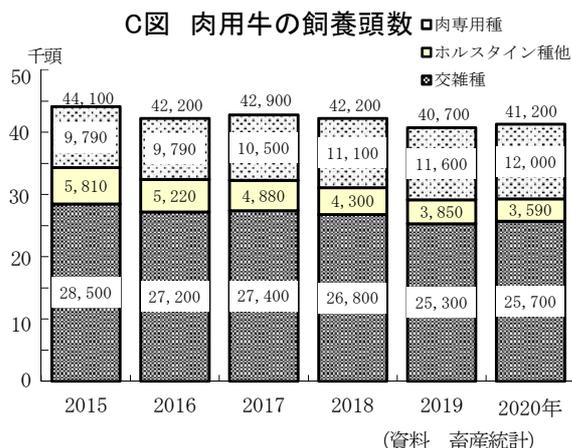
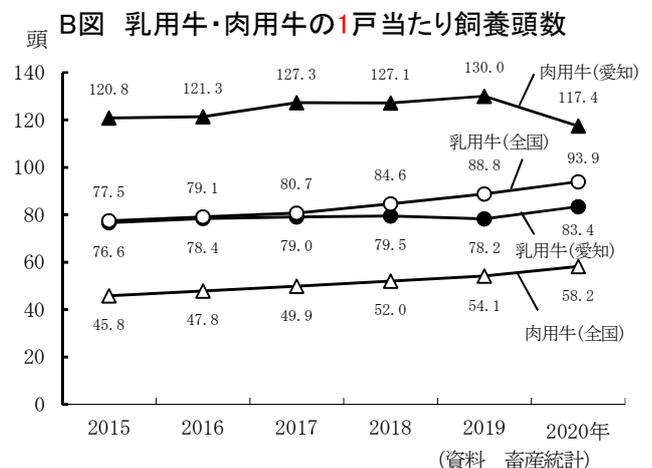
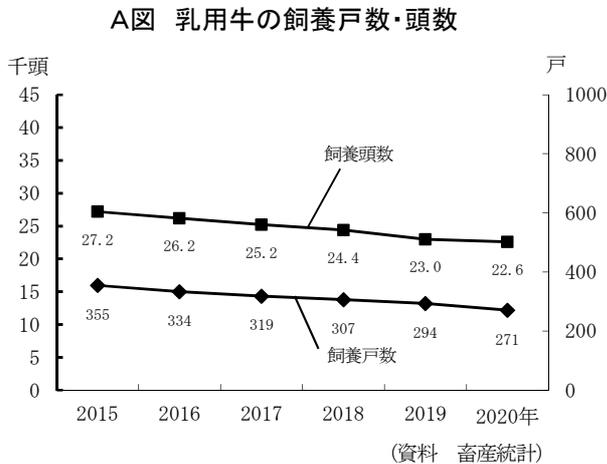
環境問題への懸念や担い手不足から小規模層の廃業が増加する一方、飼養規模の拡大は着実に進展しており、愛知県内でも大型酪農経営（年間出荷乳量1,000 t以上の経営体）、いわゆるメガファームが、2019年度には38戸となっています。

最大規模の経営体では、年間4,000 tを超える生乳を出荷しています。また、メガファームの生乳出荷量は、県内生乳出荷量の約46.9%を占める量となっており、その割合は、前年（約46.2%）より増加しています。

●肉用牛の1戸当たりの飼養頭数は117.4頭で全国第9位

2020年2月1日時点の肉用牛の飼養頭数は、前年に比べ1.0%増の41,200頭となりました。肉専用種の頭数も増加傾向にあります（C図）。飼養頭数に占める交雑種を含む乳用種頭数（29,200頭）の割合は、70.9%で全国平均（29.9%）を大幅に上回っています。また、乳用種飼養頭数に占める交雑種の割合は88.0%で、全国平均（64.9%）を上回っています。

一方、飼養戸数は、前年に比べ1.1%増の351戸となっており、1戸当たりの飼養規模は117.4頭（全国平均58.2頭）で、全国第9位になっています（B、D図）。経営タイプ別に見ると、乳用種肥育経営は、247戸となっています。



「愛知県酪農・肉用牛生産近代化計画」の策定について

酪農及び肉用牛生産の振興において、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号。以下「酪肉振興法」という。）第二条の二の規程に基づき農林水産大臣が定める「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）に調和する内容として、都道府県は、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を作成することができるとされています。

国の基本方針が 2020 年 3 月 31 日に策定されたため、本県では、酪肉振興法の第二条の三の規程に基づき、2030 年度を目標とする都道府県計画について、2021 年 3 月に策定しました。

1 基本方針について

今回の基本方針では、海外市場も含め拡大が見込まれる和牛肉・乳製品を中心とした国産畜産物の需要に応えるための生産基盤強化と、次世代に継承できる持続的な生産基盤を新たに創造することを柱としています。

- (1) 肉用牛・酪農経営の増頭・増産
- (2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承
- (3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保
- (4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進
- (5) 国産飼料基盤の強化
- (6) 経営安定対策の適切な運用

2 愛知県酪農・肉用牛生産近代化計画の主な内容

基本方針を受け、本県の都道府県計画は以下のとおり策定しました。

- (1) 担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応
後継者の育成に係る技術・技能の向上に資する取組を推進する。
搾乳・ほ乳ロボットをはじめとする省力化機械の導入を支援する。
- (2) 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応
畜産クラスター事業等の国の支援策の積極的活用により増頭を図る。
- (3) 国産飼料生産基盤の確立
飼料用稲等の利用により耕畜連携の強化や広域流通を推進する。
- (4) 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化
地域自衛防疫体制を強化する取組を推進する。また、堆肥の品質向上に努める。
- (5) 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進
HACCP に沿った食品安全衛生管理の普及を促進する。
「みかわ牛」のブランド力の強化を図る。

表 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数

区域名	区域の範囲	現在（平成31年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
愛知	県全域	頭 23,000	頭 18,400	頭 18,100	kg 8,842	t 160,046	頭 23,000	頭 18,400	頭 18,100	kg 9,000	t 163,000

2 肉用牛の飼養頭数

区域名	区域の範囲	現在（平成31年度）									目標（令和12年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種			乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種			乳用種等						
繁殖雌牛	肥育牛		その他	計	乳用種	交雑種	計	繁殖雌牛		肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計				
愛知県	県全域	頭 40,700	頭 2,540	頭 7,980	頭 1,080	頭 11,600	頭 3,800	頭 25,300	頭 29,100	頭 43,500	頭 3,000	頭 9,500	頭 1,500	頭 14,000	頭 3,500	頭 26,000	頭 29,500		

豚・鶏の飼養動向

●養豚農家飼養頭数は対前年比6.0%の増加

2019年（2月1日現在）の豚の飼養頭数は、前年に比べ6.0%増の352,700頭（全国第9位）となっており、飼養戸数は前年に比べ0.5%減の197戸となっています。1戸当たりの飼養規模は2018年に比べ6.5%増の1,790頭（全国平均2,119頭）となっています（A図）。

また、子取り用雌豚の飼養頭数は、34,200頭で前年に比べて9.6%増となっています。

都市化の進展に伴う飼養環境の悪化、後継者不足などにより経営離脱が進み、飼養戸数は減少傾向にあります。大規模農家では補助事業の活用や生産コスト削減などにより規模拡大を進めており、全体的には1戸当たりの飼養規模は拡大の傾向にあります。

●採卵用成鶏雌飼養羽数は対前年比5.5%の増加

2019年の採卵用成鶏雌飼養羽数は、前年に比べ5.5%増の7,019千羽（全国第5位）となっています。

また、飼養戸数は、2018年と同じ143戸となっており、1戸当たりの平均飼養羽数は49.1千羽（全国平均66.9千羽）で、2018年に比べ増加しています（B図）。

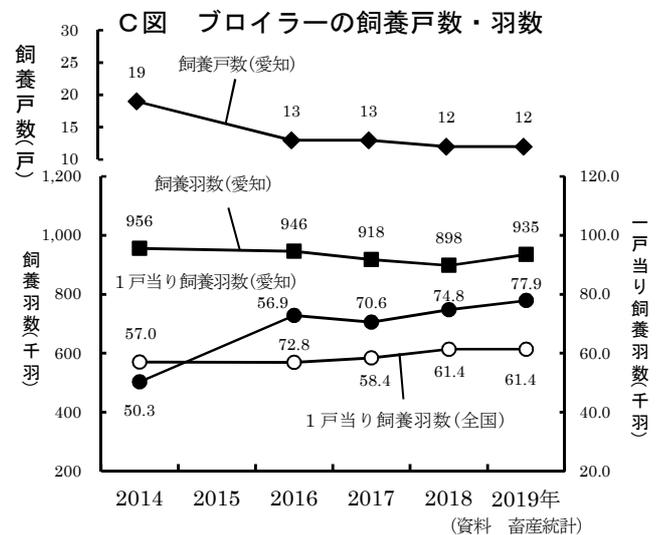
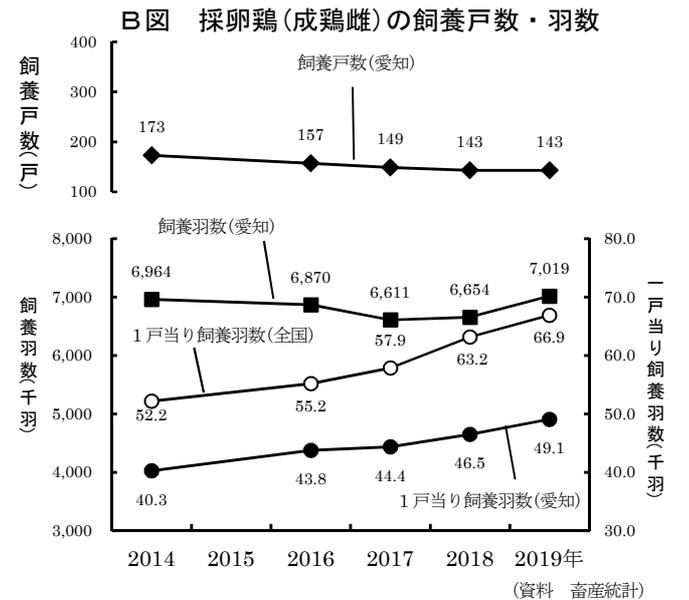
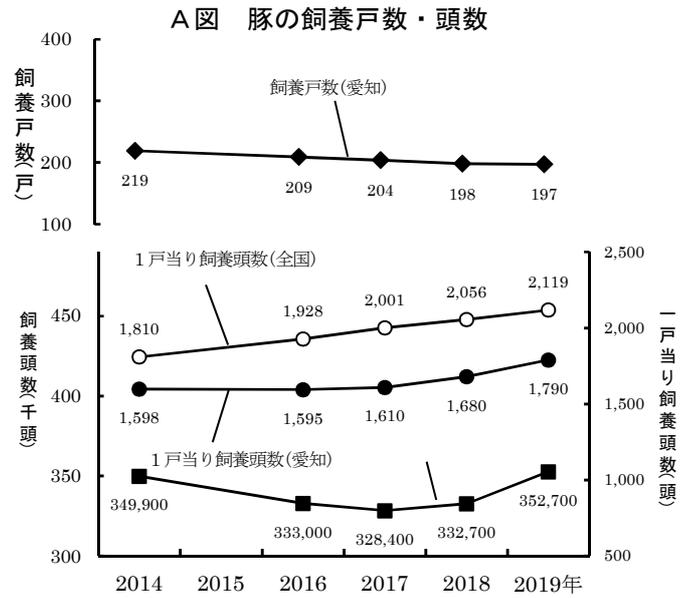
全国的に大規模生産者の規模拡大が進む中、本県でも畜産クラスター事業等を活用した規模拡大が進んでおり、1戸あたりの飼養羽数は増加傾向にあります。一方、都市化の進展に伴う飼養環境の悪化や後継者不足などによる廃業により、飼養戸数は減少傾向となっています。

さらに、鳥インフルエンザを始めとする防疫対策の負担も増大しており、経営環境は厳しい状況が続いていますが、銘柄卵や高付加価値卵の販売、プリンなどの加工品の製造販売などにより経営改善を図っています。

●ブロイラーの飼養羽数は対前年比4.1%の増加

2019年のブロイラー飼養羽数は、前年に比べ4.1%増の935千羽となっています。全国の飼養羽数は、前年に比べ0.4%減の138,228千羽となり、本県の全国シェアは0.7%となっています（C図）。

また、飼養戸数は、2018年と同じ12戸となっており、1戸当たりの平均飼養羽数は77.9千羽（全国平均61.4千羽）で、2018年に比べ増加しています（C図）。



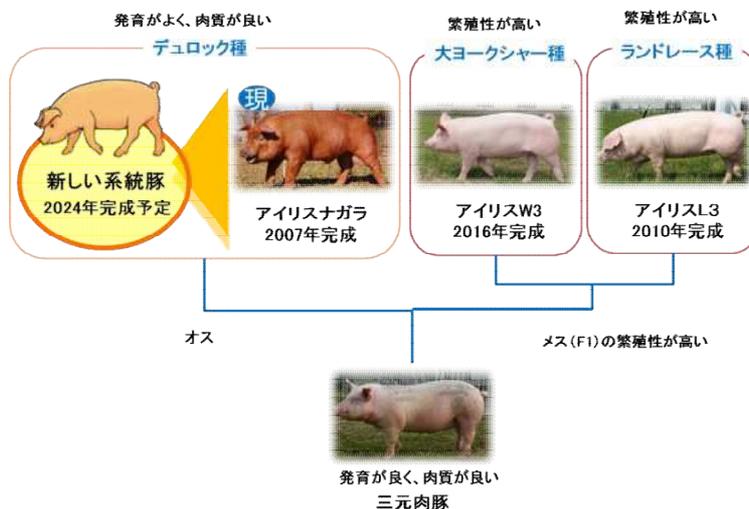
凍結受精卵を用いたデュロック種の開発再開について

1 愛知県における系統豚の造成・供給体制

愛知県農業総合試験場（以下、試験場）では、三元肉豚^{※1}の親となる3品種（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種）の系統豚^{※2}を開発し、愛知県畜産総合センターを通じて県内農家等へ供給しています。この系統豚を素材として、県内では品質の高い様々なブランド豚肉が生産されています。

※1 三元肉豚とは、通常食用にされる三種類の品種の豚を掛け合わせた肉豚をいいます。一般に、繁殖性が高いランドレース種と大ヨークシャー種を交配させて一代雑種（F1）を作り、これに産肉性が高いデュロック種を交配させて作ります。

※2 系統豚とは、お互いに一定以上の血のつながり（血縁的には、いとこぐらいのつながり）を持ち、品種内での個体のばらつきの少ない集団を構成している豚です。系統豚は元の種豚より能力が高く、系統豚を親として生産される肉豚の豚肉は、品質が安定しています。



【愛知県の系統豚による三元肉豚生産体制】

2 豚熱発生による系統造成の中断

系統豚は交配により個体間の血縁が濃くなるため、繁殖能力等が次第に低下します。現在のデュロック種系統豚「アイリスナガラ」は、2007年の完成から13年が経過したため、試験場では、アメリカ合衆国と国内の6機関から導入したデュロック種を用いて、2016年から新しい系統豚の開発に着手していました。しかし、2019年8月の試験場における豚熱の発生を受け、豚を全頭処分したため、開発も中断していました。

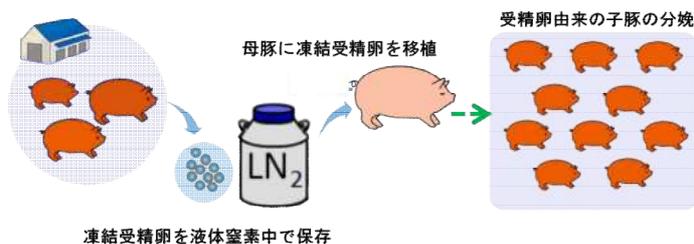
3 凍結受精卵を用いたデュロック種系統開発の再開

試験場では、豚熱などの家畜伝染病が発生し、飼養種豚が失われた場合に備えて、2019年3月から開発中の豚の凍結受精卵を作成し安全な場所に保管していました。この凍結受精卵を使うことによって、一からやり直すことなく系統豚の開発を再開することが可能になります。

2020年10月、豚熱発生後、試験場の豚舎の密閉化などの防疫対策を強化し、安全性が確保できたため、凍結受精卵を移植し、デュロック種の系統豚の開発を、豚熱発生直前の状態から再開しました。

当初の予定より2年遅れて、2024年度に完成し、2025年度から生産者へ供給を開始する予定です。

今後、諸外国との貿易協定締結に伴い、輸入豚肉とのさらなる競争にさらされることが予想されるため、生産者、関係団体、県関係機関との連携をこれまで以上に密にして、系統豚の生産・供給体制の強化を図っていきます。



【凍結受精卵を利用した子豚の生産】

農 業 災 害

2020年は7月豪雨による大雨等の気象災害があり、農林水産業関係被害額は、総額5億2,091万円でした。このうち農業被害は、大雨、降ひょう、突風による総額7,379万円、農地・農業用施設被害額は、大雨による1億1,245万円でした。

●大雨による農業被害は7,286万円

7月3日から31日の令和2年7月豪雨では、果樹（もも、ぶどう、なし）で121万円、野菜（なす）で5万円、雑穀（ソルゴー）で7万円、樹体（茶、ぶどう）で395万円、家畜（鶏）で4,494万円の農作物等被害があったほか、ビニールハウス等の破損で2,264万円の施設被害があり、農業関係被害は計7,286万円となりました。

●大雨による農地・農業用施設被害額は1億1,245万円

令和2年7月豪雨では、田畑の法面の崩壊で5,810万円、農道の破損で1,535万円、農業用水路の破損で2,800万円、ため池の護岸の崩壊で500万円の被害となりました。また、10月7日から10日にかけての大雨で田の法面が崩壊し、600万円の被害がありました。

●降ひょうによる農業被害は76万円

8月22日の降ひょうでは、果樹（なし）の果実の損傷被害により、76万円の被害額となりました。

●突風による被害は18万円

12月30日の突風で、栽培施設の被覆の損傷被害により、18万円の被害額となりました。

表 過去20年の主な農林水産被害（被害額10億円以上）

（単位：万円）

区 分	集中豪雨 (2000.9.11~12)	台風23号 (2004.10.20)	台風18号 (2009.10.8)	台風15号 (2011.9.20)	台風18号 (2013.9.15)	台風12号 (2018.7.28)	台風24号 (2018.9.30)
農作物等	水陸稲	50,563	7,161	12,093	4,340	33	678
	野 菜	76,782	79,704	631,826	16,740	8,794	44,389
	果 樹	10,389	2,498	55,713	15,464	21,982	6,766
	その他	14,006	7,179	73,808	3,772	59	3,182
	小 計	151,740	96,542	773,440	40,316	30,869	15,318
畜 産	2,510		888	480	973	1,503	2,445
施 設 等	11,571	14,097	492,839	11,232	36,347	83,286	243,387
水 産 業		5,947	35,493	728		3,415	2,900
農地・農業用施設	432,300	2,400	830	28,210	28,210		
林業用施設・林産物	465,986		5,933	22,319	18,342		37,145
その他				6,168	51	140	764
合 計	1,064,107	118,987	1,309,422	109,453	114,791	103,662	365,300

農作物等のその他：花き、植木、工芸作物、茶、豆類、桑、樹体等

施設等：農産園芸施設、畜舎等

農地・農業用施設：法面崩壊、農道破損、農業用水路破損、ため池護岸崩壊等

その他：県有施設

（資料 農政課調べ）

2020年の気象と主な気象災害について

2020年の気象概況は、名古屋地方気象台によると、暖冬により冬季の気温が平年を大きく上回りました。また、7月は降水量が平年より多く、8月は気温が平年より高くなり、年間の降水量は平年を11%上回りました。

12年ぶりに台風の上陸はなく、本県における農林水産業関係の気象災害は、令和2年7月豪雨と8月22日の降ひょうによる被害、10月7日から10日にかけての大雨被害、12月30日の突風による被害がありました。

<令和2年7月豪雨>

7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となり、人的被害や物的被害が発生しました。気象庁は、顕著な災害をもたらしたこの一連の大雨について、災害の経験や教訓を後世に伝承することなどを目的として「令和2年7月豪雨」と名称を定めました。

7月3日から8日にかけて前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日は記録的な大雨となりました。また、岐阜県周辺では6日から激しい雨が断続的に降り、7日から8日にかけて記録的な大雨となりました。

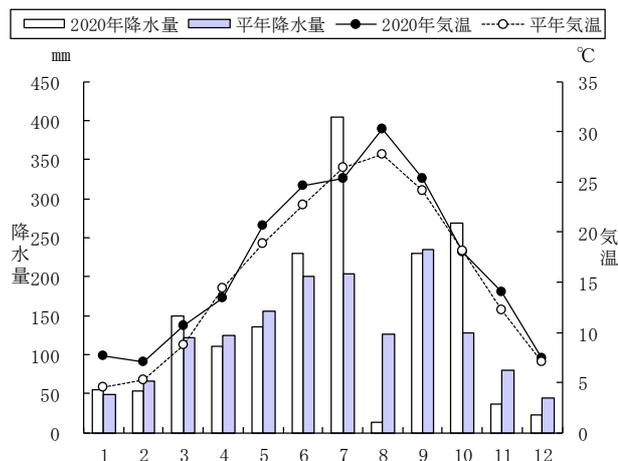
その後も、西日本から東北地方の広い範囲で雨の降る日が多く、この大雨により、大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生しました。また、西日本から東日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、各地で突風による被害が発生しました。(気象庁Webページより抜粋)

<トビイロウンカによる水稲被害の発生>

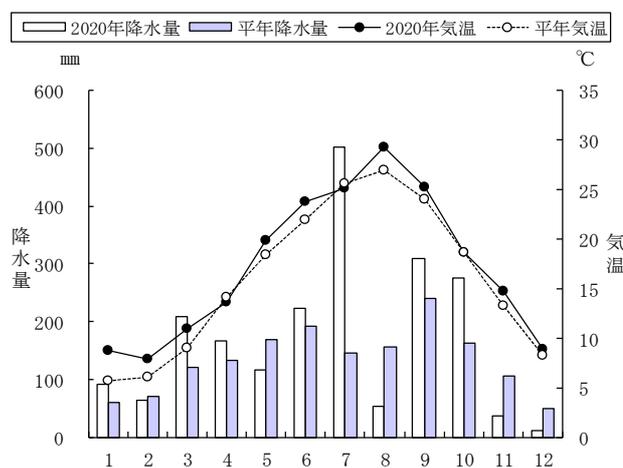
2020年は、西日本を中心にトビイロウンカによる水稲への大きな被害が発生しました。トビイロウンカは梅雨時期に海外から気流によって飛来し、水田で世代を重ねることで秋に被害が発生します。本年の愛知県への主な飛来時期は6月11日～15日、7月4日～12日で、この期間中に継続的に飛来したとみられます。例年飛来は6月中下旬が多く、飛来に適した気象条件の出現回数は平均5回程度ですが、本年は20回以上出現しており、これは平年に比べて早く、回数もかなり多い状況でした。こうしたことから本県では、9月3日にトビイロウンカに対する「病虫害発生予察警報」を22年ぶりに発令し、生産者に対し被害発生の警戒を促しました。

しかしながら、東三河地域をはじめ県内各地で坪枯れ被害が発生し、一部ではほ場全面が枯れるなど大きな被害となりました。(愛知県農業総合試験場)

【参考:ウンカによる全国での被害面積128,400ha、被害数量70,600t(農林水産省作物統計)】



2020年の月別気温、降水量と平年値(名古屋)



2020年の月別気温、降水量と平年値(伊良湖)

鳥獣被害

●全国の鳥獣被害金額は 158 億 138 万円

2019年度の全国の野生鳥獣による農作物被害金額は約158億円で、前年度とほぼ同額です。全体の約7割をシカ※、イノシシ、サルが占めています。※ シカは北海道のエゾシカを含む。

●本県の鳥獣被害金額は 4 億 4,575 万円、被害面積は 580ha

2019年度の本県の被害金額は、4億4,575万円（前年度比3%増）、被害面積は580ha（同8%増）でした（A、B図）。

被害金額の内訳は、カラス類など鳥類2億5,048万円（同8%増）、イノシシなど獣類が1億9,527万円（同3%減）、被害面積では、鳥類が384ha（同8%増）、獣類が196ha（同8%増）となっており、被害金額、面積ともに、鳥類が獣類を上回っています（A図）。

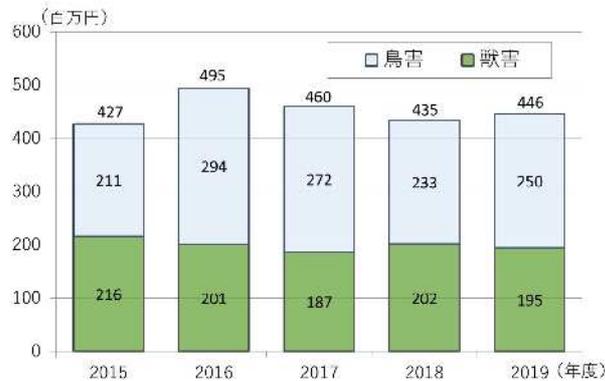
鳥獣の種類別では、鳥類は、カラス類の被害金額が最も大きく、次いでヒヨドリ、スズメ類の順となっており、獣類は、イノシシの被害金額が最も大きく、次いでニホンジカ、ハクビシン、ニホンザルの順となっています。イノシシは前年度に比べ大きく減少しましたが、ニホンジカ、ハクビシン、ニホンザルは増加しました（C図）。

主な鳥獣の作物別被害金額は、多くの種類で野菜、果樹、稲が上位を占めています（D表）。

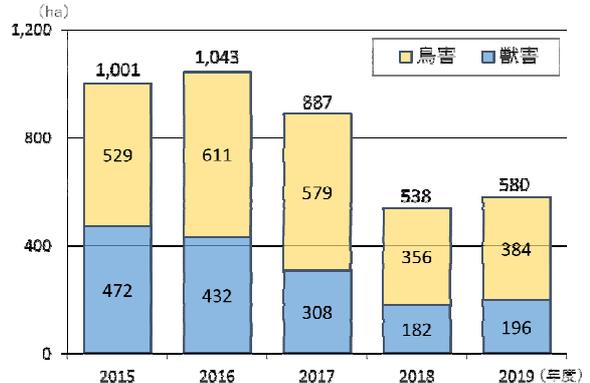
●鳥獣の被害防止計画の策定市町村は 32 市町村

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）に基づき、2019年度末時点で37の市町村が被害防止計画を策定しています。被害防止計画を策定した市町村は、市町村、猟友会、農業者の代表等の関係機関からなる「鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業により侵入防止柵の整備、捕獲檻の購入、有害鳥獣の捕獲経費支援等に取り組んでおり、2020年度は18市町村（14協議会）が取り組みました。

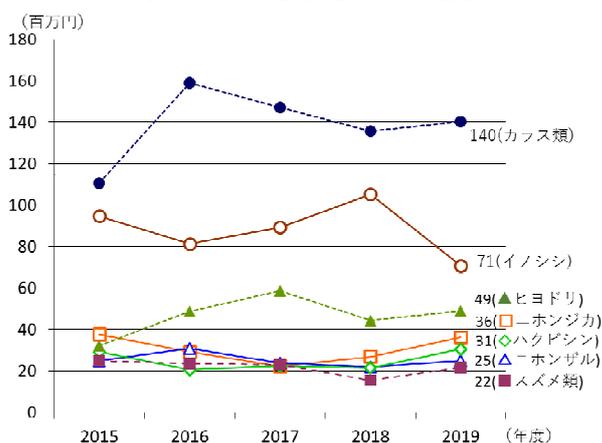
A図 鳥獣による農作物被害金額の推移



B図 鳥獣による農作物被害面積の推移



C図 主な鳥獣による被害金額の推移



D表 主な鳥獣の作物別被害金額(2019年度)

種類	種類	被害金額 (千円)				
		1位	2位	3位	4位	5位
鳥類	カラス類	果樹	野菜	稲	麦類	豆類
		60,865	58,875	15,068	2,862	2,076
	ヒヨドリ	野菜	果樹	稲	豆類	その他
	37,078	10,965	804	92	70	
	スズメ類	稲	麦類	野菜	果樹	豆類
	17,229	2,619	1,428	430	53	
獣類	イノシシ	稲	野菜	果樹	いも類	工業作物
		37,603	15,154	10,251	3,372	1,374
	ニホンジカ	稲	野菜	果樹	麦類	飼料作物
		12,428	8,832	4,375	3,146	2,787
	ハクビシン	野菜	果樹	稲	いも類	その他
	15,922	13,846	512	139	76	
	ニホンザル	野菜	果樹	稲	いも類	麦類
	15,095	6,523	2,044	820	194	

(資料A～C図、D表 農業振興課調べ)

中型獣による農作物被害と対策について

近年、野菜、果樹での被害が目立つハクビシンやアライグマなど中型獣による被害の実態と、被害防止に向けた普及指導活動の事例を紹介します。

1 中型獣による農作物被害の実態

(1) 愛知県における被害の状況

県内の中型獣(ニホンザルを除く)による農作物被害金額(2019年度)は55,312千円で、園芸作物が80%近くを占め、対策が急がれます。果樹は永年性作物であること、生産物の単価が高いことなどから、対策に向けた農家の意欲が高い部門です。



ブドウ園に侵入したハクビシン

(2) 果樹農家の鳥獣対策に関する意識について

県内の果樹農家の鳥獣対策に関する意識を探るため、アンケートに基づく階層分析法(AHP)によりウェイト比を算出しました。防除対象の重要度は鳥類50.4%、中型獣30.9%、大型獣18.7%、対策手法の総合評価は侵入防止40.1%、捕獲30.8%、環境管理29.1%となりました。中型獣による被害金額の比率(19.7%)に比べると重要度のウェイト比が高く、実際の被害以上に中型獣の脅威を感じていると推察されました。

2 果樹産地における中型獣対策 -新城市日吉地区における普及指導活動事例-

(1) 新城市日吉地区の概要

新城市中心部に近く、豊川左岸の河岸段丘にブドウやカキの園地が広がる農村地帯です。大部分の農家が果樹栽培に取り組んでおり、住民同士の結びつきも比較的強い地区です。



日吉獣害マップ

(2) 地域ぐるみ対策の支援

ア 獣害マップによる情報共有(2017年度)

聞き取り及びアンケート、現地調査(踏査、自動撮影)により被害実態を明らかにし、「日吉獣害マップ」を作成して情報共有しました。河川沿いと山林近くで被害が多いこと、中型獣による被害が特に深刻であることが判明し、対策の方針を定めることができました。

イ 侵入防止技術の実証(2018~2020年度)

2018年度はブドウ園において、ネット資材と電気柵を組み合わせた侵入防止柵「楽落(らくらく)くん」(埼玉県農業研究センター)の効果を実証し、高い効果が示されました。しかし、資材コストが問題視されて地域での導入に向けた合意が得られませんでした。



「楽落くんライト」の実証ほ場

そこで2019年度は、防草シート敷設による電気柵の効果安定を検証しましたが、作業性に難があり導入には至りませんでした。2年間の取組を総括し、2020年度は「楽落くん」のコスト低減を目指すこととなり、露地野菜向けに開発された低コストタイプ「楽落くんライト」をブドウ園向けに一部改良して実証しました。その結果、作業性に優れ、安定した被害防止効果が得られたことに加え、コストも約25%削減されたことから、今後の普及拡大が期待されます。

(3) 今後に向けて

果樹の中型獣対策では侵入防止に加え、適切な残渣処理や隠れ家解消などの環境管理、わな捕獲による個体数調整を組み合わせることで持続的な効果が得られます。今後はこれらの対策についても取組を強化する必要があります。

5 技術の開発・普及

農業試験研究

農業総合試験場では、「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2020」に基づいて、4つの重点目標の達成に向けて、計画的に試験研究を行ってきました。

2020年度は試験場全体で134の研究課題に取り組みました。民間企業や大学、農業団体等との共同研究は「キク矮化病抵抗性を有するスプレーギク新品種の開発」など26課題、農林水産省の競争的資金等による研究は「次世代技術を活用した農作物の病害虫診断システムの構築」など33課題、試験場の総合力を生かして取り組む戦略的重要研究は「育種手法の効率化と販売戦略の探求によるオリジナルイチジク品種の開発」など6課題を実施しました。

●主な試験研究成果（2020年試験研究10大成果）

順位	研究成果
第1位	スプレーギクの新品種「スプレー愛知夏2号」と「アイセイカーラ」を開発
第2位	夏の暑さに強い水稻早生品種「愛知135号」を開発
第3位	ナシモザイク症の病原ウイルス検出法を開発
第4位	ジネンジョの湿害軽減対策技術及び養分吸収に基づく施肥技術を開発
第5位	肉豚における食品製造副産物の給与技術を確立
第6位	光学センサーを用いた小麦品種「きぬあかり」の生育調査法を開発
第7位	ソルガムを利用した露地野菜のカリ減肥技術を開発
第8位	代かき時の濁水流出を軽減する止水高を検証
第9位	鉢物コチョウランでエチレン阻害剤の効果を実証
第10位	「かがり弁ギク」のブランド戦略の方針を策定



「スプレー愛知夏2号」 「アイセイカーラ」
第1位 スプレーギク新品種



第2位 水稻早生品種「愛知135号」

●東海4県農業関係試験研究機関シンポジウムを開催

本県を始め東海4県で組織する東海地域農業関係試験研究機関で、「うまいトマトづくりを目指して切磋琢磨！各県の先端研究成果を紹介」をテーマとし、各県のトマト栽培技術に関する最新の成果を発表するためのセミナーを、1月22日にWeb開催しました。本県からは「糖度を確保しながら障害果の発生を低減するトマト栽培技術開発の取組」として最新の知見を発表しました。



セミナー（スタジオから生配信）

「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2025」について

2020年12月に策定した「食と緑の基本計画 2025」の施策の方針の一つとして、「幅広い産業分野が有する先端技術や最新の育種技術などを活用し、生産者や実需者、消費者などの多様なニーズに応える新技術や新品種の開発」が打ち出されました。これに則し、農林水産試験研究を適切に推進するため、2025年度を目標年度とする「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2025」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

1 農業部門の重点研究目標

基本計画では、4つの重点研究目標を掲げて研究を推進します（A表）。農業部門では、労働力人口が減少していく社会においても農業生産を維持・向上させ、安全で良質な食料の安定的な供給が求められています。そのため、急激に進歩しているスマート農業の技術開発など生産性向上に係る新技術や新品種の開発が不可欠です。また、気候変動に対応する技術開発や、総合的病害虫・雑草管理（IPM）などの持続的農業技術の開発等、持続可能な社会・産業の構築に向けた取組を強化し、SDGsの達成など社会的要請にこたえることを目指します。

A表 農業分野における重点研究目標とその内容

重点研究目標	内 容
高収益、省力生産を可能にするスマート農業の実現	各種センシング技術を活用した最適管理技術や、環境制御による高収益生産技術の開発及び社会実装
気候変動等の環境変化に対応した持続可能な農業の推進	気候変動に対応した農作物の安定生産技術の開発 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた環境負荷を軽減する農畜産物の生産技術の開発
愛知の強みを生かした競争力の高い農業の創造	付加価値の高い農畜産物を生産する技術の開発 中山間地域等の特性を生かした特産品の生産技術の開発
愛知のブランド力を高める多彩な品種の創出による需要の拡大	遺伝子解析等の最新の育種技術を用いて開発を加速化し、新品種や家畜新系統を開発

2 研究推進のための方策

農業の試験研究の推進においては、多様化・高度化する諸課題に迅速に対応することが重要です。そのためには、現状の研究基盤を強化するとともに、産学官連携強化による研究の効率化、研究開発情報の収集・分析やコーディネート機能の強化及び得られた成果を広く普及するための体制づくりを併せて構築します（B表）。

B表 研究推進方策とその内容

研究推進方策	内 容
研究開発基盤の強化	研究員の資質向上、研究施設・設備の計画的な整備、研究分野の集約化・重点化など
研究企画運営機能の強化	産学官共同研究の推進強化、研究評価制度の効果的な運用など
現場と一体化した研究成果の普及	現場ニーズによる研究課題の設定、研究成果の普及・広報、知的財産化の推進
研究開発と一体的に取り組む事項	研究開発情報の収集と分析、コーディネート機能の強化など

普及指導活動

県内8か所の農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）に186人の普及指導員等を配置して、巡回指導等により直接農業者に接して普及指導活動や調査研究を実施しています。また、県内全域を担当する普及指導員（農業革新支援専門員）を農業総合試験場普及戦略部（以下「普及戦略部」という。）に22人配置し、県域で取り組む課題の調整、試験研究との連携、普及指導員の資質向上等を行っています。

●普及指導活動で重点的に取り組む4つの課題

2021年3月に策定した「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）において、「意欲ある担い手の確保・育成」、「産地の収益力向上に向けた取組の支援」、「環境と安全に配慮した持続可能な農業の推進」、「活力ある地域づくりに向けた取組の支援」の4つの課題を設定し、重点的な普及指導活動に取り組むこととしています。

●計画的・重点的な普及指導活動の実施

農業改良普及課では、実施方針に基づくとともに、地域の農業や農村の実態、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、普及指導対象、推進事項、到達目標等を明確にした普及指導計画を策定し、71の重点課題（普及事項数349）を設定して、計画的・重点的な普及指導活動を実施しています（A表）。

●技術の普及に向けた調査研究の実施

生産技術の体系化に向けた課題や普及指導計画の策定段階で抽出された課題について、農業改良普及課が現地で95課題の調査研究を実施し、課題解決を図っています（B表）。

また、新技術・新品種等を現地で実証し、広域的な普及推進を図るため、普及戦略部が中心となって、農業改良普及課と連携しながら、国の公募型事業である生産体制・技術確立支援事業8課題に取り組んでいます（C表）。

A表 部門別重点課題数等（2020年度）

部門	重点課題数	普及事項数
担い手育成	9	53
作物	10	45
野菜	15	80
花き	11	54
果樹	9	45
畜産	8	31
地域営農	9	41
合計	71	349

B表 年度別調査研究実施課題数

		(課題)				
年度		2016	2017	2018	2019	2020
調査研究課題数		109	101	100	106	95
内訳	広域調査研究 ^(注1)	60	60	59	69	58
	地域調査研究 ^(注2)	49	41	41	37	37

(注1) 広域的な課題設定に基づき、普及戦略部と複数の農業改良普及課が連携して取り組む調査研究。

(注2) 地域的な課題設定に基づき、農業改良普及課が単独で取り組む調査研究。

C表 生産体制・技術確立支援事業の実施課題（2020年度）

国事業名	課題名
生産体制・技術確立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新技術導入によるキク類の栽培技術の高度化 ○ 「愛知梨3号」のブランド化に向けた栽培技術の確立 ○ 水田土壌における新たな地力窒素評価法の確立 ○ クルクマ鉢花生産における低コスト・計画生産体系の確立 ○ 水稲中食用早生系統の栽培体系の確立 ○ 露地野菜における栽培環境と生育の「見える化」による安定生産 ○ 交雑雌牛の繁殖利用の技術確立と経済性評価 ○ 中山間地特産じねんじよの養分吸収に基づく低コストかつ省力的施肥技術の確立

新たな「協同農業普及事業の実施に関する方針」について

協同農業普及事業は、「農業改良助長法（昭和23年法律第165号）」に基づき、農林水産大臣が定める「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）を基本として、県が「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を策定し実施することとされています。

国が2020年8月に運営指針を策定したことを受け、本県では2021年3月に実施方針を策定し、2021年度から概ね5年間の協同農業普及事業の推進方向や管理・運営に係る基本的な考え方を明らかにしました。

実施方針の中では、普及指導員が直接農業者に接して技術指導・経営相談等を行うことにより、農業者の確保・育成、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るとともに、本県の「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念である、将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保とその適切な消費・利用並びに森林等の有する多面的機能の発揮の具体化に向けて「食と緑の基本計画2025」の施策を推進するため、協同農業普及事業が主体的に取り組むべき普及指導活動の重点的な課題を以下のとおり設定しました。

1 意欲ある担い手の確保・育成

(1) 経営感覚に優れた基幹経営体の育成

経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる基幹経営体の育成に向けて、農業経営の継続・発展を目指す意欲ある経営体に対して、スマート農業等の高度な生産技術や次世代農業支援サービス等の導入、法人化等を支援します。

(2) 地域を支える多様な担い手の確保・育成

農起業支援センターは、農業大学校に設置して地域の就農相談を実施する農起業支援ステーションと連携して、新規就農希望者の就農相談を実施するとともに、技術・経営指導等により新規就農後の定着を支援します。また、青年農業者及び女性農業者に対して、組織活動を通じた資質の向上、経営参画の推進等を支援するとともに、地域の多様な関係機関との連携により、障害者等多様な人材の活用を促進します。

2 産地の収益力向上に向けた取組の支援

スマート農業技術等を導入するための新たな技術体系の検討及び検証、技術導入に伴う費用対効果分析等の経営評価を推進し、生産技術力を強化するとともに、温暖化等気候変動に対応した品種・品目転換を含めた生産安定技術の導入、病害虫防除体系の確立を支援します。

また、販売企画力を強化するため、農業者にマーケット・インの意識を啓発し、多様化する消費者ニーズや市場動向を捉えた売れるものづくり、消費者・実需者への情報の発信及び流通・販売方法の導入を推進します。

生産者団体の機能的な活動や共同利用施設の整備及び利用の推進等の組織活動を支援し、経営資源を活かした産地の強みが発揮されるよう組織力の強化を図ります。

3 環境と安全に配慮した持続可能な農業の推進

環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、環境負荷要因となり得る肥料や農薬等の各種資材の適正使用を指導し、土壌等、環境への負荷低減を図るとともに、農業の持つ物質循環機能を活かした、気候変動や生物多様性の保全に対応する技術の導入を支援します。

4 活力ある地域づくりに向けた取組の支援

地域にある農地、水路、景観、人材等の資源を有機的に結びつけ、農業経営の継続・発展を目指す意欲ある経営体、新規就農者、高齢者や継続的に農地利用を行う中小規模の農家など地域を支える農家がやりがいを持って農業生産に取り組める地域づくりを支援します。

6 流通・販売

農産物関連物価指数

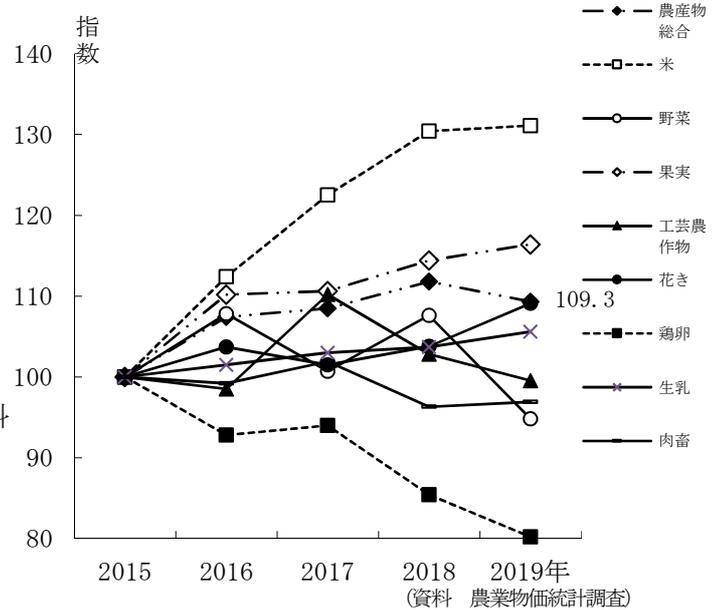
●農業物価の動向

2019年の全国の農産物価格指数（2015年=100）は、総合で109.3となり前年に比べて2.5ポイント下降しました（A図）。部門別では、米が0.7、果実が2.0、花きが5.3、生乳が1.9、肉畜が0.6ポイント上昇しましたが、野菜が12.8、工芸農作物が3.3、鶏卵が5.2ポイント下降しました。

農業生産資材価格指数（2015年=100）は、総合で101.9となり、前年に比べ1.2ポイント上昇しました（B図）。

部門別では、種苗・苗木が1.3、肥料が3.7、飼料が1.2、農業薬剤が1.1、農機具が0.5ポイント上昇し、光熱動力は0.2ポイント下降しました。

A図 農産物価格指数（全国）

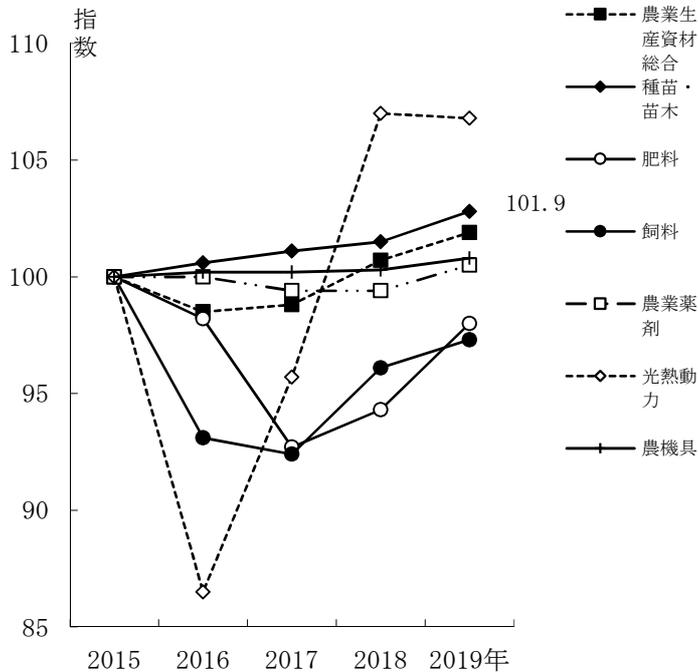


●名古屋市消費者物価指数の動向

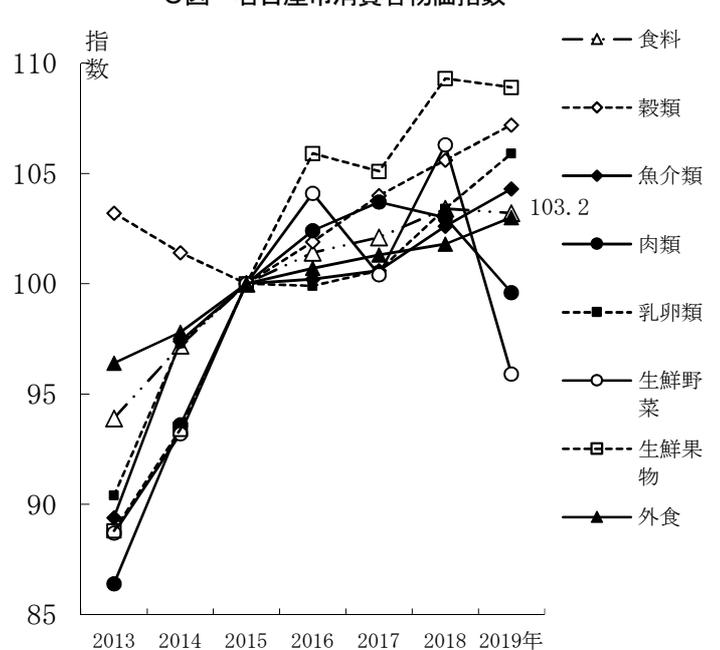
2019年の名古屋市消費者物価指数（2015年=100）は、食料で103.2となり、前年より0.2ポイント下降しました（C図）。

うち、穀類が1.6、魚介類が1.7、乳卵類が2.5、外食が1.2ポイント上昇した一方で、生鮮野菜が10.4、生鮮果実が0.4、肉類が3.4ポイント下落しました。

B図 農業物価指数（農業生産資材）



C図 名古屋市消費者物価指数



主要な問題の解説

2019年度の食料需給について

1 国の食料自給率

2019年度の我が国の総合食料自給率（カロリーベース）は、サンマ・サバ等の魚介類が不漁となり、米の消費が減少した一方で、小麦の単収が増加したこと等により、前年度より1ポイント増の38%となっています。

また、生産額ベースの自給率は、豚肉等の国産単価が上昇した一方、野菜の国産単価が豊作により下落し、サンマ・サバ等の魚介類が不漁となった等により、前年度並みの66%となっています（A表）。

食料自給率は、食料生産だけでなく、食料消費のあり方によっても左右されます。食料自給率の向上には、消費者ニーズに即した安全で良質な食料を供給するという生産面からの取組と、国産の食料を一層消費するという消費面からの取組を総合的に進めることが必要です。

A表 食料の自給率

		2014	2015	2016	2017	2018	2019 (概算)	2030 目標
総合食料自給率（カロリーベース）		39	39	38	38	37	38	45
総合食料自給率（生産額ベース）		64	66	68	66	66	66	75
主食用穀物自給率		60	61	59	59	59	61	-
穀物（食用＋飼料用）自給率		29	29	28	28	28	28	-
主要品別自給率	米	97	98	97	96	97	97	98
	小麦	13	15	12	14	12	16	19
	大豆	7	7	7	7	6	6	10
	野菜	79	80	80	79	78	79	91
	果実	42	41	41	40	38	38	44
	肉類（鯨肉を除く）	55	54	53	52	51	52	55
	うち牛肉	42	40	38	36	36	35	43
	うち豚肉	51	51	50	49	48	49	51
	うち鶏肉	67	66	65	64	64	64	65
	鶏卵	95	96	97	96	96	96	101
	牛乳・乳製品	63	62	62	60	59	59	-
	魚介類	55	55	53	52	55	52	-

（資料）食料需給表（農林水産省）

（注）2030目標は、食料・農業・農村基本計画（農林水産省）による

2 本県の食料自給率

国は、都道府県別の食料自給率を試算・公表しています（最新値：2018年度）。

県の食料自給率は、県民1人が必要とする食料を県で生産される農林水産物でどの程度まかなえるかを示す指標であり、県の人口と食料生産のバランスを示す目安のひとつとされています。

2018年度の本県のカロリーベース自給率は11%と、全国第43位となっています。

本県は、農業産出額が全国第8位に位置する有数の農業県ですが、人口が多いことに加えて、カロリーが低い野菜や自給率に反映されない花きの生産量が多いという特色があり、自給率は低くなっています（B表）。

B表 食料自給率（カロリーベース）と人口割合及び農業産出額の構成比（2018年度）

	食料自給率 (%) ()は全国順位	総人口に 占める割合	農業産出額の構成比 (%)				
			米	野菜・果実	花き	畜産	その他
北海道	196(1位)	4.2	8.9	18.4	1.0	58.3	13.4
秋田	190(2位)	0.8	56.2	20.6	1.7	19.5	2.0
山形	135(3位)	0.9	33.7	47.6	2.8	14.6	1.3
...
愛知	11(43位)	6.0	9.5	42.6	17.4	27.8	2.7
...
神奈川	2(45位)	7.3	5.2	63.4	6.5	20.9	4.0
東京	1(46位)	10.9	0.4	69.6	15.4	8.3	6.3
大阪	1(46位)	7.0	22.0	65.4	5.1	6.0	1.5

（資料）都道府県別食料自給率、生産農業所得統計

青果物・花きの流通

●名古屋市中央卸売市場の野菜取扱数量は40万3千t、果実取扱数量は9万8千t

2019年の名古屋市中央卸売市場の野菜取扱数量は40万3千tで、5年前と比べてほぼ同数量でした。このうち、県内産野菜の取扱数量は6万8千tで、5年前と比べて1万t減少(2014年比86.7%)し、取扱数量全体に占める比率は16.9%で、5年前の19.5%と比べて2.6ポイント減少しました。

また、果実取扱数量は9万8千tで、5年前と比べて2万1千t減少(同81.9%)しました。このうち、県内産果実の取扱数量は1万1千tで、5年前と比べ4千t減少(同74.3%)し、取扱数量全体に占める比率は10.8%で、5年前の11.9%と比べて1.1ポイント減少しました(A図)。

●県内地方卸売市場の野菜取扱数量は10万9千t、果実取扱数量は4万t

2019年の県内地方卸売市場の野菜取扱数量は10万9千tで、5年前と比べて3万1千t減少(同78.1%)しました。このうち、県内産野菜の取扱数量は4万5千tで、5年前と比べて1万4千t減少(同75.8%)し、取扱数量全体に占める比率は41.1%で、5年前の42.3%と比べて1.2ポイント減少しました。

また、果実取扱数量は4万tで、5年前と比べて1万5千t減少(同73.1%)しました。このうち、県内産果実の取扱数量は1万5千tで、5年前と比べて5千t減少(同76.0%)し、取扱数量全体に占める比率は37.9%で、5年前の36.5%と比べて1.4ポイント増加しました(B図)。

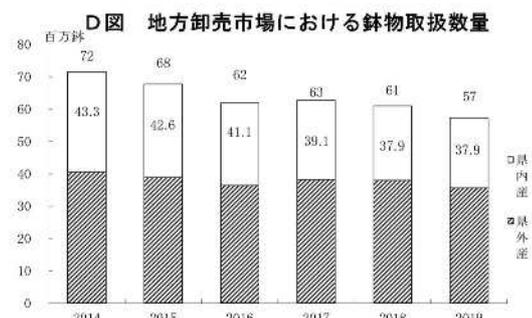
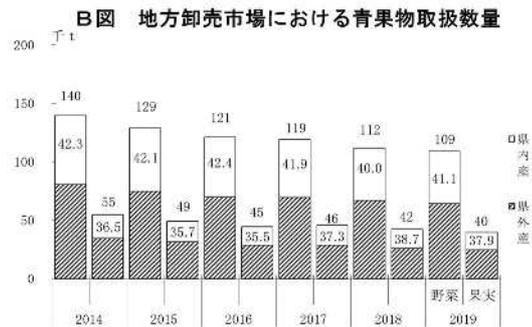
●県内地方卸売市場の切り花取扱数量は1億8千8百万本

2019年の県内地方卸売市場の切り花取扱数量は1億8千8百万本で、5年前と比べて5千3百万本減少(同77.9%)しました。このうち、県内産切り花の取扱数量は7千3百万本で、5年前と比べて3千4百万本減少(同68.5%)し、取扱数量全体に占める比率は39.0%で、5年前の44.3%と比べて5.3ポイント減少しました(C図)。

●県内地方卸売市場の鉢物取扱数量は5千7百万鉢

2019年の県内地方卸売市場の鉢物(花壇用苗物等含む)の取扱数量は5千7百万鉢で、5年前と比べて1千5百万鉢減少(同80.1%)しました。このうち、県内産鉢物の取扱数量は2千2百万鉢で、5年前と比べて9百万鉢減少(同70.0%)し、取扱数量全体に占める比率は37.9%で、5年前の43.3%と比べて5.4ポイント減少しました(D図)。

※対2014年比は、市場年報等の数値により計算。



※グラフ内の数値は、県内産の割合を示す。

(資料) 名古屋市中央卸売市場年報 愛知県地方卸売市場年報

最近の市場流通（青果物・花き）の状況について

1 県内地方卸売市場の2019年の取扱状況

(1) 青果物

野菜は、特に春期及び秋期においてだいこんやキャベツ、はくさい等の入荷量が多く、安値となりました。

一方、果実については、特に秋期においてかきやおとうとう等の入荷量が少なく、高値となりました。

全体として、野菜の取扱数量は平年の87.8%、単価は94.7%となり、果実の取扱数量は平年の84.4%、単価は112.6%となりました。

(2) 花き

年間を通じて、特にチューリップやばら等の入荷量が平年を下回り、高値となりました。

全体として、入荷量は平年を下回って推移し、取扱数量は平年の84.7%、単価は104.8%となりました。

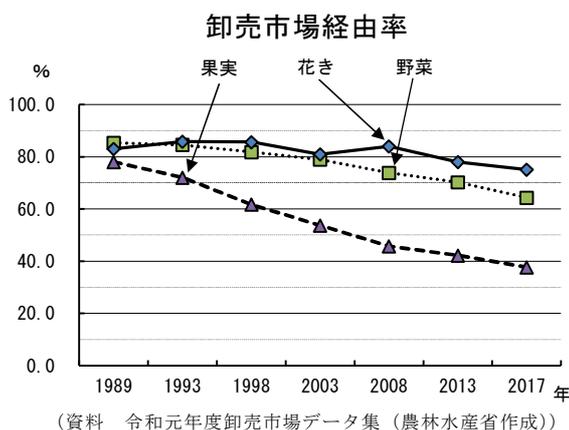
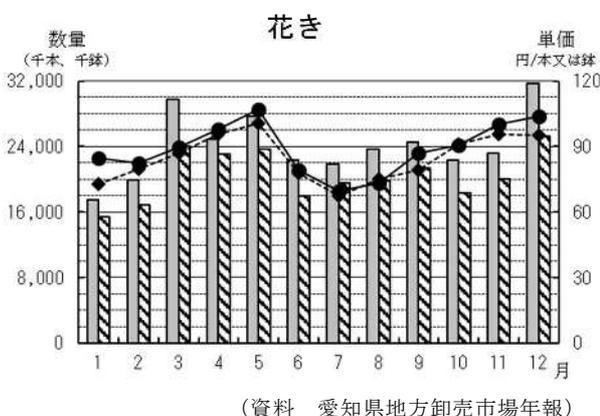
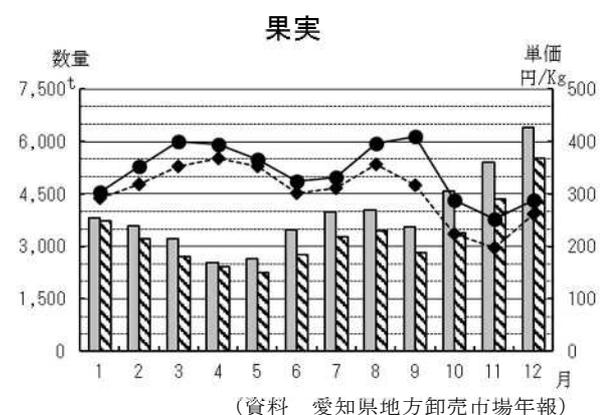
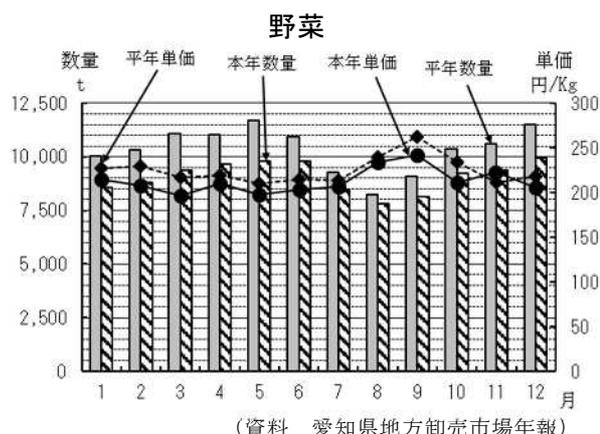
2 市場外流通の増加

野菜・果実・花きともに、取扱数量が平年より減少していますが、その要因の1つとして、市場外流通の増加が挙げられます。

スーパーや加工メーカーなどの大口需要者による産地からの直接仕入れ、消費者への直接販売及び加工品など卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、卸売市場経由率は総じて低下傾向で推移しています。

それでも、2017年においては、野菜の約64%、果実の約38%及び花きの約75%が卸売市場を経由しており、依然として卸売市場は生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラとしての役割を果たしています。

※平年…2014年から2018年の平均



畜産物の流通

●生乳の県内充足率は約74%

2019年の生乳生産量は、160千tと前年に比べ4.2%減となっています。一方、生乳の処理量（県外向けを含む）は、県内生産を上回る217千t（前年比97.4%）となっています。このため、2019年の生乳処理量に対する県内生乳生産量の比率（県内充足率）は、73.9%となり、不足分（57千t）は、主に北海道、三重、静岡等から移入されています（A図）。

●鶏卵の生産量は105千tで前年比3.1%減

2019年の鶏卵生産量は前年比3.1%減の104.7千tで全国総生産量の4.0%を占め、全国第8位となっています（B図）。

●肉用牛（成牛）のと畜頭数は18千頭で前年比8.6%減

2019年の肉用牛のと畜頭数は18千頭で、このうち県内産が81.5%と大部分を占めています。県外産は鹿児島県、静岡県、宮崎県、茨城県などが上位を占めています（C図）。

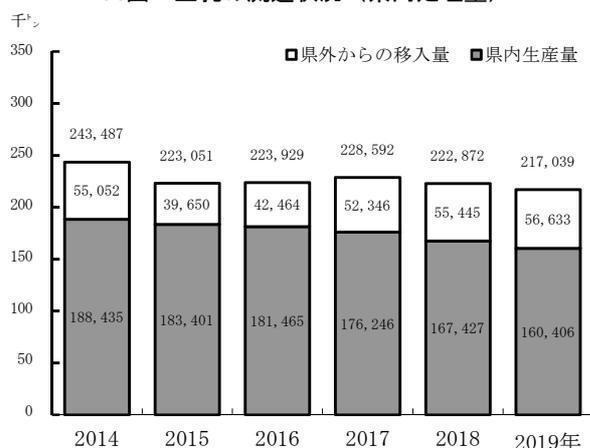
●豚のと畜頭数は462千頭で前年比13.3%減

2019年の肉豚のと畜頭数は462千頭で、このうち県内産が90.0%と大部分を占め、県外産は隣県の岐阜県や三重県が占めています（C図）。

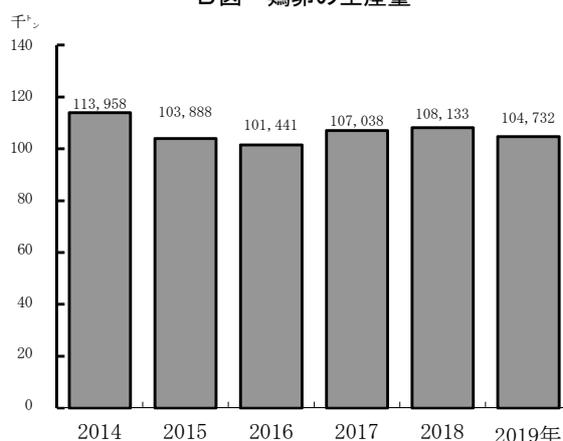
●ブロイラーの出荷羽数は5,305千羽で前年比9.5%増

2019年のブロイラー出荷羽数は5,305千羽で、前年に比べ9.5%の増加となっています（D図）。

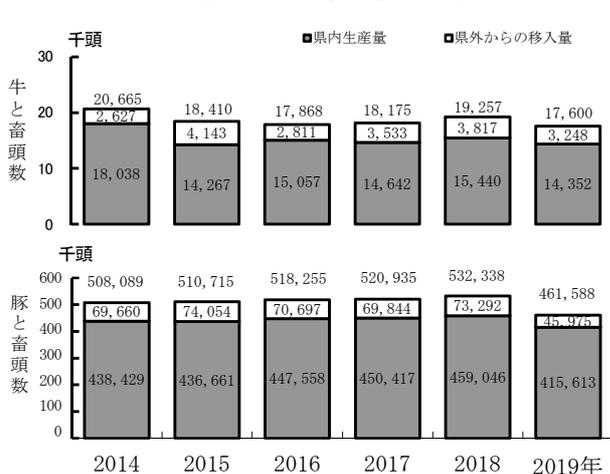
A図 生乳の流通状況（県内処理量）



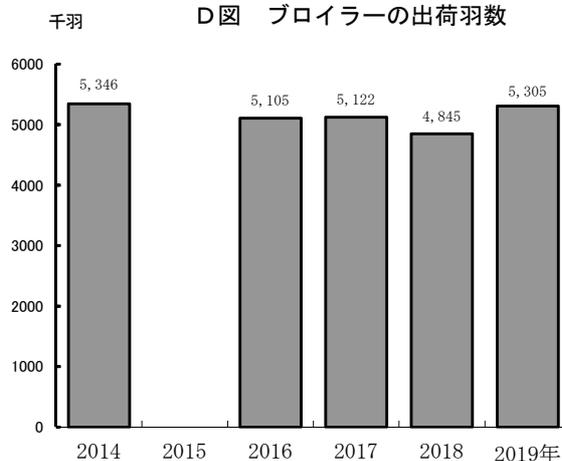
B図 鶏卵の生産量



C図 肉畜の県内と畜状況



D図 ブロイラーの出荷羽数



A図～C図 出典：畜産物流通統計

D図 出典：畜産統計 ※2015年は統計データなし

みかわ牛^{うし}のブランド力強化について

～みかわ牛銘柄推進協議会が設立されました～

1 みかわ牛とは

みかわ牛は、以下の①から④の定義を全て満たす和牛です。

- ① 県内の認定農場で1年以上肥育
- ② 肉質4等級以上
- ③ JA飼料利用
- ④ 県内3食肉市場（名古屋、半田、東三河）に出荷

みかわ牛は、県内の約50戸の農場において飼育されており、年間約2,600頭生産、出荷されています。知多半島と渥美半島が主な産地で、市町村別の生産頭数は、半田市、大府市、田原市、豊橋市の順となっています。



みかわ牛のロゴマーク

2 これまでのブランド化への取組について

みかわ牛は、牛肉の輸入自由化を契機に、1990年にJAあいち経済連が黒毛和牛ブランドとして商標登録したもので、JAあいち経済連と生産者が中心となり、ブランド化に取り組んできました。

3 みかわ牛銘柄推進協議会の設立について

これまで、みかわ牛は良い品質であるにもかかわらず、品質に見合った十分な市場評価を得られていませんでした。また、2020年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、牛肉の需要減少により価格が下落するなど、生産者にとっては苦しい状況となりました。

そこで、みかわ牛を愛知の和牛ブランドとして確立するため、2020年9月11日、生産者、食肉流通団体、行政が一体となり、愛知県知事を名誉会長とする「みかわ牛銘柄推進協議会」を設立しました。

本協議会では、みかわ牛のおいしさなどを消費者にPRするとともに、販売取扱店の拡大、販売促進キャンペーンなどを行い、ブランド力を強化していきます。

今後、オール愛知のブランドとして県としても、みかわ牛銘柄推進協議会の取組を支援していきます。

みかわ牛銘柄推進協議会 会員

会員名		備考
団体会員	みかわ牛出荷者協議会	肥育農家
	名古屋食肉市場買参事業協同組合	食肉業者
	愛知県食肉事業協同組合連合会	食肉販売店
	名古屋中央卸売市場南部市場	食肉市場
	名古屋食肉市場株式会社	食肉市場
	株式会社東三河食肉流通センター	食肉市場
	愛知県	行政
賛助会員	愛知県経済農業協同組合連合会	事務局
	愛知県和牛改良協会	繁殖農家
	県内6農協（知多、あいち中央、愛知東、ひまわり、愛知みなみ、豊橋）	農協
	公益社団法人愛知県畜産協会	関係団体
	一般社団法人愛知県観光協会	関係団体
日本食糧新聞社	報道機関	



みかわ牛

食育の推進

●愛知県食育推進ボランティアから食育を学んだ人数は111,020人

2020年度末の愛知県食育推進ボランティアの登録者数は973人で、構成団体等別では、県食生活改善推進員協議会が589人（全体の60.5%）、県栄養士会が41人（全体の4.2%）などとなっています。

2019年度の食育推進ボランティアから食育を学んだ人数は111,020人で、前年度より4,270人増加しました（A図）。

●いいともあいちネットワークの登録会員数は1,704会員

2020年度末のいいともあいちネットワークの登録会員数は、1,704会員で、前年度末より55会員増加しました。

2020年度末のいいともあいち推進店の登録店数は、大手流通企業が展開する総合スーパーの店舗が、社の方針転換を受け脱退したことなどから、前年末より66店減少し1,168店となりました。そのうち、販売店は859店で前年度末より72店減少し、飲食店は309店で前年度末より6店増加しました（B図）。

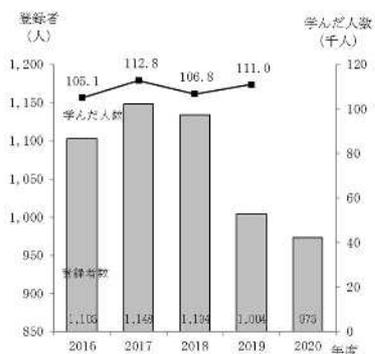
●農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）は68.5%

2020年度の農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）は、68.5%で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、前年度より9.3ポイント減少しました（C図）。

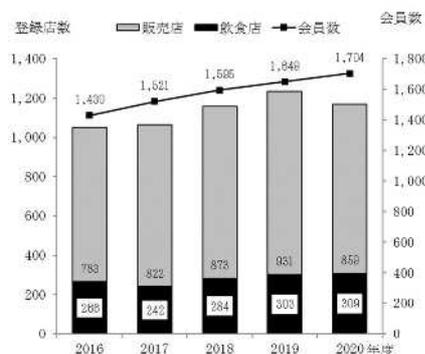
●学校給食において地域の産物を活用する割合は40.4%

2020年度の学校給食において地域の産物を活用する割合（全食品数に占める県産食品数の割合）は40.4%で、前年度より1.1ポイント増加しました（D図）。

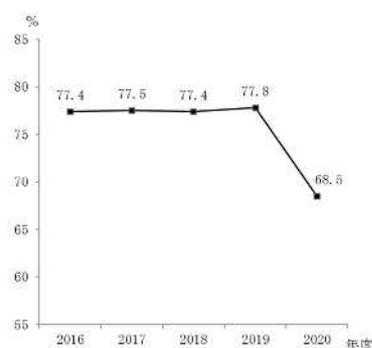
A図 食育推進ボランティアの登録者数及び食育推進ボランティアから学んだ人数の推移



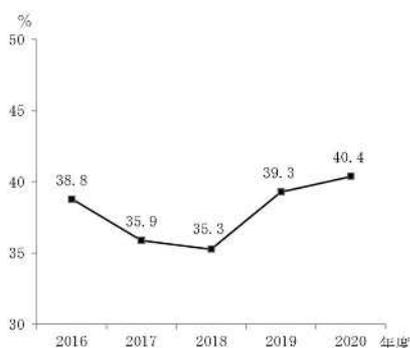
B図 いいともあいちネットワーク会員数及び推進店登録数の推移



C図 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）



D図 学校給食に地域の産物を活用する割合の推移



（資料 食育消費流通課調べ（A図、B図）、教育委員会調べ（C図、D図））

「あいち食育いきいきプラン 2025」について

2021年3月22日に開催された愛知県食育推進会議（会長：知事）において、第4次愛知県食育推進計画である「あいち食育いきいきプラン 2025」が作成されました。

1 プランの位置付け

- (1) 食育基本法第17条第1項で規定する都道府県食育推進計画です。
- (2) 県民一人一人が食の大切さを理解し、主体的に食育に取り組むための指針とします。
- (3) あらゆる場所や機会において、食や教育、保健医療に関する各関係者が連携・協力して、本県における食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための基本とします。

2 計画期間

2021年度から2025年度までの5年間

3 食育をめぐる現状と今後の展開

現状

- 世帯構造の変化（単独世帯や共働き世帯の増加等）
- 食の外部的化（外食や中食の利用増加）
- 食品ロスに対する関心の高まり
- 家庭や地域での食育の機会の減少 など

今後の展開

- バランスの良い食事を選択できる食環境づくり
- 食を楽しむゆとりの確保
- 地産地消の推進と農林水産業の役割の理解促進
- 食育を担う多様な人材の育成と活動の充実 など

4 目指す食育の姿と取組の方向

食を通じて健康な「体」をつくる取組、食を通じて豊かな「心」を育む取組、食を通じて「環境」に優しい暮らしを築く取組に加え、食育を「支える」取組の4つの取組を推進し、健康で活力ある社会の実現を目指します。

愛知県ではこれまで、第1次計画では「啓発」、第2次計画では「啓発から実践へ」、第3次計画では「実践と継承」をコンセプトに食育の取組を推進してきました。

第4次計画である「あいち食育いきいきプラン 2025」では、これまでの食育の取組を「継承」とともに、さらに取組を「SHIN化」（新化・進化・深化・伸化）させ、食育の実践力を高めます。

食育の実践による 健康で活力ある社会の実現

食を通じて
健康な体をつくる取組



食を通じて
豊かな心を育む取組



食を通じて
環境に優しい暮らしを築く取組



食育を支える取組



新化：時代に合わせた変化
進化：多様な発展
深化：質の向上
伸化：横展開のつながり

Sustainable：持続可能な
Healthy：健康な
Interesting：興味深い
Network：連携

5 取組の展開方法

- (1) あらゆる世代の県民が健全な食生活を送り、心身ともに豊かに暮らすために、ライフステージと生活場面に応じた食育の取組を進めます。
- (2) 食にかかわる多様な関係者がお互いに連携し、食育の取組を進めます。



毎月19日は
「おうちでごはんの日」

「あいち食育いきいきプラン 2025」は以下の Web サイトに掲載しています。
「食育ネットあいち」<https://www.pref.aichi.jp/shokuiku/shokuikunet/>



農林水産物の輸出・6次産業化

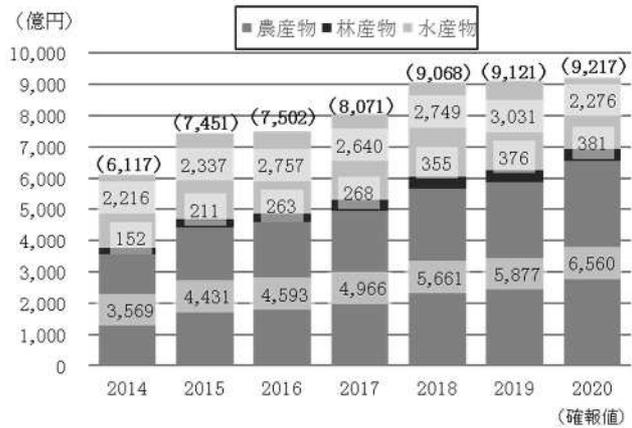
農林水産物等の輸出

●2020年全国の農林水産物等の輸出額は9,217億円

農林水産物等の輸出額については、世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展による富裕層の増加等により順調に増加しており、2020年は9,217億円で前年に比べて約1.1%増加しました（A図）。

●本県からは、茶、花き、柿等を輸出

2020年に輸出された農産物には茶、鶏肉、鶏卵、柿、メロン、ミニトマト、ハクサイ、タマネギ、キャベツ、大葉、鉢花、切花などがあり、米国、香港、シンガポール、欧州、台湾などに輸出されています（食育消費流通課調べ）。



A図 全国の農林水産物等の輸出額の推移

(注)2020年における我が国の農林水産物の輸入額は、約8兆6,532億円。
(資料：財務省「貿易統計」)

6次産業化

六次産業化・地産地消法が2011年に施行され、県は6次産業化サポートセンターを2013年度から毎年度設置し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援しています。

●農業関連事業販売総額は594億円で全国第12位

2018年度の農業関連事業の販売総額は594億円（全国の販売総額2兆1,040億円）で全国第12位となっています。年間総販売金額に占める業態別の割合をみると、農産物直売所が最も高く8割を占め、次位の農産物加工と合わせると全体の94%を占めます（B図）。

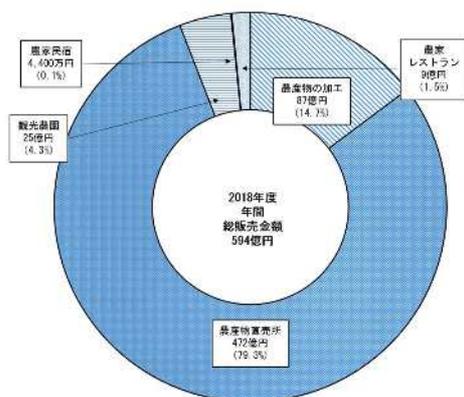
●六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は82件で全国第7位

2020年度までの六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、82件で全国第7位となっています（C表）。

●6次産業化を支援する「6次産業化プランナー」の派遣回数は延べ102回

2020年度の愛知県6次産業化サポートセンターの6次産業化プランナー派遣回数は延べ102回となっており、総合化事業計画の構築、総合化事業計画の目標達成のための販売戦略や商品開発について支援しています。

B図 農業生産関連事業の年間総販売金額
(2018年度 愛知県)



(資料 農林水産省「6次産業化総合調査」)

C表 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数 (2020年度)

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	全国計
都道府県	北海道	兵庫県	宮崎県	長野県	熊本県	岡山県	宮城県 愛知県	
認定件数	163	118	113	99	92	91	82	2,591

(資料 農林水産省公表値)

新しい「愛知県6次産業化推進戦略」について

1 計画の主旨

本県における6次産業化については、その取組方針となる「愛知県6次産業化推進戦略(2016年3月策定)」(以下、「戦略」という)に基づき、推進を図ってまいりました。

近年の6次産業化をめぐる情勢は大きく変化しており、観光農園や農泊との連携等による体験(コト)に対するさらなる需要の高まりや、ECサイトなどのオンライン活用の増加がみられ、幅広い知識等が求められるようになってきています。

この新しい戦略は、こうした新たな課題を解決し、農林漁業者等の6次産業化への取組をさらに前進させるための指針として策定したものです。

また、この戦略は本県全体の長期計画である「あいちビジョン2030」や本県の食と緑に関する施策の基本的な方針である「食と緑の基本計画2025」の6次産業化に係る個別計画として位置づけています。

2 計画期間

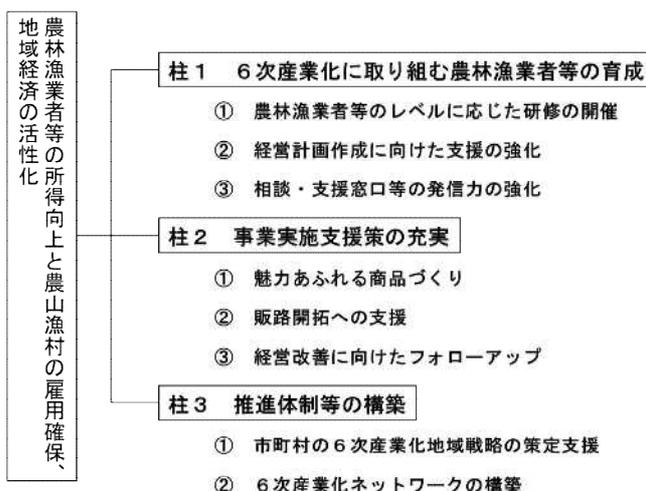
2021年度～2025年度

3 計画の内容

これまで実施してきた新商品開発や販路開拓等の支援を充実・強化します。

また、6次産業化の地域的な広がりや関係者の連携の効果が限定的となっている現状を踏まえ、6次産業化に取り組む農林漁業者等と他事業者とのネットワークを構築して、観光や地域産業との連携などの取組を強化します。

そこで、3つの柱に基づいた取組を実施して、本県農林水産業の6次産業化の一層の推進を図ります。



4 県戦略の目標

項目	目標数値
目標①：6次産業化事業体数の割合※1	2018年度 3.8% ⇒ 2025年度 6.0%
目標②：経営改善戦略の策定数※2	2020年度 29件 ⇒ 2025年度 125件
目標③：6次産業化ネットワーク会員数※3	2020年度 0事業者 ⇒ 2025年度 200事業者

※1 6次産業化総合調査結果による。農業経営体に対する6次産業化事業体数の割合

※2 6次産業化サポートセンターの支援により、経営改善戦略を策定した農林漁業者等

※3 総合化事業計画認定者、経営改善戦略策定者、商工業者などの関連事業者等

5 育成を図る6次産業化とめざすべき姿

- ① 6次産業化の取組を進める中で、経営者として自立し、自ら行動できる農林漁業者等を育成。
- ② 愛知県の豊かな農林水産資源を基盤として、食品製造業の持つ技術や観光資源等の地域の力を積極的に活用し、他の産業に波及する6次産業化を推進。

7 時の話題

「食と緑の基本計画 2025」について

愛知県では、2004年4月に施行した「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づき、食と緑に関する県の施策の基本的な方針として、5年ごとに「食と緑の基本計画」を策定しています。

2020年12月に、2021年度から2025年度までを計画期間とする新たな「食と緑の基本計画 2025」を策定・公表しましたので、その内容について説明します。

1 基本計画の特徴

(1) 2つの“めざす姿”と施策の体系化

計画では、「生産現場」と「県民の暮らし」の2つにおける“めざす姿”を次のとおり定め、その実現をめざします。

〔生産現場〕持続的に発展する農林水産業の実現

〔県民の暮らし〕農林水産の恵みを共有する社会の実現

また、計画には食と緑に関する様々な施策を掲載していますが、それらすべてを「生産」と「暮らし」の2本の柱の下に整理・体系化し、産業（生産）政策と地域（暮らし）政策を車の両輪としてバランスよく取り組むこととしています。

(2) 5つの目標とプロジェクト

計画では、“めざす姿”を踏まえて農業産出額等の5つの目標を掲げているほか、目標達成に向けた重点プロジェクトを設定し、「農業・林業・水産業それぞれの生産力強化」、「県産農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力向上」や「農山漁村地域の防災・減災対策」を推進します。さらに、喫緊の課題である新型コロナウイルス対策を緊急プロジェクトとして位置づけ、ダメージ克服と「新しい生活様式」への対応に取り組みます。

食と緑の基本計画の全体像

	めざす姿	目 標	重点プロジェクト	施策体系
生産現場	持続的に発展する農林水産業の実現	農業産出額 3,150 億円	農業の生産力強化	生産の柱
		県産木材生産量 18.0 万m ³	林業の生産力強化	
		漁業産出額 410 億円	水産業の生産力強化	
暮らし	農林水産の恵みを共有する社会の実現	県産農林水産物を優先して購入したい県民の割合 25.0%	需要拡大・魅力向上	暮らしの柱
		農山村地域の防災減災面積 5年間で 6,500ha	地域の防災・減災	
	緊急プロジェクト	新型コロナウイルス対策（ダメージ克服と「新しい生活様式」への対応）		

2 計画の入手方法

「食と緑の基本計画 2025」は愛知県公式 Web サイトで公表しています。下記アドレス又は右の二次元バーコードからアクセスすることで入手（ダウンロード）できます。

【URL】 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nousei/syokutomidori2025.html>



新型コロナウイルス感染症の農業への影響とその対策について

2020年2月以降、新型コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言時の外出自粛等の影響により、農林漁業者の経営や農産物等の流通、消費にも大きな影響を与えています。

県では、影響を受けている農林漁業者等に対し、4月以降、切れ目なく補正予算を編成し、様々な支援策を講じてきました。特に本県農業を支える重要な品目であり、全国一の産出額を誇る花き、つまものや、本県を代表するブランド品目である名古屋コーチン、みかわ牛などの牛肉について、JA等関係団体とも連携を図りながら、支援を進めてきました。

1 新型コロナウイルスの感染拡大による本県農業への影響

【花き】 4月中下旬の出荷量は、前年比17～26%程度減少、単価は11～31%程度低下し、主力産地では上位等級以外の花について産地廃棄を余儀なくされました。2021年1月、再度の緊急事態宣言の影響を受け、1月のキクの出荷額が前年比35%減少するなど再び低迷しました。

【つまもの類】 4月中下旬の出荷量は、前年比3～84%減少、単価は8～18%低下、出荷額は21～85%減少しました。大葉は4月中下旬の販売金額が前年比約2割の下落となり、菊花や花穂は、4月中下旬の販売金額が前年比約5割～8割程度下落しました。

【牛肉】 2月以降、枝肉販売価格が下落し、和牛、交雑牛ともに、前年比約2割以上減少しました。その後、7月に入っても前年比販売価格が和牛で83%、交雑牛で78%に止まるとともに、在庫量が増加しました。

【名古屋コーチン】 4～5月の前年比販売量は約4割、6～7月は約5割と減少し、在庫量が大幅に増加しました。2021年1月の再度の緊急事態宣言の影響等もあり、1月末の在庫量は前年比の約4倍となりました。

2 影響に対する主な対策（事業者等への支援）

(1) 花き、つまもの

花き、つまもの新たな利活用に取り組む農業者に1経営体あたり20万円を助成しました。

また、花の生産、流通団体と一体となり、空港、駅、庁舎等公共施設等において花きの活用を拡大する取組を支援しました。



県庁本庁舎における花の装飾

(2) 畜産物

県産牛肉、名古屋コーチンを学校給食に提供し児童生徒を通じて各家庭に地産地消の大切さを伝えるとともに、県内畜産農家及び食肉事業者を支援しました。

また、肥育素牛の導入及びみかわ牛購入経費に対して奨励金を交付し、ブランド力強化を図るとともに肥育農家及び食肉事業者を支援しました。



県が開設した愛知県農産物等の通信販売サイト

(3) 農業全体

通信販売サイトを活用した県産農林水産物等の販売促進や新たな販路拡大を支援したほか、農作業の省力化を図る機械・設備等の導入を支援しました。

県産農林水産物のイメージアップと主要品目のブランド力強化について

本県には、全国トップレベルのブランド力を持つ名古屋コーチン、花き、抹茶、あさり、うなぎなどの他、産出額が全国上位の農林水産物が多数ありますが、それらの知名度は必ずしも高くありません。

このため、主要品目のさらなるブランド力強化や、県産農林水産物全体の知名度向上・イメージアップを図ることにより、需要拡大・販売促進に取り組んでいます。

1 2020年度いいともあいちブランド力強化事業の取組

(1) あいちの農林水産物全体のイメージアップ

SNS を活用して県産農林水産物のイメージアップ情報を発信した他、首都圏を中心に全国展開するスイーツ・デリカのチェーン店(118 店舗)で、県産食材を使用したメニューキャンペーン(1/12～2/10)を開催しました。

また、東京都内の量販店で、知事トップセールス※「あいちの春野菜フェア」(2/8～2/10)を開催し、県産農林水産物の知名度向上、販売促進に向けた取組を実施しました。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため知事のビデオメッセージを放映。



知事ビデオメッセージ

(2) 主要品目のブランド力強化

名古屋コーチン、花き、抹茶、水産物(あさり・うなぎ等)について、魅力発信のためのイベントを実施しました。

品目	実施状況
名古屋コーチン	・名古屋コーチン消費拡大イベント「名古屋コーチンまつり」を開催(2021.3.5～7, 名古屋市農業センターdela(でら)ふぁーむ)
花き	・大切な人に花を贈る「フラワーバレンタイン」プロモーションを実施(2021.2.6・7, mozo ワンダーシティー) ・本庁舎前に「おもてなし花壇」設置
抹茶	・茶文化と「あいちの抹茶」の素晴らしさを伝える、知事が席主の「愛知県茶会」を開催(2021.3.20, 県公館)
水産物(あさり、うなぎ等)	・産地の店舗等で「おさかなカード」を配布し、抽選で水産物等が当たる「あいちのおさかなカードキャンペーン」を開催(2020.8.1～9.30)



名古屋コーチンまつり



県庁おもてなし花壇



愛知県茶会



あいちのおさかなカードキャンペーン

(3) 次代を担う品目・品種のブランド化推進

本県が開発した次代を担う新たな品目・品種について、知名度向上に向けた取組を実施しました。

品目・品種	実施状況
夕焼け姫 (カンキツ新品種)	・PR 資材作成、配布 ・消費宣伝会の開催
愛知梨3号 (ニホンナシ新品種)	・市場関係者への試食アンケート実施 ・ブランド化チーム設置 ・ブランド名を商標登録出願
かがり弁ギク	・商業施設等での展示 PR



夕焼け姫シンボルマークを活用した資材

「食と花の街道」の認定拡大について

本県では、県産農林水産物及びその加工品を活用し、食や花をテーマとして地域活性化と観光振興に向けた活動を行う地域を「食と花の街道」として認定しています。

2016年度の認定開始後、その取組は県内全域へと広がりを見せ、2020年度は新たに3街道を認定しました。街道の数は合計で17街道となり、更なる知名度や魅力の向上の推進が求められています。

1 2020年度認定証贈呈式

2020年10月28日に「祖父江ぎんなん街道」、2021年1月28日に「おかざき鮎めし街道」及び「おかざきカレーパン街道」の認定証贈呈式が行われ、あいち認証材で作成された特製の認定証が、知事から街道代表者に手渡されました。各街道の代表者は、それぞれ今後の活動やイベント計画など地域活性化に向けた意欲を語り、街道の魅力をもPRしました。

2020年度に認定された3街道の概要

街道名	取組内容
祖父江ぎんなん街道	江戸時代から続くぎんなん産地である祖父江町で、「祖父江ぎんなん」を用いた料理や加工品などを楽しむ街道
おかざき鮎めし街道	新鮮な鮎とブランド米「ミネアサヒ」を使用し、こだわりの「鮎めし」を提供する飲食店をつなげた街道
おかざきカレーパン街道	「カレーの餡または、パン生地におかざきの食材を使用していること」を定義とした個性豊かなカレーパンを販売する街道

2 街道ネットワークの構築と強化にむけた取組

【研修会】

街道間の意見交換や交流等を行うことを目的に、初めての取組として、オンラインによる研修会を開催しました（2020年9月11日）。研修会では、観光を専門とする講師を招き、新しい生活様式に対応した観光の取組等をテーマにした講演と、各街道による地域一体となった取組事例の紹介が行われました。



オンライン研修会

【PR活動】

2021年2月23日には、イオンモール熱田（名古屋市）において、チラシ等を配布するイベントを開催し、8街道が参加しました。イベントを通して、街道関係者が街道の魅力や企画などを都市部の県民に直接伝えることで、効果的なPRの場となりました。会場では、参加した各街道の関係者間で、活動状況に関する意見交換が自主的に行われるなどし、街道のネットワークが強化されました。また、新型コロナウイルスの影響で移動の自粛を余儀なくされる時期に、改めて身近な県産農林水産物に目を向けてもらい、街道の取組内容と活動地域を知ってもらおうと、県庁舎地下通路において街道のポスター掲示なども実施しました（2020年8月5日～31日）。



イオンモール熱田におけるPR

農業総合試験場・農業改良普及組織・農業大学校の機能強化について

本県では、農家数が減少する一方で、農業生産の中心となる基幹経営体は、この数年約4,000戸で推移するとともに、経営面積の拡大や農業法人の増加などにより、農業産出額は3,000億円前後で推移し、全国で上位に位置しています。こうした生産構造の変化がさらに進む中、今後も本県農業の生産力を維持・向上するためにスマート農業等の新技術や新品種の開発と普及の迅速化が必要となっています。

また、各農林水産事務所農業改良普及課における農起業支援センターがきめ細かな就農支援を行い、毎年200名程度の新規就農者を確保していますが、就農相談内容の多様化への対応や就農後の育成が課題となっています。課題解決には就農相談とその後の育成を効率的・効果的に行い、今後も担い手を安定的に確保・育成する必要があります。

そこで、これらの課題を解決するために、農業総合試験場、農業改良普及組織、農業大学校の機能を強化する目的で2021年4月から組織を改正しましたので紹介します。

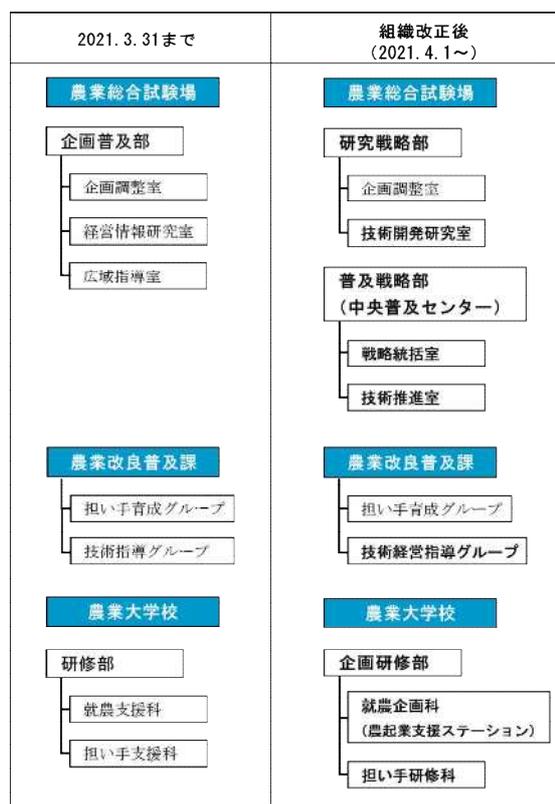
1 農業総合試験場の組織強化

(1) 研究戦略部を新設

企画普及部を研究戦略部とし、新たに技術開発研究室を設け、スマート農業等の研究動向を調査し県内農業への利用について評価します。また、大学や民間企業等との連携強化による共同研究をさらに推進します。

(2) 普及戦略部（中央普及センター）を新設

普及戦略部（中央普及センター）を設置して、その中に戦略統括室と従来の広域指導室を拡充した技術推進室を設置し、県全体の普及活動を指導、支援するとともに、研究部門、大学及び民間企業と連携したスマート農業技術等の現地実証を推進します。また、県オリジナル品種の早期産地化に向けた技術指導を行います。



2 農業改良普及組織の強化

農業改良普及課の技術指導グループを技術経営指導グループとし、技術指導にあわせて高度な経営指導を行います。また、農業総合試験場普及戦略部と一体となって、スマート農業等の新技術の普及や新品種の栽培技術の確立などに取り組みます。

3 農業大学校の組織強化

研修部を企画研修部とし、就農相談を行う就農企画科（農起業支援ステーション）を新設するとともに、農業者等への研修を実施する担い手研修科を設置します。農起業支援ステーションでは、県内の各農業改良普及課に設置した農起業支援センターと連携して、就農希望者に対する就農相談や就農説明会、農作業体験の実施などにより、就農希望者に対する就農プランの明確化支援などを効果的・効率的に行います。

また、担い手研修科において、農業者の経営の発展段階に応じた体系的な研修や農福連携など多様な人材に対する研修を実施します。

スマート農業の普及に向けた取組について

県では、今後進展する高齢化や担い手の減少に対応し、産地の持続的な成長を図るため、ICT、IoT、ロボット、AI等の先端技術を活用したスマート農業を普及するための施策を展開しています。今回は、スマート農業への入り口の一つとして、園芸施設への環境モニタリング装置等を導入支援する「あいち型植物工場推進事業」の取組を紹介するとともに、先端技術を取り入れた新たな産地営農体系策定を支援する「スマート農業推進事業」について解説します。

1 あいち型植物工場推進事業

2016～2018年度に実施されたあいち型植物工場推進事業では、既存施設に、作物の光合成促進に不可欠な炭酸ガス発生装置と、ICT等を活用した施設内環境を情報共有できるモニタリング装置の導入を支援しました。さらに、普及指導員を始めとした地域の技術者が同じデータを共有しながら技術支援を行っていることが大きな特徴で、リアルタイムデータを活用した現地での意見交換など活発な研究会活動が行われています。その結果、2019年度末時点で、県内の131.6haの園芸用施設で環境モニタリング装置が導入されています。



スマートフォンで施設内の環境を確認

2 スマート農業推進事業

この事業は、県農業改良普及課、JA、生産者、メーカー等で構成される協議会が、先端技術を取り入れた新たな営農体系について現地検証試験等をおおして検討し、その産地実装に向けた取組をまとめた計画（以下「革新計画」）を策定するものです。革新計画には、新たな営農体系の普及に向けた関係者の役割体制、活動スケジュール、産地全体の環境整備の必要性等を明記します。事業終了後も、この計画の必要な見直しを行いつつ、関係者と連携して新たな営農体系の産地実装に向けて取り組んでいきます。



ドローンによる施肥技術の検証

○2019年度の取組実績（3地区）

協議会名	地域	対象品目	取組内容	検証結果
名古屋水田農業活性化対策協議会	名古屋市港区 南陽地域	水稲	自動操舵補助システム等を導入した作業省力化・精度向上を図る営農体系を検証	代かき時の作業精度が初心者、熟練者ともに向上
れんこん産地協議会	愛西市	れんこん	ドローンによる省力的防除、リモートセンシングによる省力地力診断に基づく一発基肥施肥作業を組み入れた営農体系を検証	ドローン活用により作業時間が約2割減
田原大玉トマト活性化協議会	田原市	トマト (施設)	環境データ及び生育調査に基づく生産者ごとの栽培管理指標を活用した営農体系の検証	栽培管理指標に基づく栽培管理により、反収が約3割増

○2020年度の取組内容（4地区）

協議会名	地域	対象品目	取組内容
小牧市スマート農業推進研究会	小牧市	果樹	自動追従型ロボットや自律走行型草刈機等による作業省力化を図る営農体系の検証
美浜キュウリ技術改善協議会	知多郡美浜町	キュウリ (施設)	データによる研究活動を通じて、新規就農者が就農直後でも増収・安定生産が可能な営農体系を検証
スマート農業協議会	豊田市 みよし市	果樹	アシストスーツ、自律走行型草刈機等による軽労化を図る営農体系の検証
田原市オオバ活性化協議会	田原市	オオバ (施設)	環境データ及び生育調査に基づく個別の栽培管理指標を活用した営農体系の検証

愛知県産 新ブランド米「愛ひとつぶ」について

愛知県は、県内の大規模稲作経営者や JA あいち経済連などの農業団体とともに、「『愛知 123 号』ブランド化推進協議会（以下、協議会）」を 2017 年に設立しました。協議会では、農産物検査等級 1 等及び玄米蛋白質含量 6.4% 以下など良食味につながる独自の品質基準（以下、品質基準）を満たした水稻「愛知 123 号（品種名：なつきらり）」を新たなブランド米「愛ひとつぶ」とし、ブランドマーク（商標出願中）をつけて販売することにしました。

2020 年度から生産者 55 名が県内全域の約 50ha で本格栽培を始め、2020 年 9 月末から「愛ひとつぶ」の販売を開始しました。

1 「愛ひとつぶ」の特徴

県農業総合試験場が高温耐性と良食味を併せ持つ水稻として開発しました。夏の高温による米の品質低下（米が白く濁る白未熟粒の発生）が少なく、外観が美しいのが特徴です。上品な甘みともっちりとした食感も特徴です。



2 デビュー発表会の開催

報道機関向けに発表会を開催し、知事はビデオメッセージで「愛ひとつぶ」の販売開始を PR しました。

- (1) 日時 2020 年 9 月 25 日（金） 午前 11 時から正午まで
- (2) 会場 料亭 河文（名古屋市中区）
- (3) 取材報道機関

テレビ局 6 社（9 月 25 日放映）、新聞 2 社（9 月 26 日掲載）、業界紙など 8 社



知事のビデオメッセージ

3 「愛ひとつぶ」の販売実績と評価

品質基準を満たした精米 148 トンを 2020 年 9 月 26 日（土）より「愛ひとつぶ」として、県内の量販店・生協などで販売を開始しました。2020 年産の「愛ひとつぶ」の販売は、メディアを通じた PR や、店頭での大量陳列などの販促手法をとりました。消費者からは、「おいしい」、「水引の文字が特徴的で高級感がある」など支持を得て、好評のうちに 12 月末をもって全数量の販売が終了しました。

また、愛知県 WEB 物産展 あいちの『食と物産』マルシェにも限定 100 袋（5kg・白米）で出展し、完売となりました。



店頭での大量陳列

4 2021 年度以降の取組

2021 年度は、生産者約 80 名が「愛ひとつぶ」の生産に取り組み、生産規模は約 110ha となる見込みです。今後も、「愛ひとつぶ」のブランド化のため、生産面積の拡大と品質の安定化によって生産体制を強化するとともに、県内での販売に向けたメディアやイベントを活用した PR 活動に取り組みます。

家畜伝染病予防法等の改正について

2018年9月に国内では26年ぶりに、豚及びいのししの家畜伝染病である豚熱が岐阜県で発生しました。同病に感染した野生いのししにより広域に病原体が拡散し、未だ終息に至っていません。また、2018年以降アジア地域において、強い感染力と高い致死率を特徴とする家畜伝染病であるアフリカ豚熱の発生が急速に拡大し、国内への侵入リスクが一段と高まっています。これらの状況を踏まえ、2020年3月に家畜伝染病予防法が改正されました。

1 家畜伝染病予防法の主な改正点

(1) 家畜の伝染性疾病の名称変更

豚熱(旧豚コレラ)、アフリカ豚熱(旧アフリカ豚コレラ)等の家畜の伝染性疾病が、国際的に用いられている名称に変更されました。

(2) 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

家畜の伝染性疾病に対して、家畜の所有者はまん延防止についての第一義的責任を有していること、国は発生予防及びまん延防止に関する施策を総合的に策定・実施すること、都道府県は発生予防及びまん延防止のための体制を整備し、これらの措置を効果的に実施すること、市町村及び関連事業者は国・都道府県の施策に協力すること等が明記されました。

(3) 飼養衛生管理基準(以下、「基準」)の遵守に係る是正措置等の拡充

家畜の所有者は衛生管理区域(病原体の侵入やまん延防止のために、衛生的な管理が必要となる区域)ごとに飼養衛生管理者を選任し、従事者等の管理や基準の周知等を行わせる制度が新設され、また基準に係る命令違反に対する罰則が強化(30万円以下の罰金→100万円以下の罰金)されました。

(4) 予防的殺処分の対象疾病の拡大

まん延防止のために患畜等以外の家畜を殺処分する予防的殺処分について、これまでの対象疾病だった口蹄疫に加え、アフリカ豚熱が追加されました。また、野生動物で口蹄疫又はアフリカ豚熱の感染が発見された場合も予防的殺処分の対象となりました。

(5) 輸出入検疫の強化

動物検疫所において輸出入検疫を行う家畜防疫官の権限及び畜産物を違法に持ち込んだ場合の罰則が強化(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は5,000万円以下))されました。

2 飼養衛生管理基準の改正

家畜伝染病予防法の改正を踏まえ、2020年3月に豚等の基準が、2020年6月にすべての畜種の基準が全面的に改正されました。主な改正点は次のとおりです。

- ・ 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者等への周知徹底
- ・ 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止
- ・ 衛生管理区域入口での更衣及び車両乗降時の交差汚染の防止
- ・ 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの豚への飼料利用時における加熱処理
- ・ 畜舎に加え堆肥舎、飼料保管庫等への野鳥等の侵入防止
- ・ 衛生管理区域から退出する者の手指、退出する車両、搬出する物品の消毒等

本県においても、家畜保健衛生所を中心として、家畜の所有者及び畜産関係者に対して新基準の周知と遵守指導を進めています。また、基準の改正により防鳥ネットや簡易更衣室の設置等の施設整備が必要となった農場に対して助成を行っています。



堆肥舎への防鳥ネット設置

愛知県豚熱等対策実施要綱の改正について

2019年に愛知県において、18例の豚熱が発生し、県職員17,299人のほか自衛隊や民間事業者等約17,381人の支援のもと、5市32戸47農場の豚65,296頭の殺処分や埋却などの防疫活動を実施しました。

これら防疫活動については、2018年12月に制定した愛知県豚コレラ対策実施要綱（以下、「旧要綱」という。）に基づいて実施しましたが、防疫活動を通じて旧要綱における様々な課題が明らかとなったため、2020年4月1日付けで旧要綱を改正しました。

1 改正の内容

旧要綱の改正にあたっては、各所属からの意見等を踏まえ各地域の防疫対策部会と検討を進めました。その内容については次のとおりです。

(1) 名称の変更等

家畜伝染病予防法の改正に合わせ、豚コレラの呼称を豚熱に変更するとともに、アフリカ豚熱対策についても規定しました。

(2) 初動対応の早期化

初動対応を円滑に進められるよう、防疫部会活動開始基準や動員要請時期について明確にするとともに、防疫資材供給体制を見直しました。

(3) 動員者対応の見直し

動員者の健康対策として、暑熱対策や救護所の設置及び運営について規定しました。

(4) 情報収集及び伝達の迅速化

正確かつ迅速に情報を伝達するため、県防疫部会から地域防疫部会へ情報総括員を派遣し、情報の集約化を図るよう規定しました。

(5) 豚熱対策マニュアルの制定

旧要綱で規定していた防疫活動の詳細な手順等については、新たな課題が明らかになった場合速やかに反映できるよう、要綱に附帯する豚熱等対策実施マニュアルへ移行しました。

2020年12月28日に施行した同マニュアルでは、新型コロナウイルス感染症対策について新たに盛り込んでいます。

2 愛知県特定家畜伝染病対策実施要綱

豚熱及びアフリカ豚熱のほか、口蹄疫や鳥インフルエンザについても、畜産業に及ぼす影響が大きいため、愛知県口蹄疫対策実施要綱及び愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱を制定し、その発生に備えていますが、これらの要綱についても、豚熱同様、詳細な手順等は、要綱に附帯するマニュアルとして組み替える予定です。

また、各要綱で規定している内容についても、県防疫部会や地域防疫部会の役割、動員要請の方法、動員者の健康対策等共通する項目が多いため、最終的には、愛知県特定家畜伝染病対策実施要綱として一本化する予定です。

いずれの疾病の場合においても、速やかにウイルスを封じ込めることが肝要であるため、迅速な防疫活動を円滑に進められるよう引き続き体制整備に努めます。

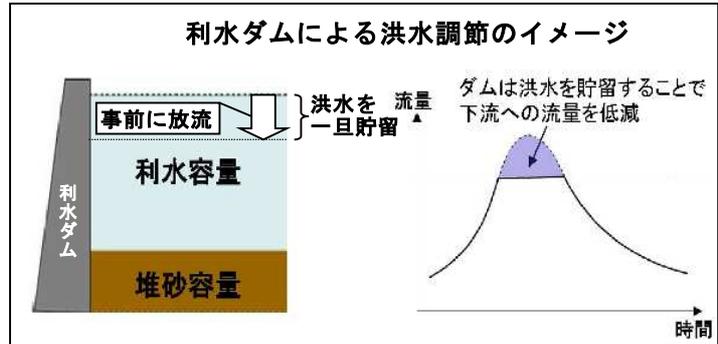
既存ダムの洪水調節機能強化について

1 概要

近年の頻発化、激甚化する豪雨等による水害を踏まえ、国内で稼働している農業用ダムを含めた全てのダムにおいて、洪水調節機能を強化させる取組が政府主導で推進されました。

農業用ダムなどの利水ダムには洪水調整容量（上流から流入する洪水を一旦貯留するための容量）がありませんが、豪雨が予測された場合に限り、本来であれば農業用水などに利用するための貯留水の一部を放流して貯水位を下げ、洪水を受けるための容量をあらかじめ確保する「事前放流」を行うことで、ダム下流域における水害の危険性を低減させることがこの取組の目的です。

本県に関連する農業用ダムにおいても関係者の理解と協力を得て、新たに「事前放流」の運用が始まっています。



2 経緯

2018年7月の西日本豪雨、2019年10月の東日本台風（台風19号）など、近年では多くの河川で氾濫被害が発生しています。このような状況に対し、政府は2019年12月に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を決定しました。

基本方針には、関係省庁が連携し、全国の一級水系に設置されている全てのダムにおいて2020年の出水期（6月）から事前放流を実施するために必要な措置を講ずる旨が示されています。

本方針に基づき、木曾川、矢作川、豊川の各一級水系において、河川管理者とダム管理者及び関係利水者で調整が進められ、各者合意のもと、事前放流の実施に必要な事項を記した「治水協定」が出水期までに締結されたことで、事前放流を実施する体制が整いました。

こうした、全てのダムを活用するという取組により、全国の一級水系のダム容量のうち、洪水対策に使える部分の割合が約3割から約6割に倍増しています。また、二級水系においても順次、同様の体制整備が進められているところです。

3 事前放流の実績と課題

本県に関連する農業用ダムでは、2020年6月30日の梅雨前線に伴う降雨の際、農業用ダムとして全国初の事前放流を行った豊川水系の大島ダム（水資源機構管理）を始め、矢作川水系の羽布ダム（県管理）など5か所のダムにおいて、6月から7月にかけて計10回の事前放流を実施し、水害の危険性を低減しました。

治水協定締結後間もない時期であり、関係者が調整しつつ手探りで実施されましたが、各者が連携し成果を上げることができました。

今後の課題としては、効率の良い的確な事前放流を実施するための気象予測の更なる精度向上、また、事前放流後、水位が回復しなかった場合の対応手法の確立などが挙げられます。

最後に、ダムに貯留されている農業用水は農業にとって欠かすことのできない有限で貴重な資源であり、農業用ダムにおける事前放流は農業者の協力により成り立っていることを十分に認識し、運用していかなければなりません。



豊川水系 大島ダム



矢作川水系 羽布ダム

水環境整備事業古川地区における魚道の設置について

1 はじめに

昨今、持続可能な開発目標（SDGs）で内陸淡水生態系の保全が項目として挙げられている中、農業農村整備事業においても、土地改良施設の周辺環境の保全が重要となっています。

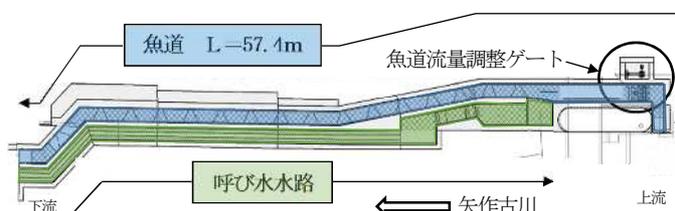
西尾市に位置する古川頭首工は、1級河川矢作川水系の矢作古川に設置された、農業用水を取水するための堰です（A写真）。水産資源保護法の施行前に設置された古川頭首工には、もともと魚道がありませんでしたが、河川管理者や漁協などの関係者との調整を行い、2014年度から2020年度にかけて県営水環境整備事業により魚道を設置しました。



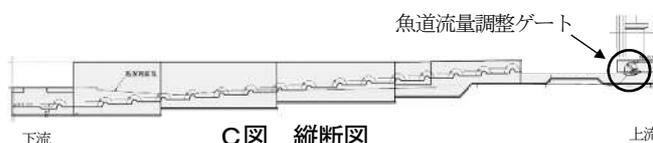
A写真 古川頭首工と魚道

2 魚道の構造

古川頭首工に設置した魚道は延長 57.4 m、内幅 1.0mの鉄筋コンクリート構造となっています（B図、C図）。事前の河川調査において頭首工下流に、アユ、ウナギ、スミウキゴリ、テナガエビの生息が確認されたため、魚道の設計流速は、回遊魚のアユの遊泳能力を主対象としながら、他の魚類等の遡上も可能な流速となるよう設定しています。最上流部には、魚道流量調整ゲートを設置し、常に魚類等の遡上に適した流況となるよう流量を自動制御しています。



B図 平面図



C図 縦断面図

また、流量の少ない渇水期等にも、魚類等を魚道に誘導できるよう、呼び水水路を設置したほか、越流堰には半円状のハーフコーン形式を採用しました（D写真）。この堰は越流水が半円状ハーフコーンの曲線形状に沿って流れることで、横断方向に流速、水深を多様に分布させるため、各魚類等がそれぞれに適した箇所を遡上できるようになっています。

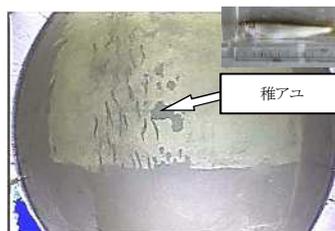


D写真 魚道内部の越流堰

3 魚類の遡上状況

魚道の設置後、2020年3月から6月にかけて遡上調査を行いました（E写真）。調査の結果、4ヶ月で約10万匹の稚アユのほかウナギやテナガエビなどの多くの種類の水生生物の遡上を確認しました（F表）。

このように、新たに設置した魚道は、内陸淡水生態系の保全に貢献しています。



E写真 上からのカメラ写真

F表 確認した水生生物

目名	科目	種名
ウナギ	ウナギ	ウナギ
コイ	コイ	カマツカ
スズキ	スズキ	スズキ
＼	ハゼ	ウキゴリ類ヨシノボリ類
エビ	テナガエビ	テナガエビスズエビ
＼	ヌマエビ	ヌマエビ
＼	イワガニ	モクズガニ